

第 2 期香川県健やか子ども支援計画の変更について (素案)

第 1	はじめに	1～ 2 頁
第 2	総論（計画の背景と基本方向）	3～ 31 頁
第 3	各論	32～102 頁
第 4	県内市町ごとの教育・保育の量の見込みと確保方策	103～120 頁
第 5	計画の推進に向けて	121～124 頁
第 6	資料	
	Ⅰ 数値目標・計画値一覧	125～126 頁
	Ⅱ 用語の解説	127～134 頁

※ 計画の変更箇所は、資料中の下線部分です。

※ 令和 7～11 年度の各数値は各市町において精査中のため、暫定値を記載しています。

第1 はじめに

- I 計画策定の趣旨
- II 計画の性格
- III 計画の期間
- IV 計画の対象

I 計画策定の趣旨

- 本県の人口は、平成 11 年をピークとして減少に転じ、令和 6 年 9 月に公表された令和 5 年の人口動態統計によれば、出生数は過去最低となっており、少子化による子どもの成長への影響、地域の活力の低下、超高齢化による社会保障制度における負担増大など、地域社会や経済への深刻な影響が懸念されています。
- このような中、本県では、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 27 年 3 月に「香川県健やか子ども支援計画」（計画期間：平成 27 年度～令和元年度）を策定し、少子化の流れを変え、次代の担い手となる子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、子ども・子育て支援施策と次世代育成支援施策を総合的かつ計画的に推進しています。
- しかしながら、出生数の減少など少子化の進行や児童虐待対応件数の増加等、子ども・子育てを取り巻く環境は厳しい状況が続いています。このような状況に対応するためには、これまでの取り組みの成果を引き継ぎつつ、子ども・子育て支援施策と次世代育成支援施策を一層推進する必要があることから、令和 2 年 3 月に、第 2 期香川県健やか子ども支援計画を策定しました。
- 令和 5 年 4 月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行され、さらに同年 12 月には、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元的に定めた「こども大綱」が策定されています。
- こども大綱が目指す全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」は、誰もが夢と仲間を持って、次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができる「子育て県かがわ」と方向性を同じくするものであり、本計画についても、こども大綱が定める基本的な方針や重要事項等を踏まえた計画とします。

II 計画の性格

- 本計画は、次の法律・条例に基づく計画を「第 2 期香川県健やか子ども支援計画」として、一体のものとして策定するものです。
 - ① 子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
 - ・ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、県内市町の行う子ども・子育て支援事業を支援するための都道府県としての計画です。
 - ・ 市町が策定する計画では、その地域の実情に応じて小学校就学前子どもの教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保の内容・実施時期等を定めることとされており、県計画では、市町の計画における数値を県設定区域ごとに集計したものを基本として、県設定区域ごとの小学校就学前子どもの教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容・

実施時期等を定めます。また、県内における小学校就学前子どもの教育・保育の推進方策や、子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上に係る方策等を定め、市町の事業を支援します。

- ② 次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「都道府県行動計画」
 - ・ 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための都道府県としての計画です。
- ③ 子育て県かがわ少子化対策推進条例第7条に基づく「少子化対策の推進に関する基本的な計画」
- ④ 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- ⑤ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「都道府県計画」
- ⑥ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」
- ⑦ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第11条に基づく成育医療等基本方針を踏まえた「母子保健を含む成育医療等に関する計画」

○ 本計画は、県の子ども施策に関する事項を総合的かつ一体的に定めたものであり、こども基本法第10条に基づく「都道府県こども計画」としての性格を有するものです。

○ 本計画は、本県の総合計画である「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画（令和3～7年度）の「安全・安心で住みたくなる香川をつくる『県民100万人計画』」のうちの「子育て支援社会の実現」のための個別計画となっています。

○ 本計画は、「健やか香川21ヘルスプラン」、「香川県地域福祉支援計画」、「かがわ障害者プラン」、「香川県保健医療計画」、「かがわ男女共同参画プラン」、「香川県教育基本計画」、「香川県就学前教育振興指針」、「香川県社会的養育推進計画」、などとの整合性を図り、連携を強化するものです。また、本計画の一部は、保育所保育指針等を踏まえた本県における保育の質の向上のためのアクションプログラムでもあります。

Ⅲ 計画の期間

- 本計画の期間は、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。
ただし、子ども・子育て支援法に基づく本県の子ども・子育て支援事業支援計画に係る部分については、令和7年度から令和11年度までの教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容となっています。

Ⅳ 計画の対象

- 本計画は、これから生まれてくる子どもから、成長して次代を育む親となるまでのすべての子ども、また、子どもを育成し、または子どもを育成しようとする家庭、そして、子どもと子育て家庭を取り巻くさまざまな主体（県民、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、企業、関係団体、行政など）を対象とします。

なお、「こどもまんなか」の趣旨を踏まえ、子どもをはじめ、計画の対象であるさまざまな主体の意見の反映に努めます。

第2 総論（計画の背景と基本方向）

- I 計画策定の背景
- II 計画の基本理念、基本目標、基本的視点
- III 施策体系

I 計画策定の背景

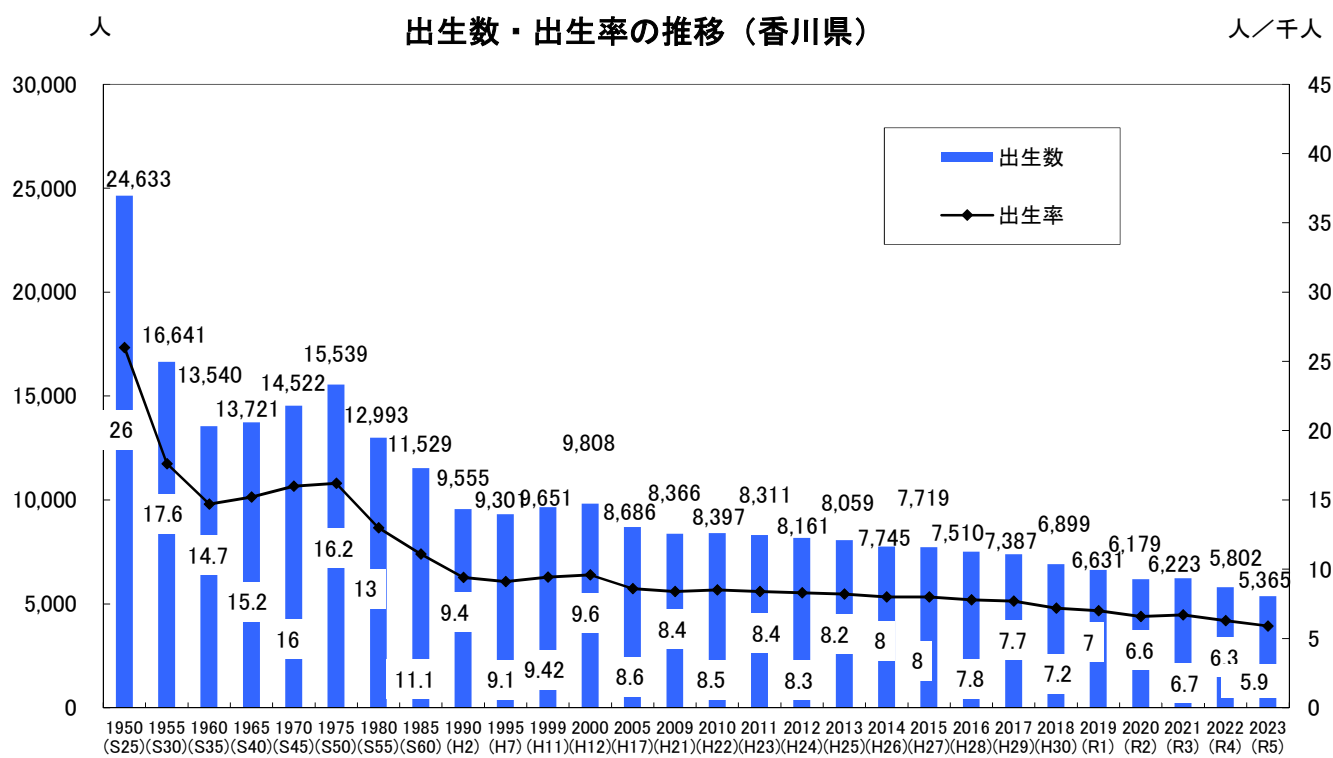
1 子どもの育ち、子育てをめぐる環境

(1) 少子化の進行

① 出生数の減少

本県の出生数は、1947（昭和 22）年をピークとするいわゆる第 1 次ベビーブームを過ぎると急速に減少しはじめ、その後、昭和 40 年代後半から一時的に増加傾向となり、1973（昭和 48）年には 16,399 人を記録（第 2 次ベビーブーム）したものの、1974（昭和 49）年からは再び減少に転じ、1989（平成元）年以降は 1 万人を割って推移しています。

近年、第 2 次ベビーブーム世代の女性が出産期を迎え、出生数は横ばい傾向にありましたが、今後は 15 歳～49 歳の女性人口が減少することに伴い、出生数も減少が続くことが予想されます。



厚生労働省「人口動態統計」

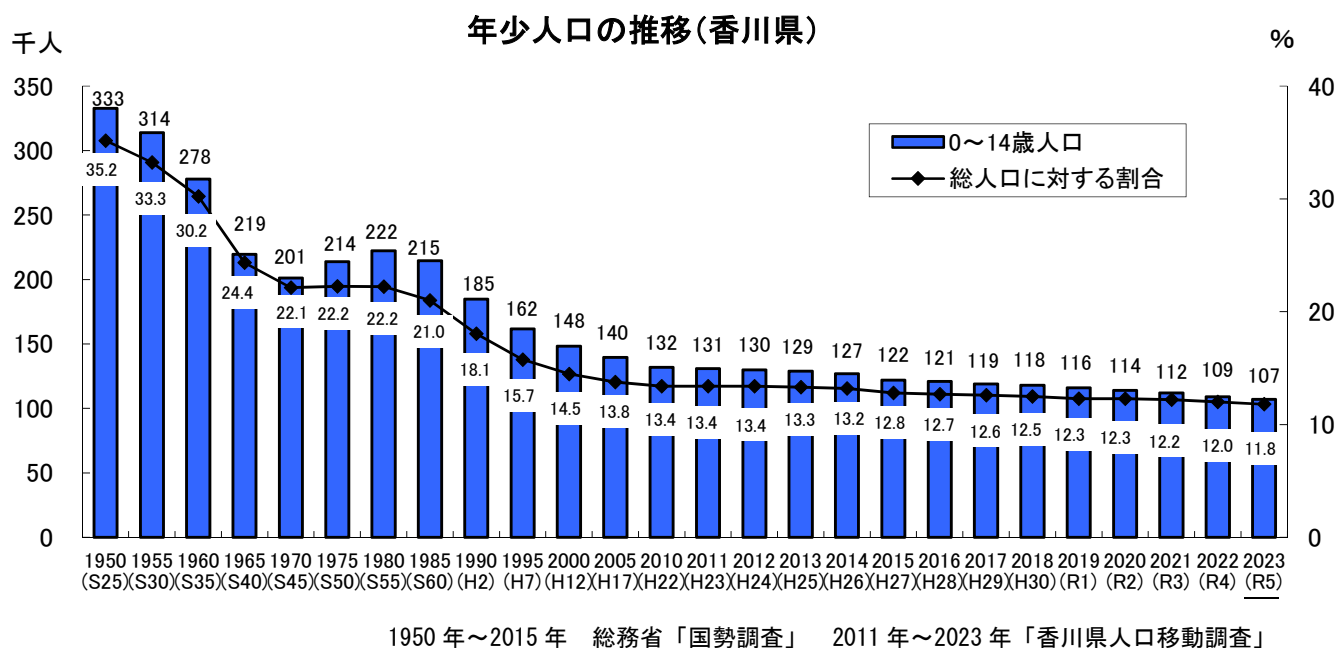
$$\text{※出生率} = \frac{\text{1 年間の出生数}}{\text{10 月 1 日現在人口}} \times 1,000$$

② 子どもの数の減少

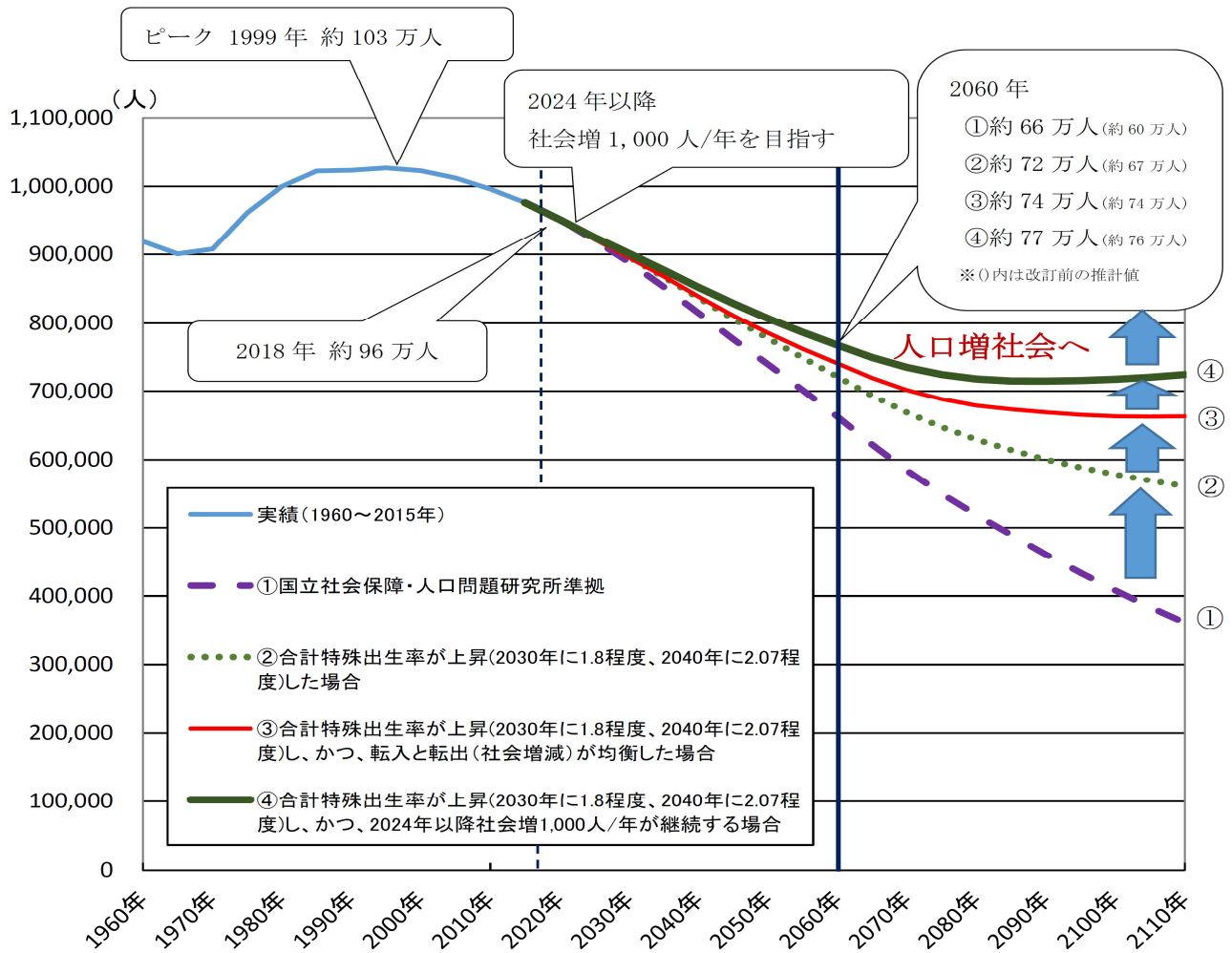
本県の年少人口（0～14 歳）は、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代半ばに一時的に増加傾向を示したものの、その後は減少し、2018（平成 30）年の調査では、1980（昭和 55）年の約 53.2%に当たる 11 万 8 千人にまで減少しています。

また、本県の人口は、1999（平成 11）年をピークとして減少に転じ、総人口に占める年少人口の割合については、1980（昭和 55）年には 22.2%ありましたが、2023（令和 5）年は 11.8%と大幅に減少しています。

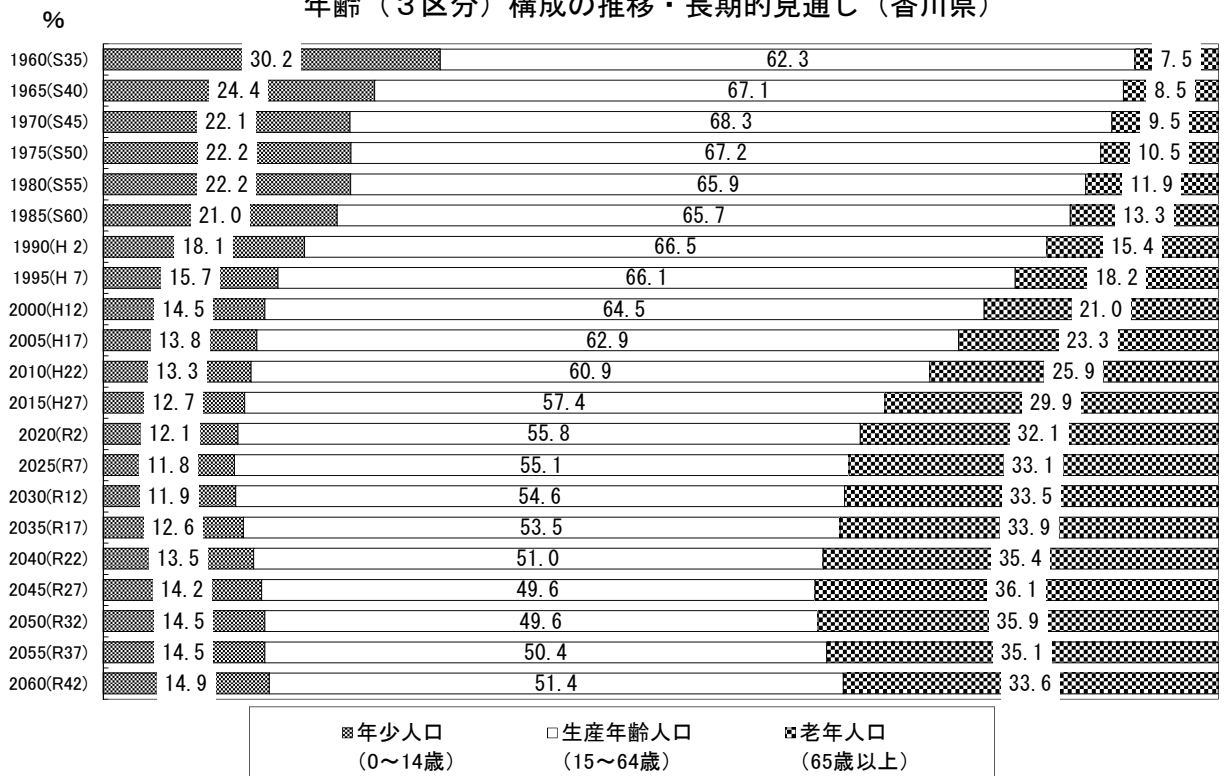
本県では、人口減少の問題や、それがもたらす社会・経済活動への影響を踏まえ、「かがわ人口ビジョン」（令和 2 年 3 月改訂）において合計特殊出生率が上昇（2030（令和 12）年に 1.8 程度、2040（令和 22）年に 2.07 程度）し、かつ、2024（令和 6）年以降社会増 1,000 人／年が継続するとした場合の推計を踏まえ、2060（令和 42）年に人口約 77 万人を維持する目標を掲げたところであり、この目標の実現の観点からも本計画に基づく各種施策の取組みが求められています。



本県の人口の長期的見通し



年齢（3区分）構成の推移・長期的見通し（香川県）



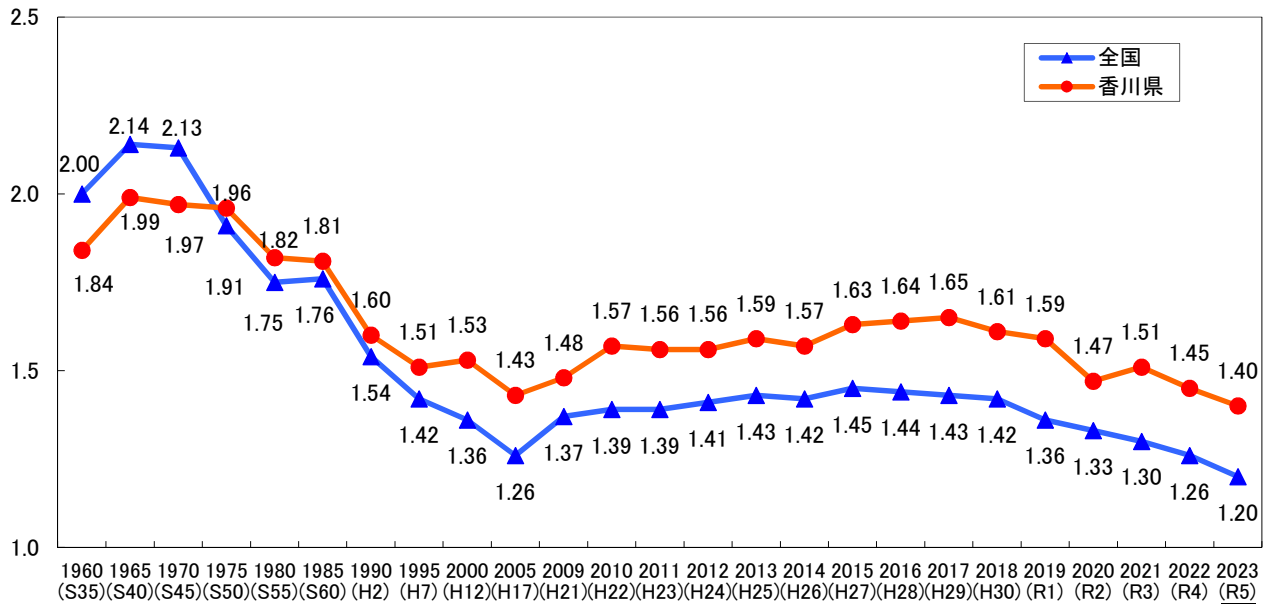
※令和 2 年以降は「本県の人口の長期的見通し」パターン④の計数により作成

香川県「かがわ人口ビジョン（令和 2 年 3 月改訂）」

③ 合計特殊出生率の低下

2023（令和 5）年の本県の合計特殊出生率は 1.40 であり、全国の 1.20 と比べれば高いものの、人口を維持する水準とされる 2.07 を大きく割り込んでおり、依然として少子化の進行に歯止めがかからない状況にあります。

合計特殊出生率の推移（全国・香川県）



厚生労働省「人口動態統計」

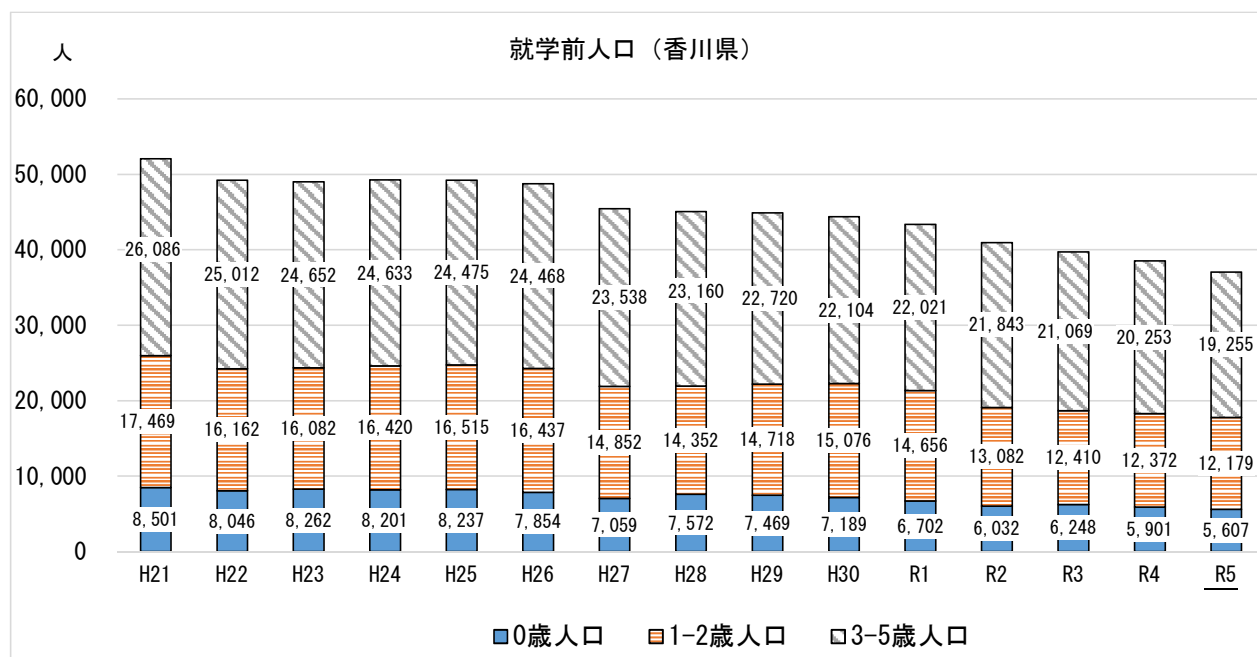
※合計特殊出生率：その年次の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むと仮定したときの子ども数に相当する。

$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{母親の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \right\} \text{15 歳から 49 歳までの合計}$$

(2) 就学前を中心とした子どもの状況

① 就学前の子どもの人口

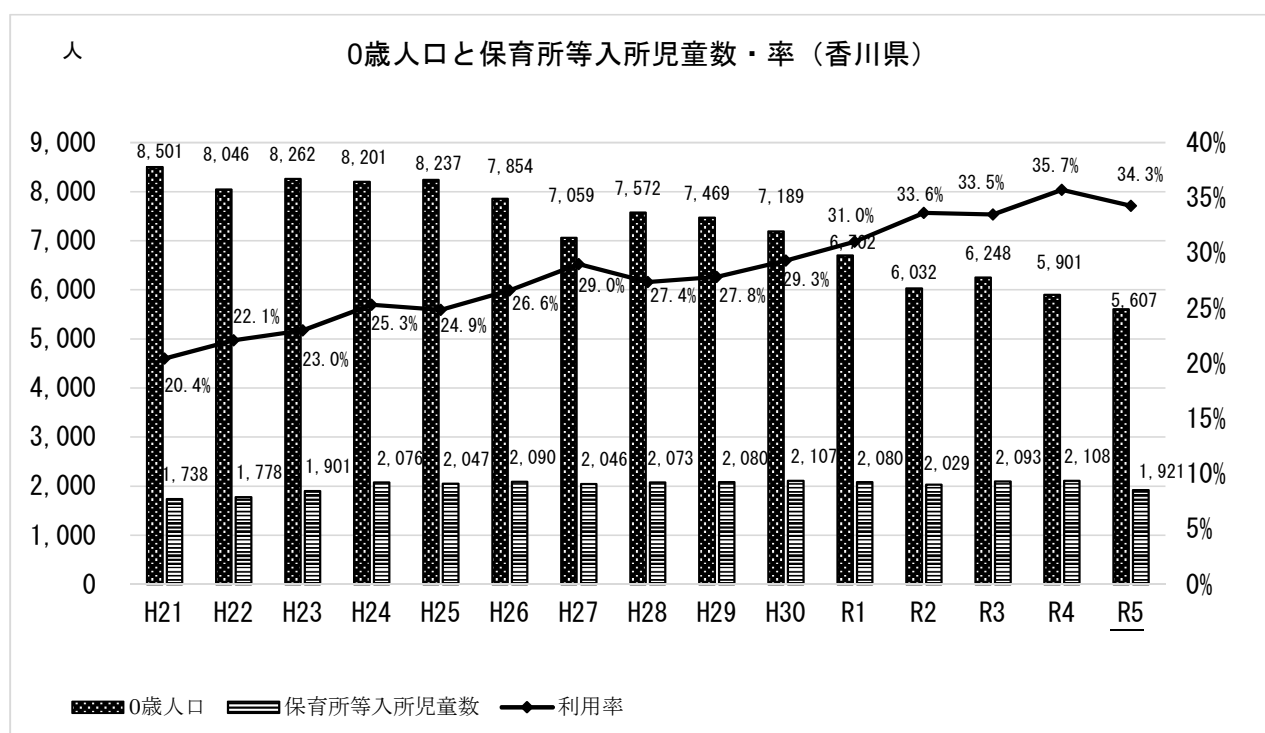
本県の就学前の子どもの人口は、毎年減少を続け、14年間で15,015人減少しています。



「香川県人口移動調査」(各年10月1日現在)

② 就学前の子どもの状況

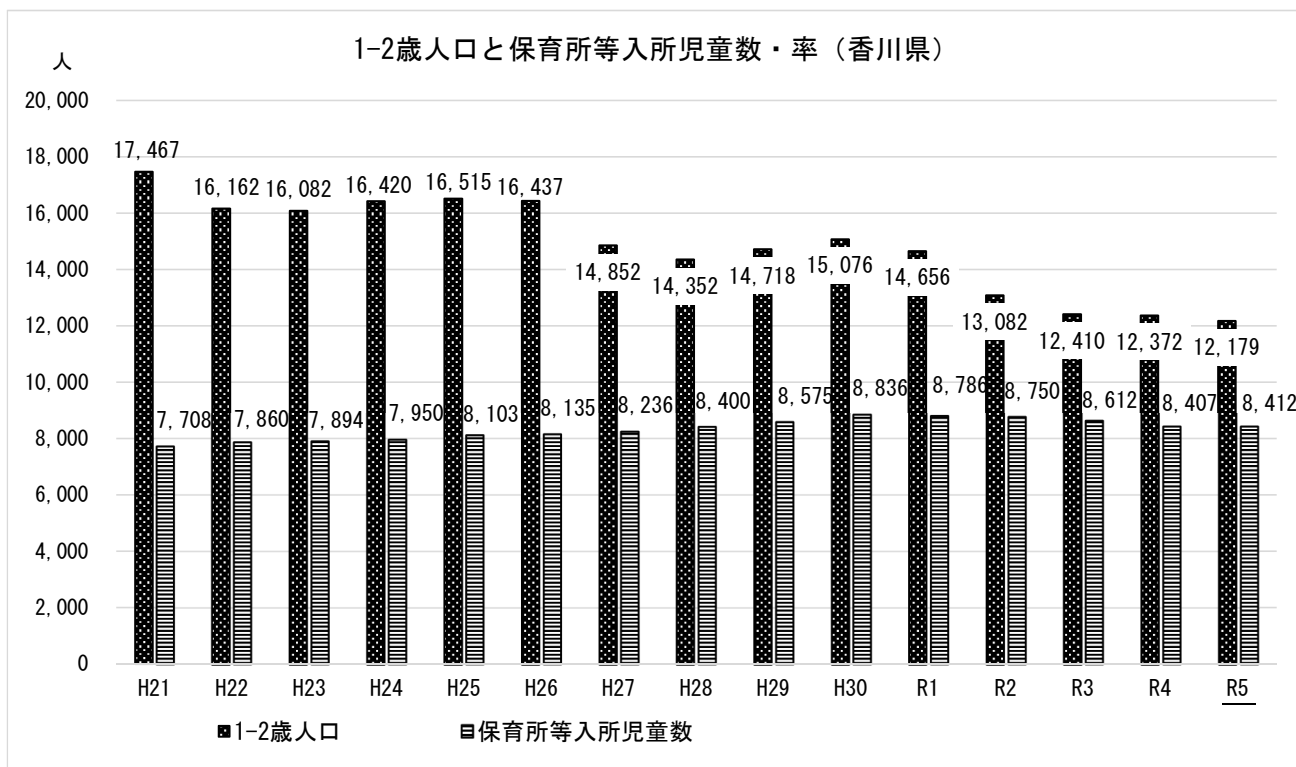
就学前の子どもについては、1歳までは、家庭で養育されている場合が多く、1～2歳では、保育所等を利用している割合が増え、3歳以降は、幼稚園・保育所等に在園・入所する児童がほとんどとなります。(統計には、地域型保育事業を含みます。以下同。)



人口:「香川県人口移動調査」(各年10月1日現在)

保育所等入所児童数:香川県子ども政策課(各年10月1日現在)

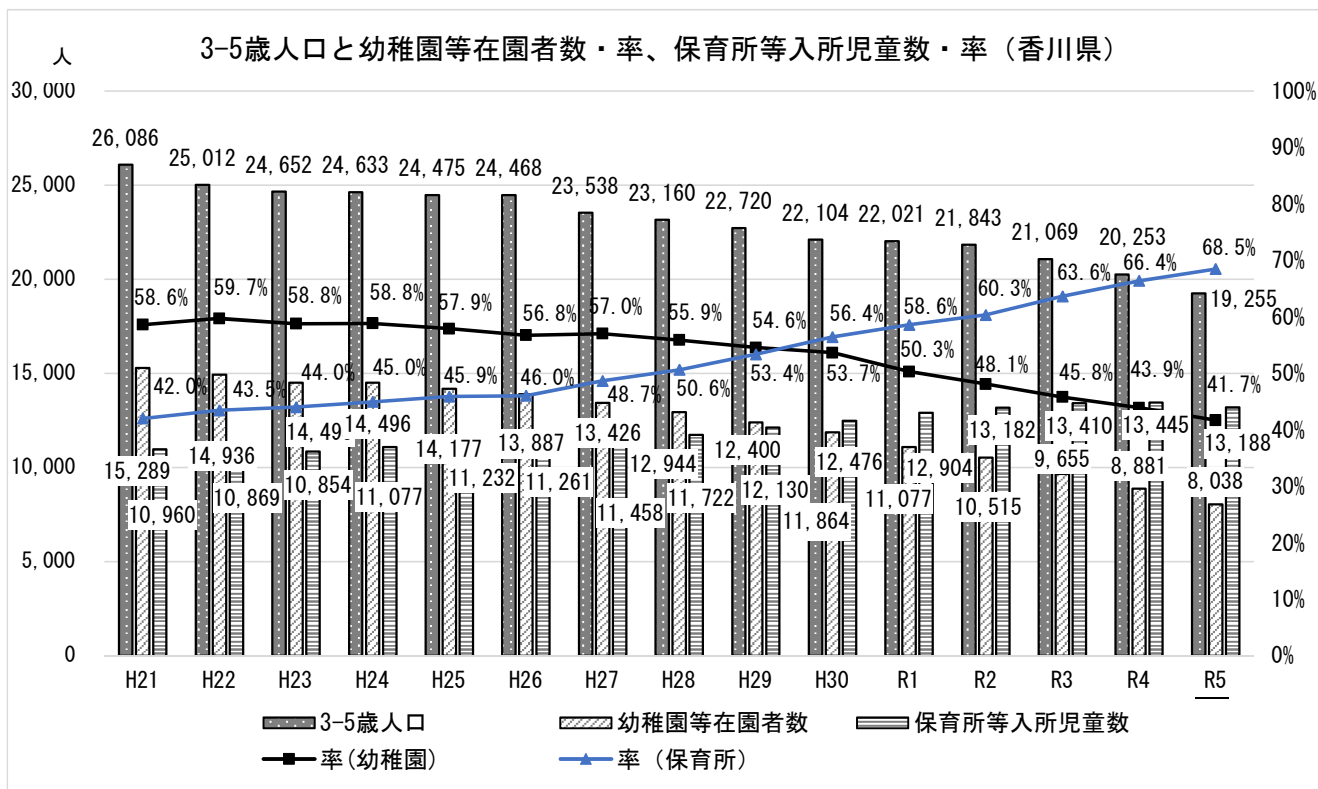
※保育所等:保育所、認定こども園、地域型保育事業



人口：「香川県人口移動調査」（各年 10 月 1 日現在）

保育所等入所児童数：香川県子ども政策課（各年 10 月 1 日現在）

※保育所等：保育所、認定こども園、地域型保育事業



人口：「香川県人口移動調査」（各年 10 月 1 日現在）

保育所等入所児童数：香川県子ども政策課（各年 10 月 1 日現在）

幼稚園等在園者数：「香川県学校基本調査報告書」（各年 5 月 1 日現在）

※保育所等：保育所、認定こども園、地域型保育事業

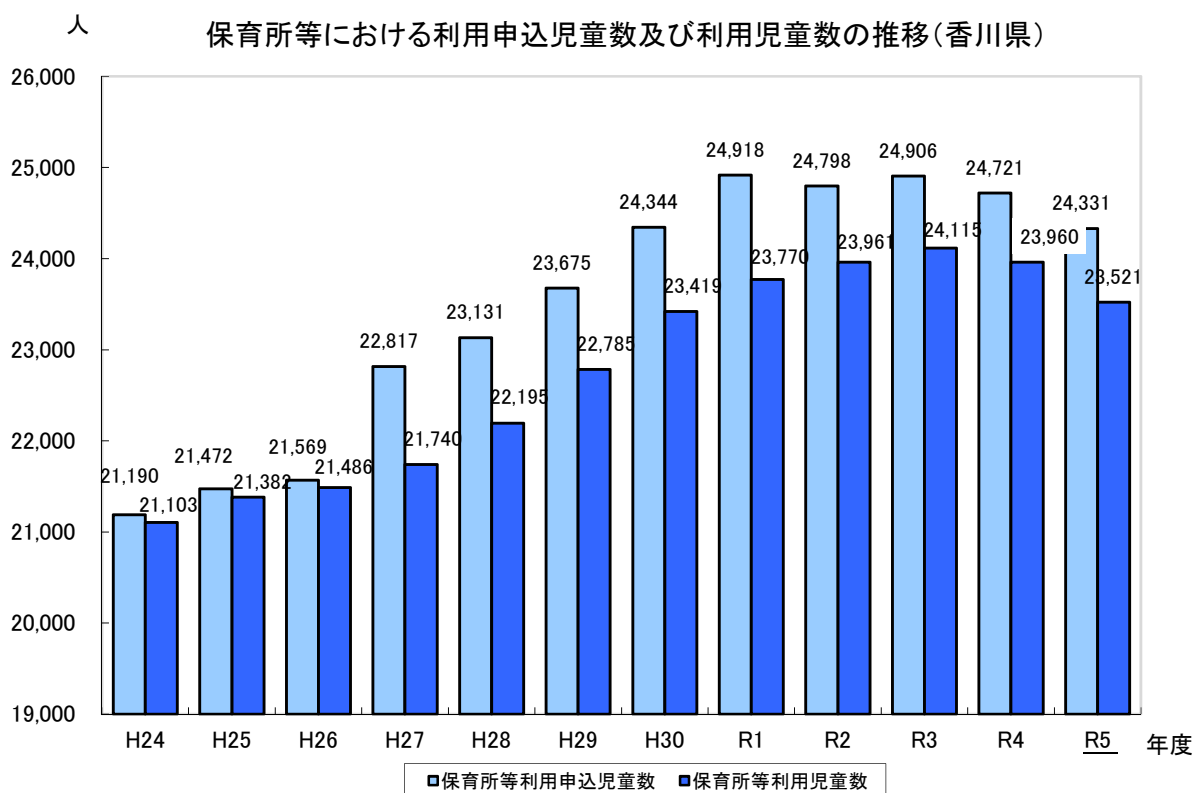
※認定こども園の 2 号認定こどもは保育所等入所児童に含み、1 号認定こどもは幼稚園等在園者数に含む

③ 保育所等、放課後児童クラブの利用状況

○ 保育所等の利用状況

保育所等への利用申込児童数及び利用児童数は、共働き世帯の増加等により増加傾向にあります。

特に、子ども・子育て支援新制度が開始された平成 27 年度は、保育施設の利用対象となる児童が拡大されたことから、利用申込児童数が大幅に増加しています。



香川県子ども政策課(各年 10 月 1 日現在)

香川県の保育所等利用待機児童数は、平成 27 年度以降、年度途中(10 月 1 日)だけでなく、年度当初(4 月 1 日)にも発生しています。

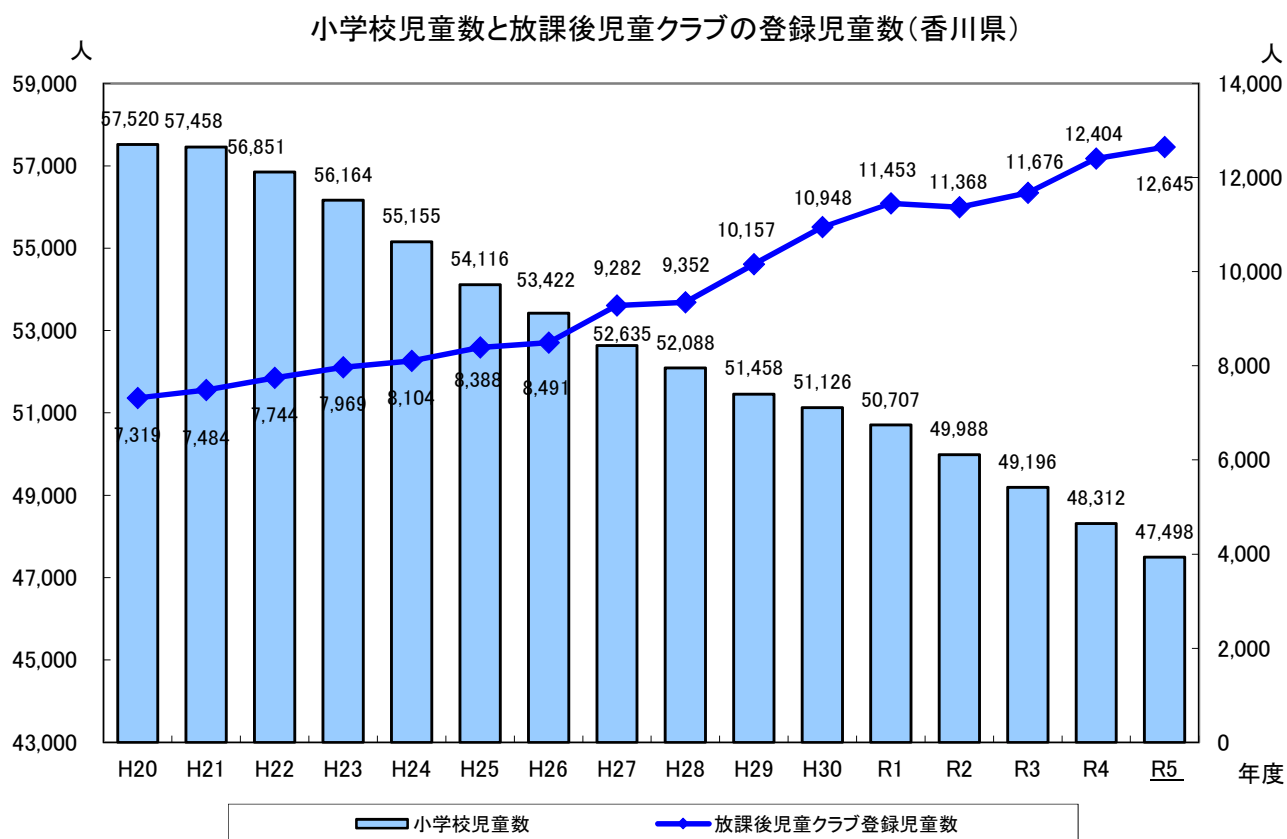
保育所等利用待機児童数の推移(香川県)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
4 月 1 日現在	0	0	0	0	0	0	0	129	324	227	108	182	64	29	19	12	3
10 月 1 日現在	65	68	55	17	30	16	34	407	519	377	314	313	220	166	173	163	二

香川県子ども政策課

○ 放課後児童クラブの登録児童数

放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保し、その健全な育成を図るため、昼間、労働等により保護者が家庭にいない小学生の居場所となる放課後児童クラブの登録児童数は、小学校児童数が減少する中で増加傾向にあります。



小学校児童数:「香川県学校基本調査報告書」(各年5月1日現在)

放課後児童クラブ登録児童数:香川県子ども政策課(各年5月1日現在)

(3) 少子化の要因

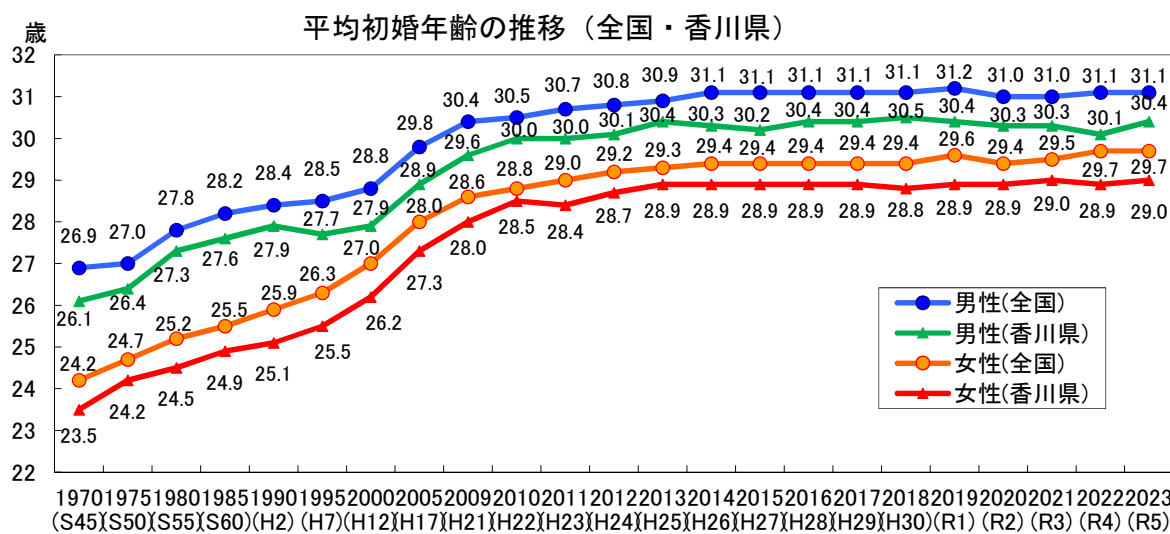
少子化の直接の要因は、晩婚化の進行、未婚率の上昇、初産年齢の上昇、夫婦の出生子ども数の減少が考えられます。

① 晩婚化・晩産化の進行と未婚率の上昇

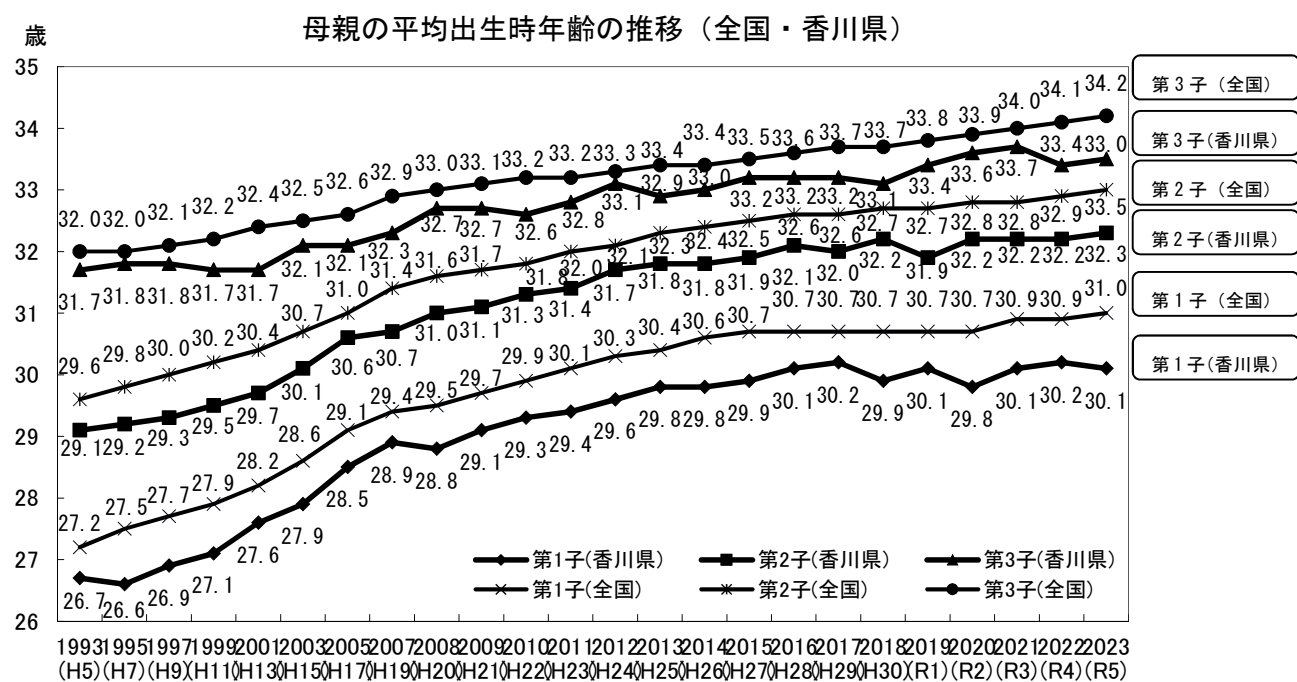
○ 晩婚化・晩産化の進行

平均初婚年齢は年々上昇しており、全国と同様に晩婚化が進んでいますが、近年は横ばい傾向にあります。

また、出生したときの母親の平均年齢をみると、全国に比べると低い水準ですが、第1子・第2子・第3子については緩やかな上昇傾向にあり、2023（令和5）年では第1子が30.1歳、第2子が32.3歳、第3子が34.0歳となっています。



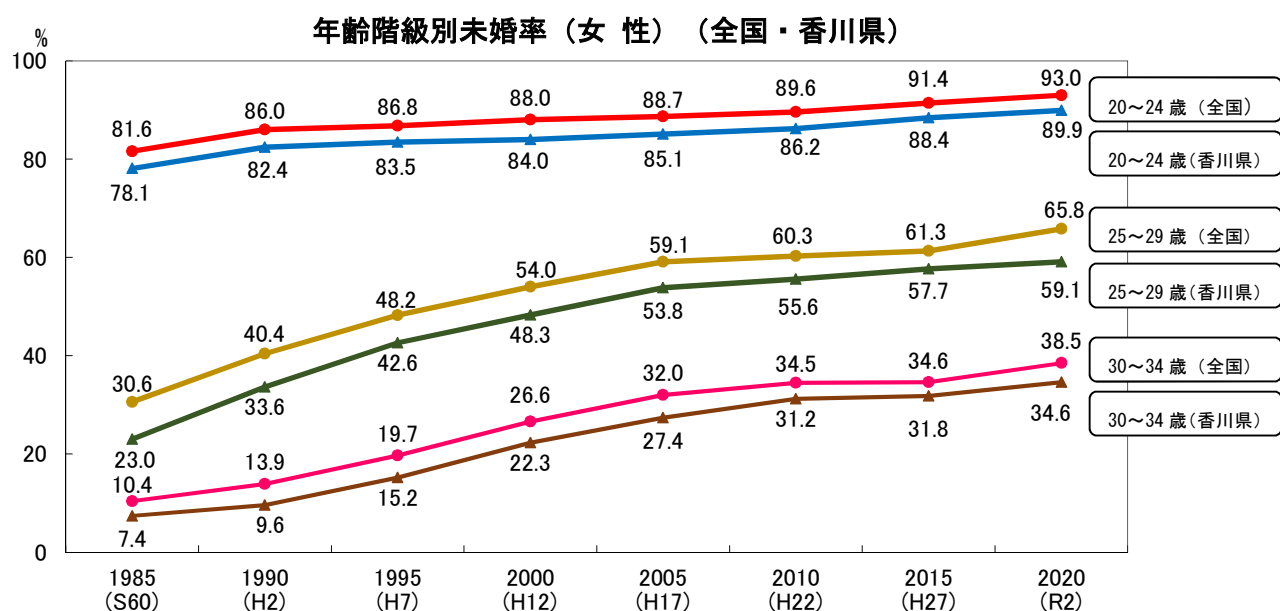
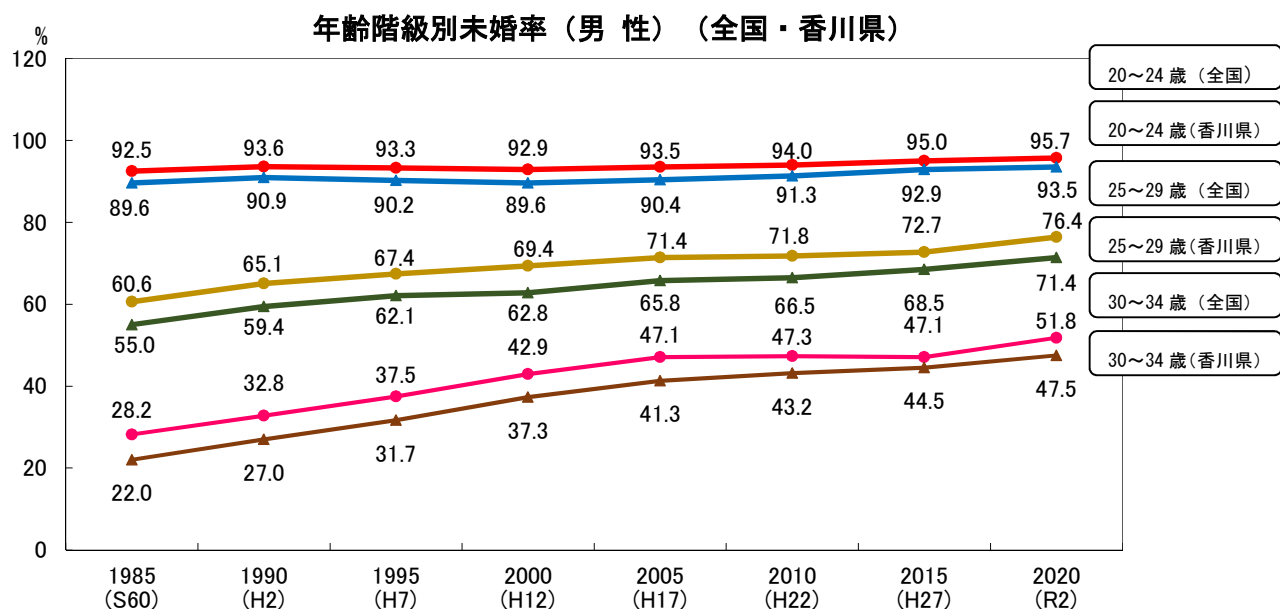
厚生労働省「人口動態統計」



厚生労働省「人口動態統計」

○ 未婚率の上昇

本県の年齢階級別未婚率について、1985（昭和 60）年から 2020（令和 2）年の推移をみると、男性は 30 歳代前半、女性は 20 歳代後半から 30 歳代前半で大きく上昇しています。



総務省「国勢調査」

○ 未婚者の生涯の結婚意思

全国調査である第 16 回出生動向基本調査では、「いずれ結婚するつもり」と回答した未婚男性は 81.4%、未婚女性は 84.3%となっています。

未婚者の生涯の結婚意思（全国）

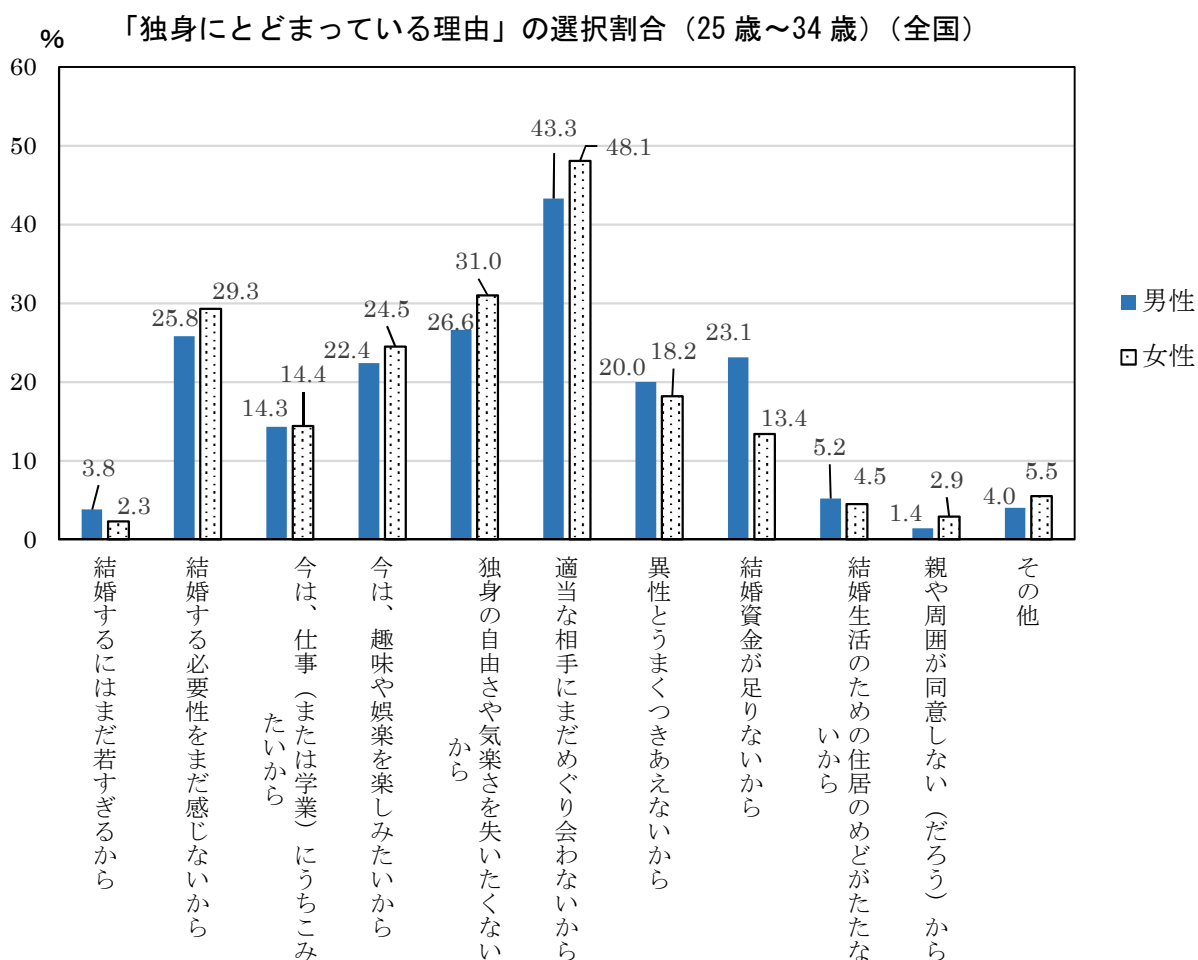
生涯の結婚意思	男 性		女 性	
いずれ結婚するつもり	1,654 人	81.4%	1,731 人	84.3%
一生結婚するつもりはない	351 人	17.3%	300 人	14.6%
不 詳	28 人	1.4%	22 人	1.1%
総 数	2,033 人	100.0%	2,053 人	100.0%

注：対象は 18～34 歳の未婚者

国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査」（2021 年）

○ 独身にとどまっている理由

結婚意思のある未婚者（25～34 歳）が独身にとどまっている理由としては、男女共に「適当な相手にめぐり合わない」が最も多く、男性 43.3%、女性 48.1%となっています。

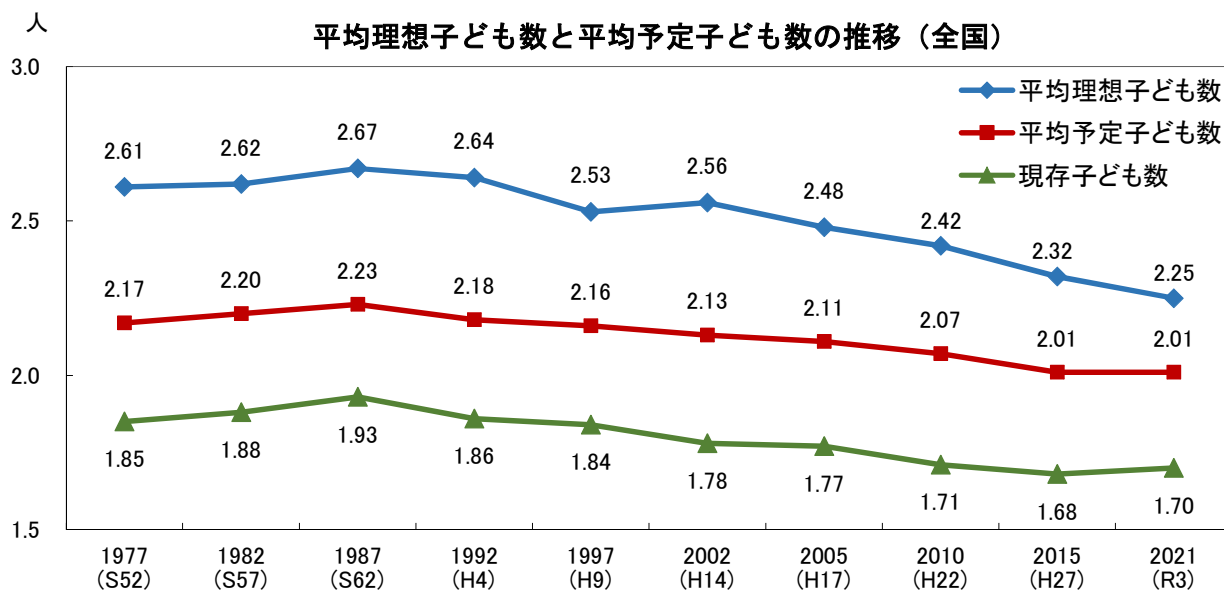


国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査」（2021 年）

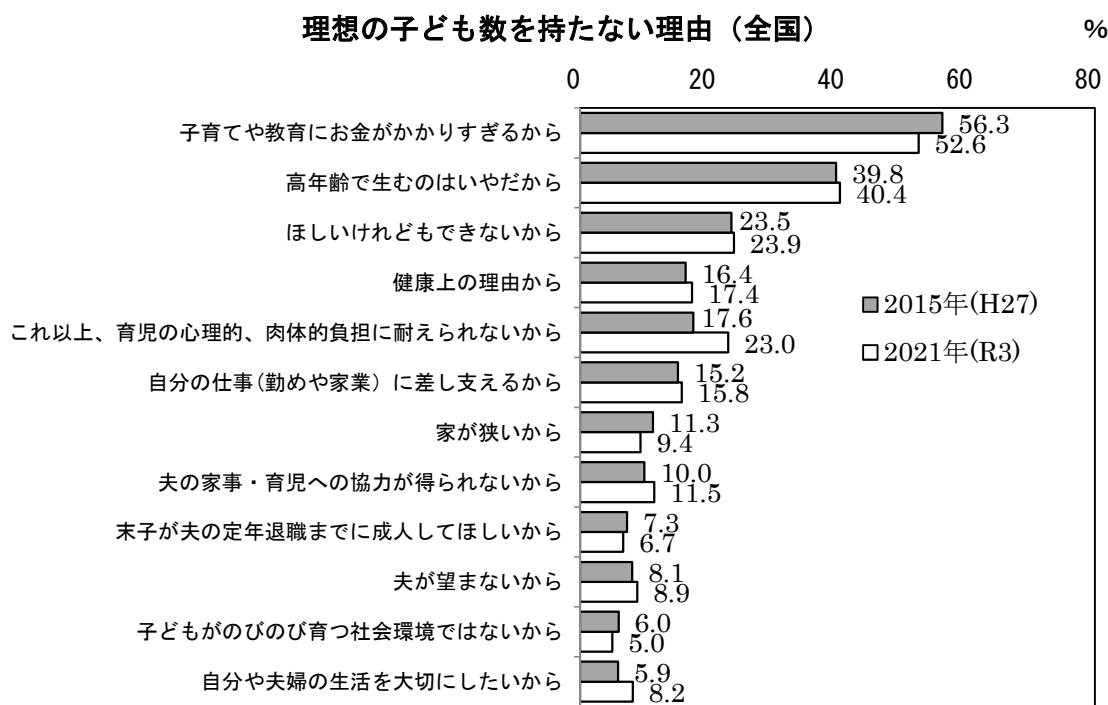
② 夫婦の出生子ども数の減少

夫婦にたずねた理想的な子ども数（平均理想子ども数）は低下する傾向にあり、2021（令和3）年は調査開始以降最も低い2.25人となっています。また、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数（平均予定子ども数）や現存子ども数も、1977（昭和52）年以降、漸減傾向が続いています。

理想の子ども数を持たない理由として、最も多いのが「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（52.6%）、次いで、「高年齢で生むのはいやだから」（40.4%）、「ほしいけれどもできないから」（23.9%）の順になっています。



国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」



国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」（2015年）
「第16回出生動向基本調査」（2021年）

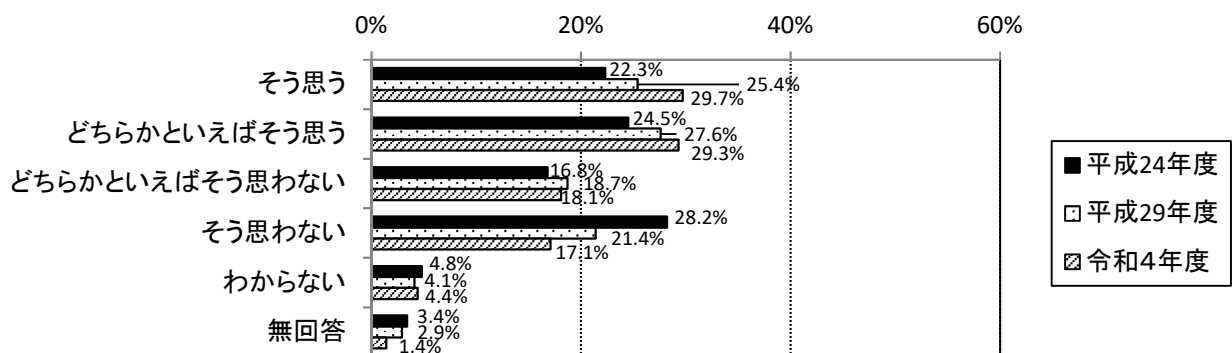
③ 結婚や出産についての意識

○「結婚は個人の自由であるから、結婚しなくてもよい」に対する考えについて

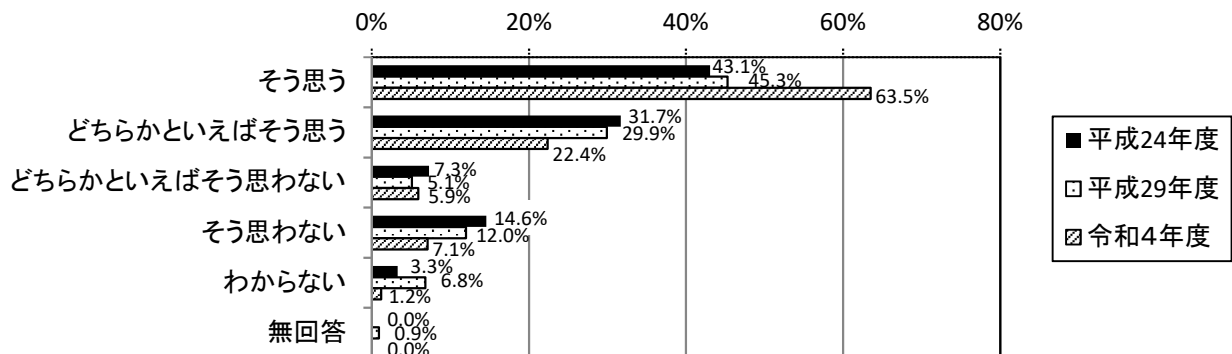
令和4年度県政世論調査では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた【思う】の割合が59.0%となっており、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた【思わない】(35.2%)を23.8ポイント上回っています。また、令和4年度調査の【思う】(59.0%)は、平成29年度調査の【思う】(53.0%)と比べ6.0ポイント増加しています。

年齢別にみると、令和4年度調査での「20～29歳」の【思う】は85.9%と8割を超えており、平成29年度調査(75.2%)と比べ10.7ポイント増加しています。また、令和4年度調査での「30～39歳」の【思う】は83.2%と8割を超え、平成29年度調査(76.4%)と比べ6.8ポイント増加しています。

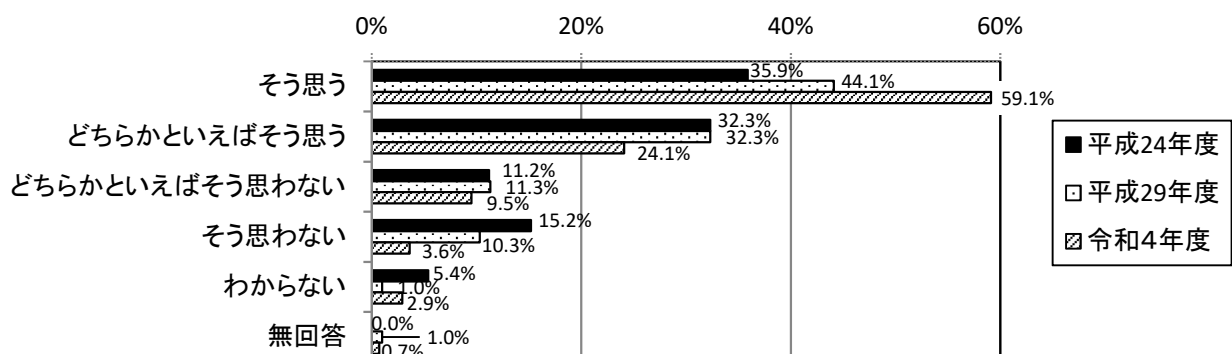
結婚は個人の自由であるから、結婚しなくてもよい(香川県)



(香川県、20～29歳)



(香川県、30～39歳)



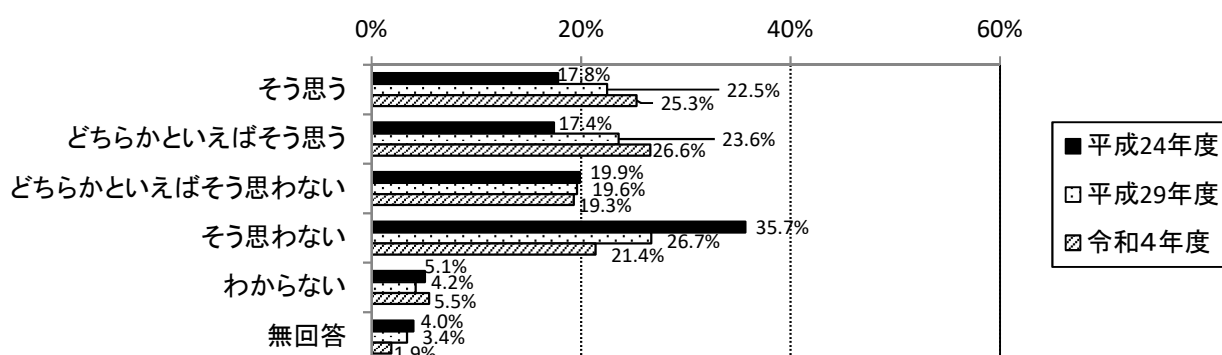
「県政世論調査」

○「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」に対する考えについて

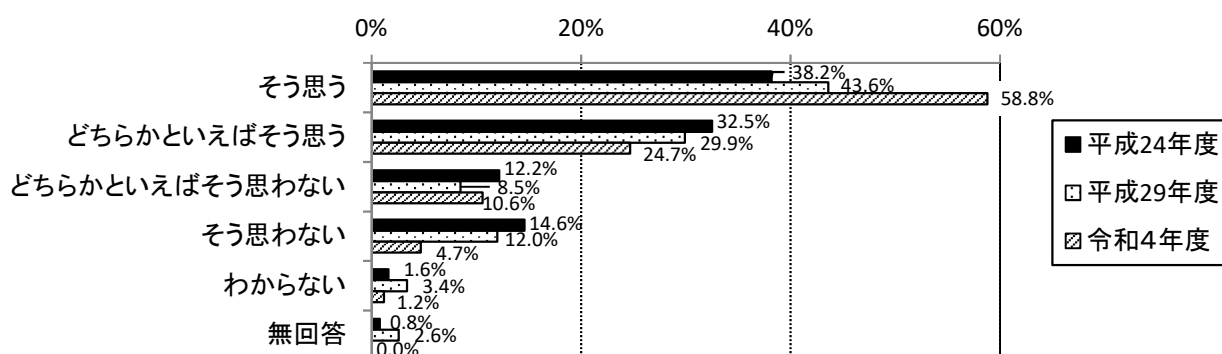
令和 4 年度県政世論調査では、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた【思わない】の割合が 40.7%となっており、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた【思う】(51.9%)を 11.2 ポイント下回っています。また、令和 4 年度調査の【思わない】(40.7%)は、平成 29 年度調査の【思わない】(46.3%)と比べ 5.6 ポイント減少しています。

年齢別にみると、令和 4 年度調査での「20～29 歳」の【思う】は 83.5%と 8 割を超えており、平成 29 年度調査(73.5%)と比べ 10.0 ポイント増加しています。また、令和 4 年度調査での「30～39 歳」の【思う】は 81.7%と 8 割を超えており、平成 29 年度調査(71.3%)と比べ 10.4 ポイント増加しています。

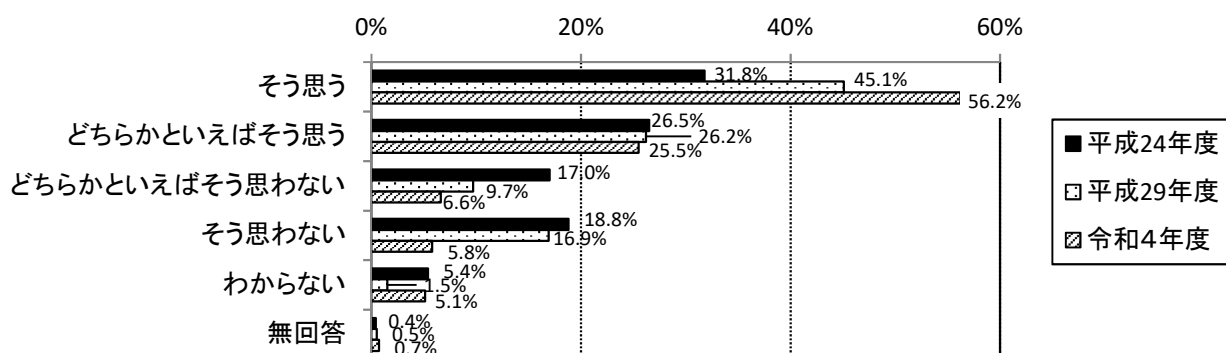
結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない(香川県)



(香川県、20～29歳)



(香川県、30～39歳)



「県政世論調査」

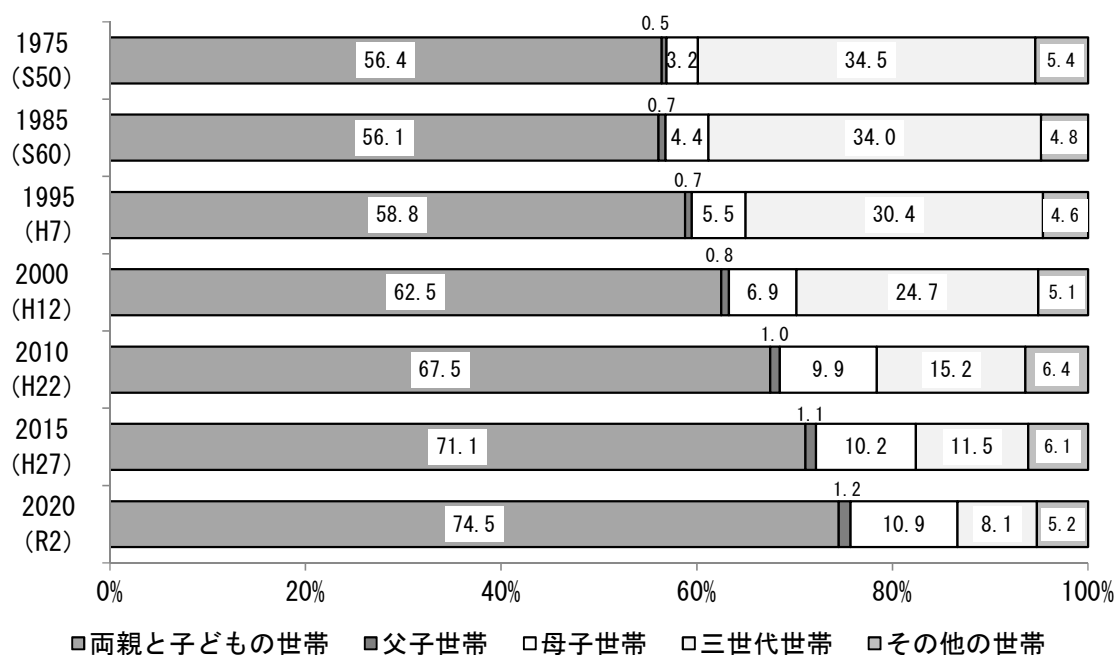
（４）家庭や地域の子育て環境の変化

① 核家族化の進行

一世帯当たりの世帯員数は、夫婦のみの世帯や単独世帯の増加により年々減少しており、2020（令和 2）年には 2.33 人となっています。

また、18 歳未満の子どもがいる世帯に占める三世代同居の割合も減少し、両親と子どもの核家族世帯が増加しています。また、ひとり親家庭（父子世帯・母子世帯）も増加傾向にあります。

18歳未満の子どもがいる世帯の家族構成の推移（香川県）

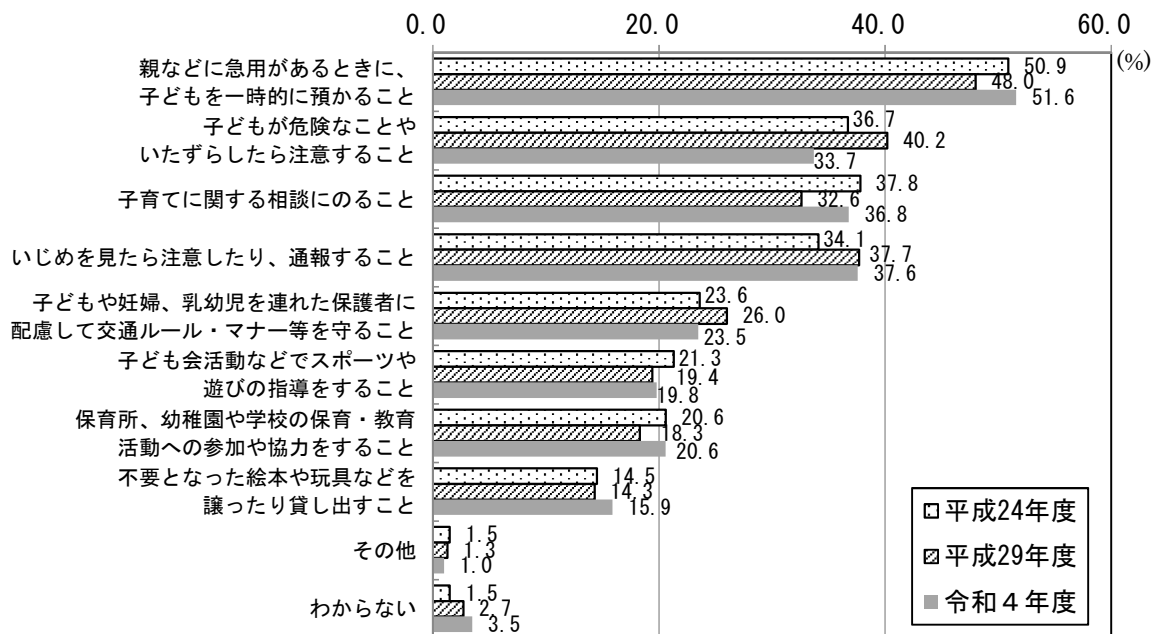


総務省「国勢調査」

② 子育てに関して地域での支えを期待することについて

令和 4 年度県政世論調査では「子育て・子育てを支える社会をめざしていくために地域での充実を期待すること」について、「親などに急用があるときに、子どもを一時的に預かること」、「いじめを見たら注意したり、通報したりすること」、「子育てに関する相談にのること」の順に多く、子育てについて、地域の支えを期待していることがうかがえます。

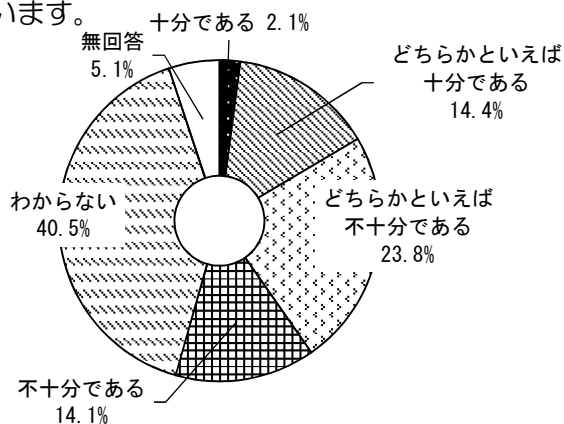
子育て・子育てを支える社会をめざしていくために地域での充実を期待すること



「県政世論調査」

③ 子育てについて困ったときに相談したり支えあう体制について

令和 4 年度県政世論調査では子育てについて困ったときに相談したり支えあう体制について、「不十分である」と「どちらかといえば不十分である」を合わせた【不十分】の割合が 37.9% となっており、「十分である」と「どちらかといえば十分である」を合わせた【十分】(16.5%) を 21.4 ポイント上回っています。

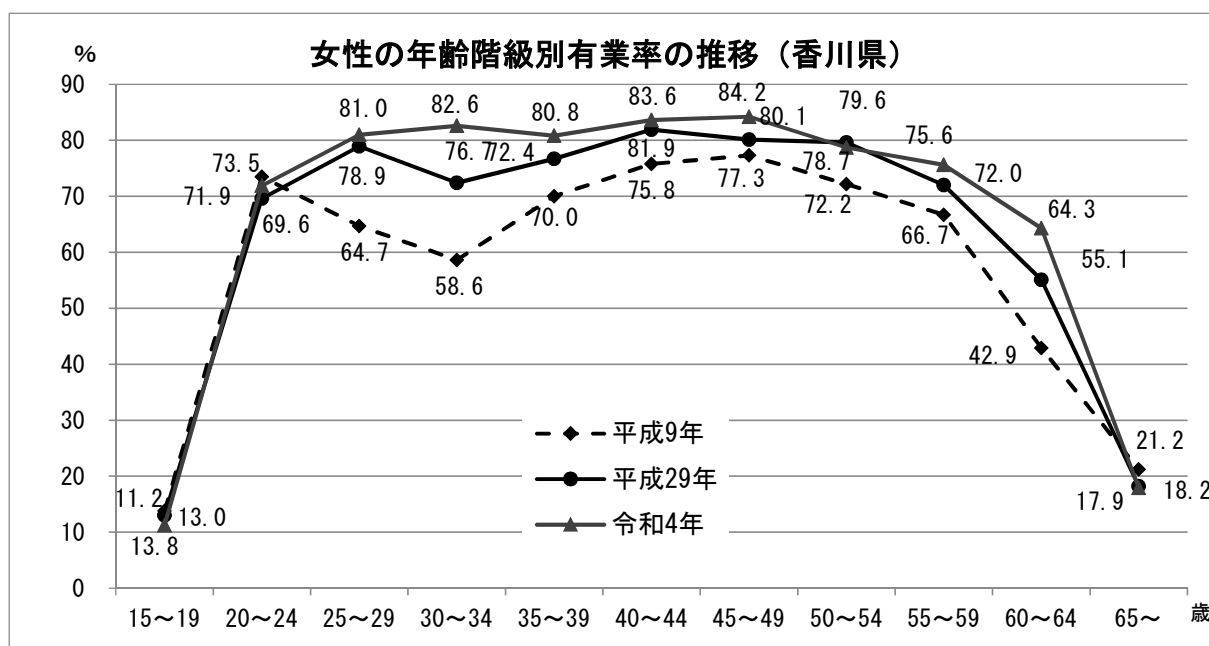


「県政世論調査」

(5) 仕事と子育てをめぐる環境の変化

① 女性の就労状況

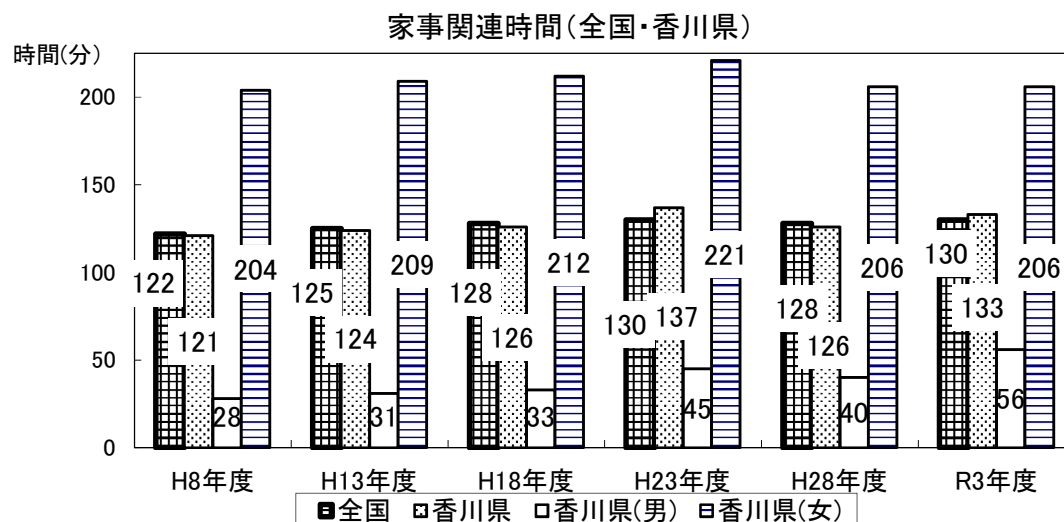
女性の高学歴化や就業意識の高まりなどを背景として、女性の社会進出が進み、共働き家庭がより一般化してきています。本県の女性の有業率（15 歳以上人口に占める有業者の割合）を年代別にみると、いわゆる「M 字カーブ」を描いているものの、令和 4 年は、M 字の底（30～39 歳）での有業率は上昇し、以前と比べて「M 字カーブ」は改善傾向がみられます。



総務省「就業構造基本調査」

② 女性に偏る育児時間

総務省の「社会生活基本調査」によると、家事関連時間は平成 8 年度から大きく変わらず、全国・本県ともに 2 時間程度であり、令和 3 年度の本県の男女を比較すると、男性は 56 分と平成 28 年度から 16 分増加したものの、女性は 206 分となっており、女性は男性の 3.7 倍の時間を家事などに従事しています。

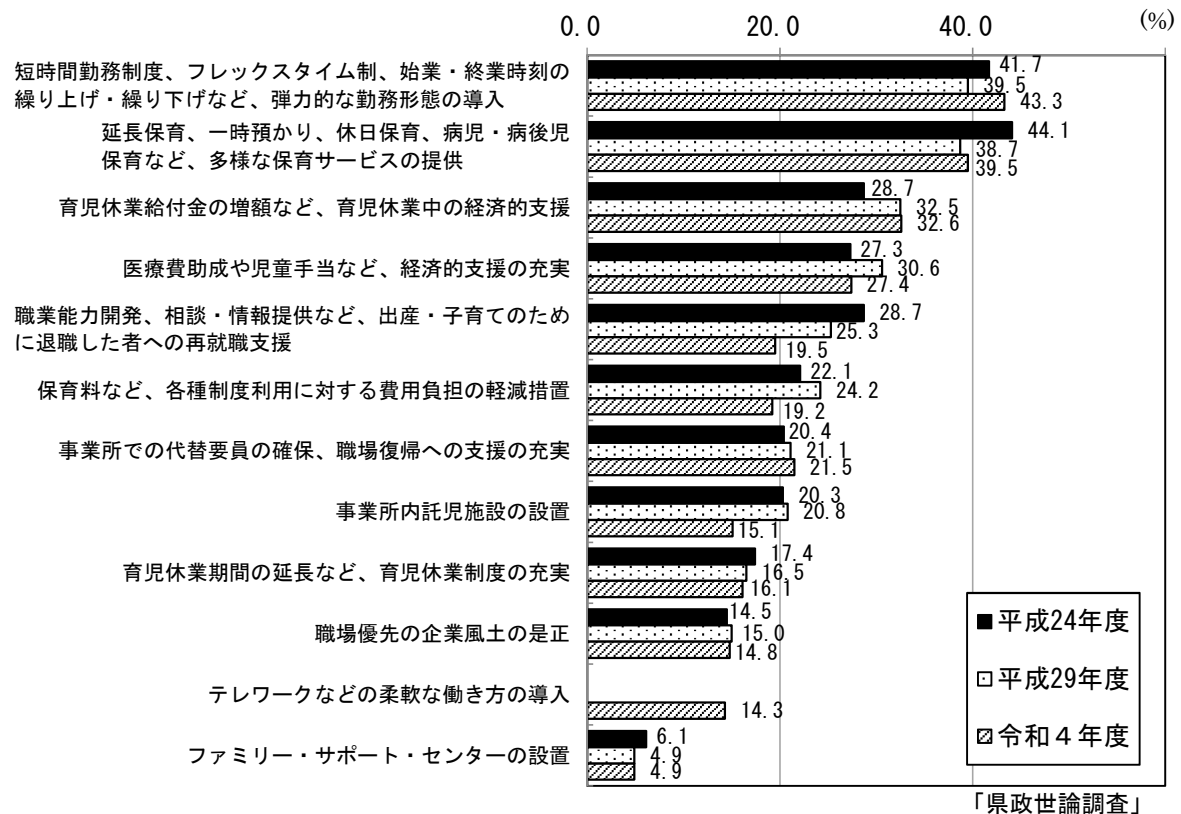


総務省「社会生活基本調査」

③ 育児をしながら働き続けるために必要だと思う条件・制度

令和4年度県政世論調査では、「短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げなど、弾力的な勤務形態の導入」が43.3%と最も高く、これに「延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育など、多様な保育サービスの提供」が39.5%、「育児休業給付金の増額など、育児休業中の経済的支援」が32.6%、「医療費助成や児童手当など、経済的支援の充実」が27.4%、「事業所での代替要員の確保、職場復帰への支援の充実」が21.5%で続いています。

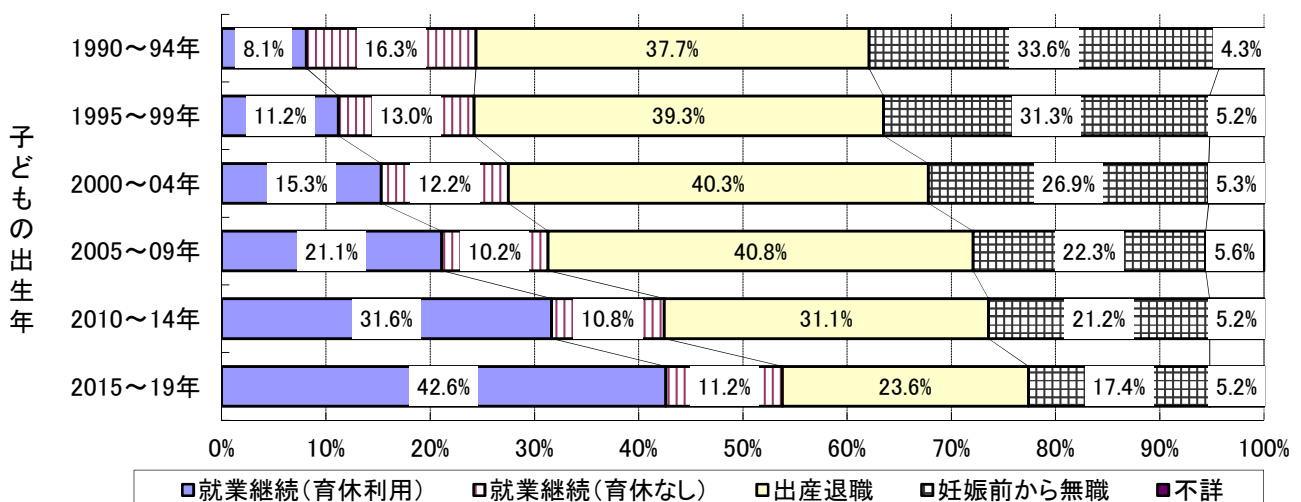
育児をしながら働き続けるために必要だと思う条件・制度（3つまで）



④ 女性の就業と出産

2010～14年と2015～19年を比較すると、女性の育児休業制度の利用が増え、出産前後で就業継続している女性の割合は増加し、出産を機に退職する女性の割合は減少しています。

子どもの出生年別、第1子出産前後の就業経歴の構成(全国)

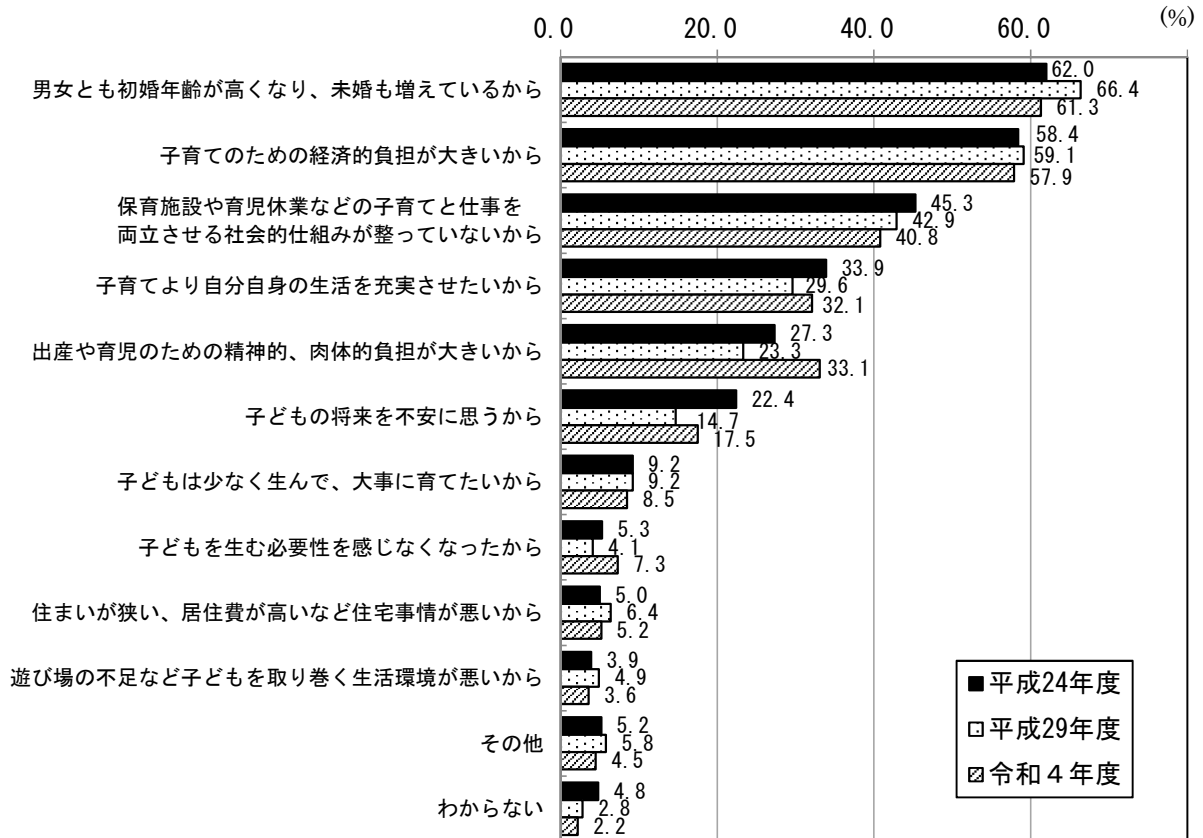


国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)

⑤ 子育てに係る経済的負担

令和 4 年度県政世論調査の「出生率の低下の原因」に関する設問では、「子育てのための経済的負担が大きいから」が6割近くで2番目に多い回答となっています。

出生率の低下の原因(3つまで)(香川県)



「県政世論調査」

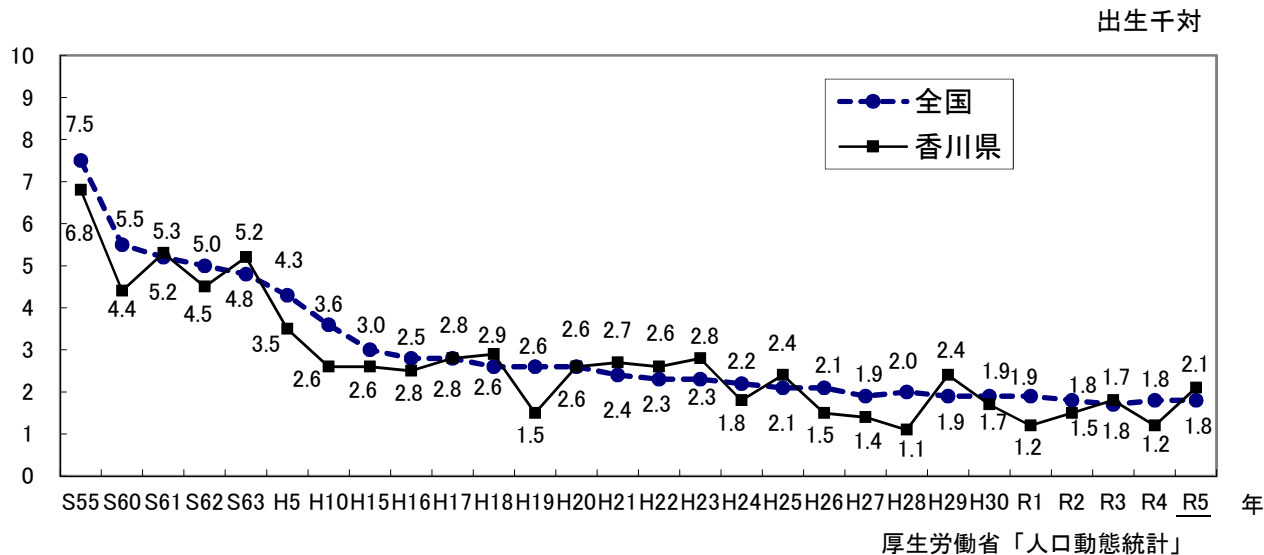
6) 出産等をめぐる現状

① 母子保健対策

本県の乳児死亡率は、令和5年は全国平均を上回ったものの、全国と同様に減少しています。

一方、低出生体重児の割合は、近年9%前後で推移しているとともに、出産年齢の高齢化や不妊治療等によるリスクの高い妊娠や出産の割合は増えており、周産期（妊娠満22週～生後1週未満）における医療の重要性が増大しています。

乳児死亡率の年次推移（全国・香川県）



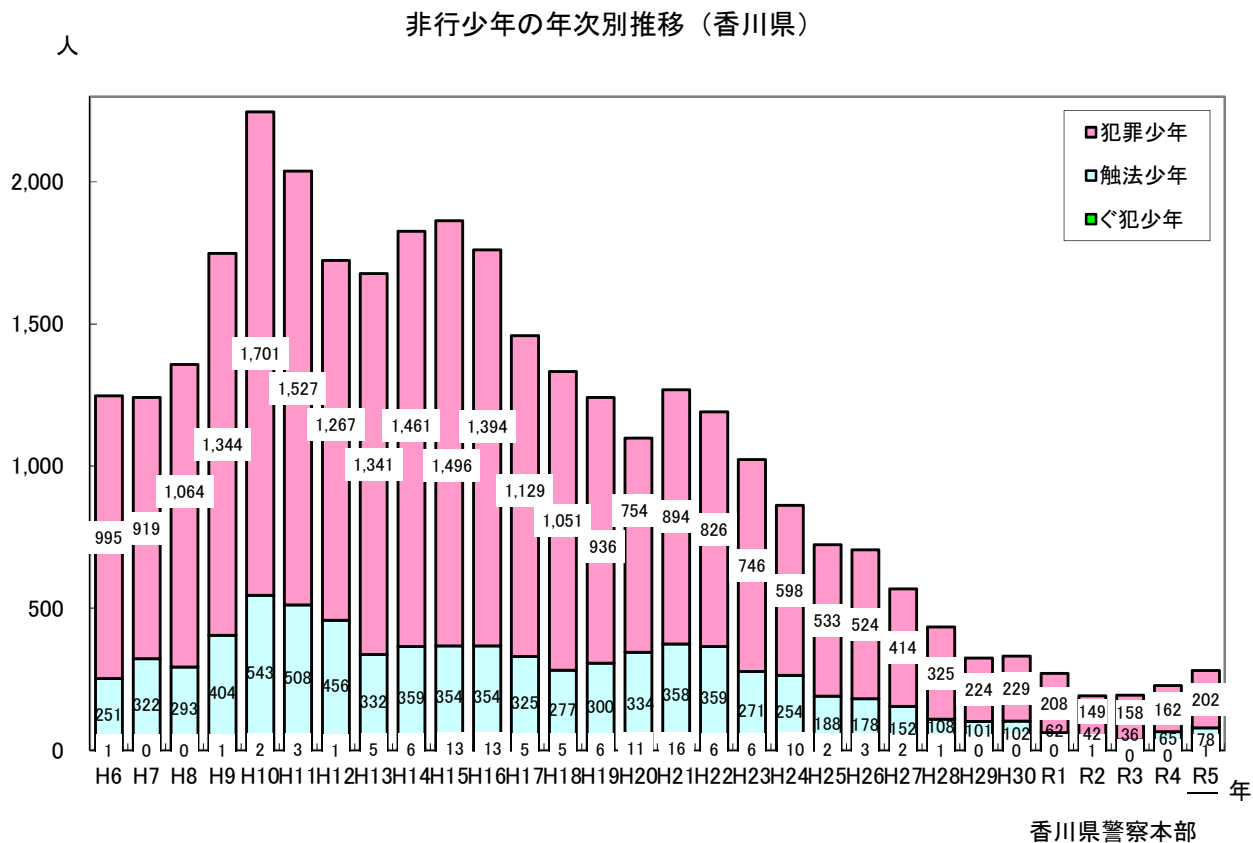
低出生体重児の推移（香川県）

	出生数	低出生体重児 (2,500g 未満)							
		計		低出生体重児(狭義) 1,500～2,500g 未満		極低出生体重児 1,000～1,500g 未満		超低出生体重児 1,000g 未満	
		出生数	構成比(%)	出生数	構成比(%)	出生数	構成比(%)	出生数	構成比(%)
昭和55	12,993	627	4.8	579	4.5	34	0.3	14	0.1
60	11,529	566	4.9	513	4.4	39	0.3	14	0.1
平成2	9,555	615	6.4	559	5.9	38	0.4	18	0.2
7	9,301	645	6.9	586	6.3	47	0.5	12	0.1
12	9,808	810	8.3	740	7.5	57	0.6	13	0.1
17	8,686	782	9.0	727	8.4	31	0.4	24	0.3
22	8,397	789	9.4	726	8.6	42	0.5	21	0.3
23	8,311	703	8.5	653	7.9	25	0.3	25	0.3
24	8,161	757	9.3	710	8.7	29	0.4	18	0.2
25	8,059	672	8.3	603	7.5	46	0.6	23	0.3
26	7,745	691	8.9	643	8.3	30	0.4	18	0.2
27	7,719	703	9.1	640	8.3	36	0.5	27	0.3
28	7,510	683	9.1	622	8.3	42	0.6	19	0.3
29	7,387	633	8.6	597	8.1	23	0.3	13	0.2
30	6,899	623	9.0	562	8.1	36	0.5	25	0.4
令和1	6,631	611	9.2	563	8.5	31	0.5	17	0.3
2	6,179	555	9.0	499	8.1	35	0.6	21	0.3
3	6,223	592	9.5	545	8.8	32	0.5	15	0.2
4	5,802	503	8.7	459	7.9	25	0.4	19	0.3
5	5,365	454	8.5	426	7.9	16	0.3	12	0.2

(7) 子どもを取り巻く状況

① 少年非行犯罪件数の推移

平成6年からの推移をみると、平成10年までは増加傾向にありましたが、その後減少傾向に転じ、令和5年では犯罪少年202人、触法少年78人、ぐ犯少年1人となっています。



犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

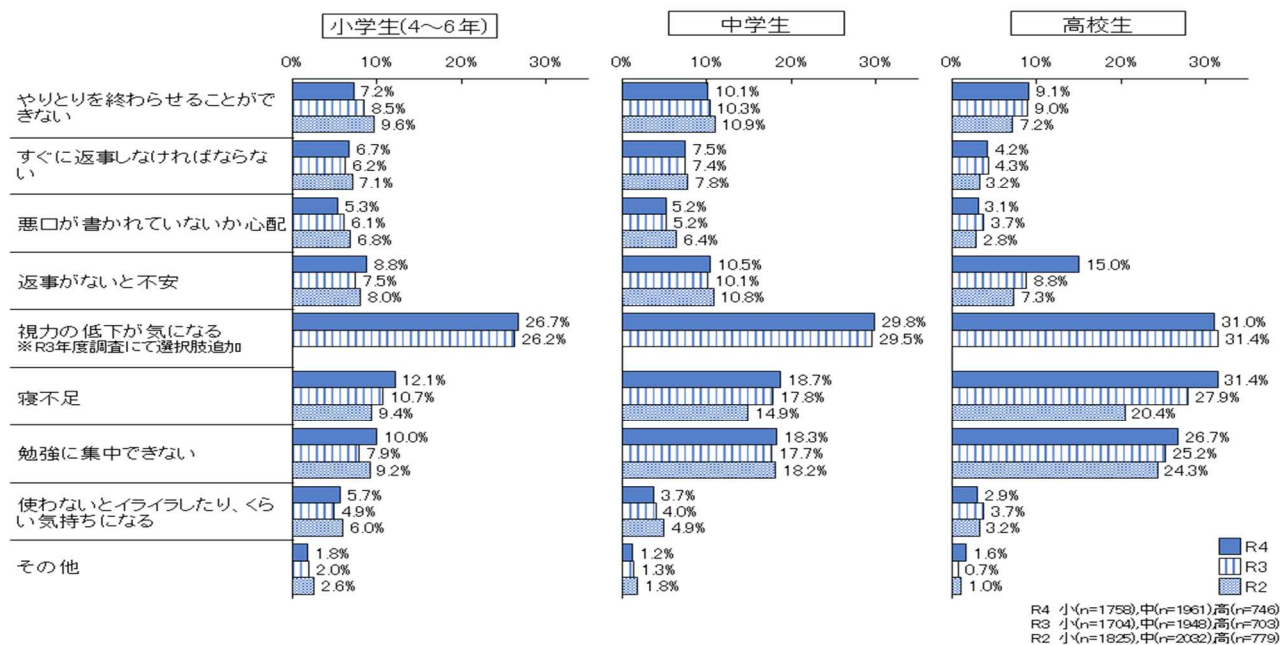
触法少年：14歳未満の少年で刑罰法令に触れる行為をした少年

ぐ犯少年：保護者の正当な監護に服さないなど、その性格または環境に照らして、将来罪を犯し、または、刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

② スマートフォン等の利用状況

スマートフォン等を利用している児童生徒の利用に当たっての悩みや心配事は、全校種で「視力の低下が気になる」が最も高く、次いで、「寝不足」となっています。

悩みや心配事の内容（複数回答）

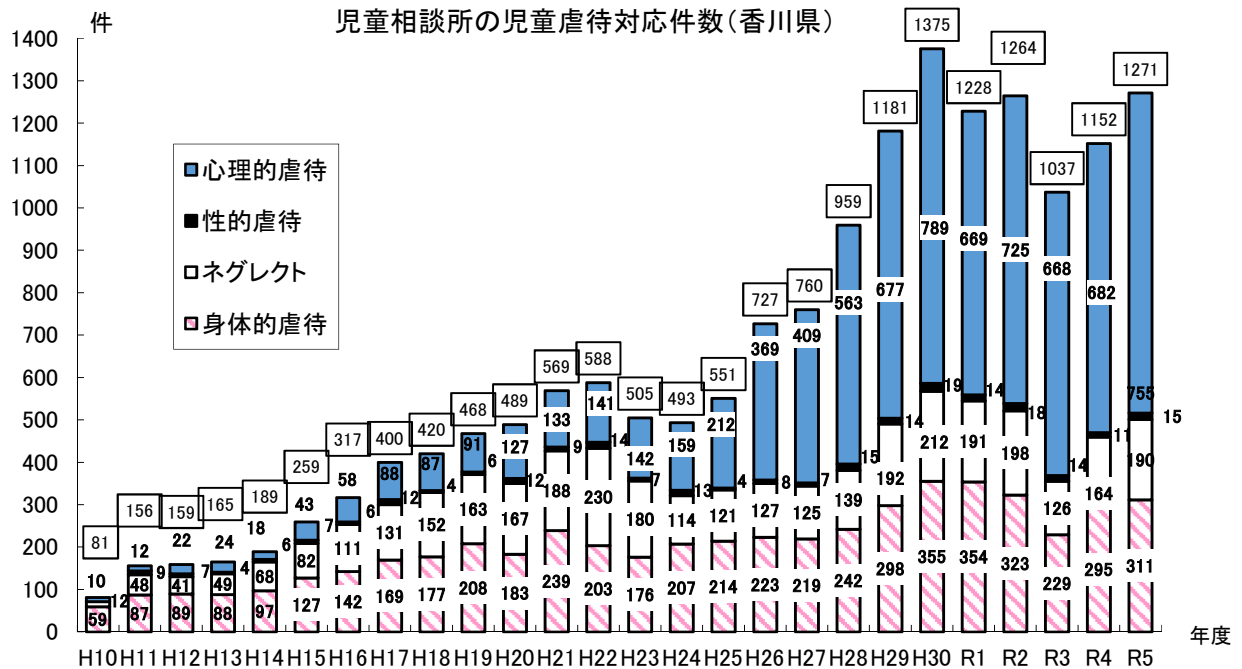


香川県教育委員会「令和4年度スマートフォン等の利用に関する調査」

③ 児童虐待・社会的養育

○ 児童虐待対応件数

本県の児童相談所における児童虐待対応件数は、平成 30 年度に過去最多となり、令和 3 年度は 1,037 件とやや減少したものの、平成 29 年度以降、毎年度 1,000 件を超える高い水準で推移していることから、社会全体で解決すべき重要な課題です。

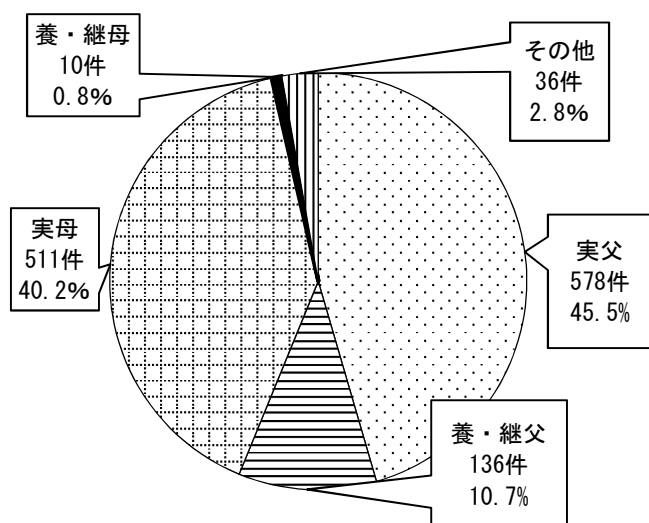


※令和5年度については、速報値

香川県子ども家庭課

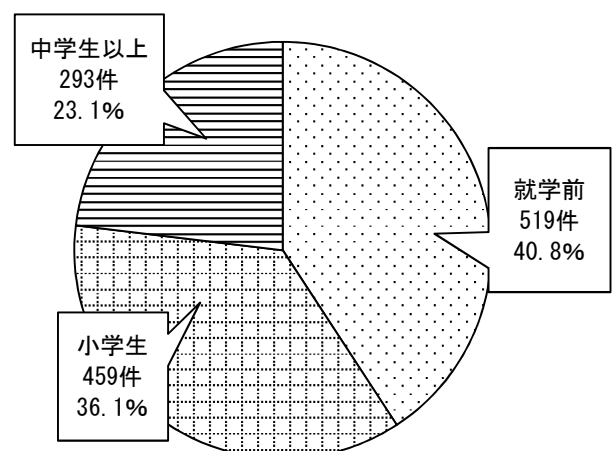
虐待者は平成 26 年度以降、父親による件数が母親を上回っています。これは子どもの面前でのドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）による通告の増加が一因と考えられます。また、虐待を受けた子どもの年齢は、令和5年度は0歳から就学前が約4割、小学生が約3割、中学生以上が約2割となっています。

主たる虐待者の状況（香川県）



□実父 □養・継父 □実母 ■養・継母 □その他

年齢別児童虐待対応件数（香川県）

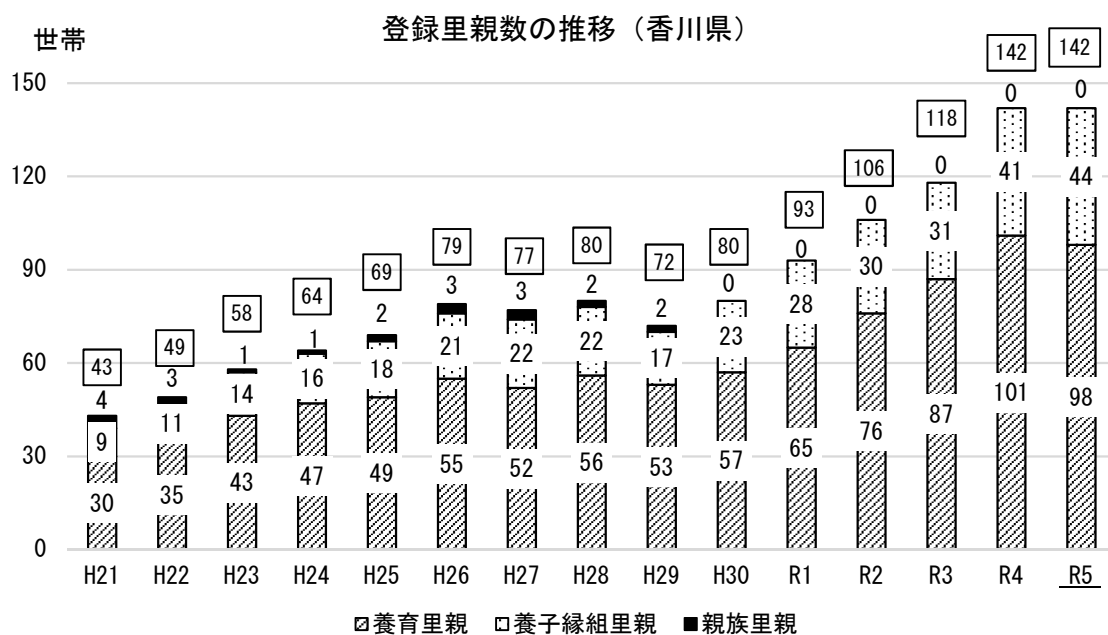


□就学前 □小学生 □中学生以上

香川県子ども家庭課

○ 登録里親数

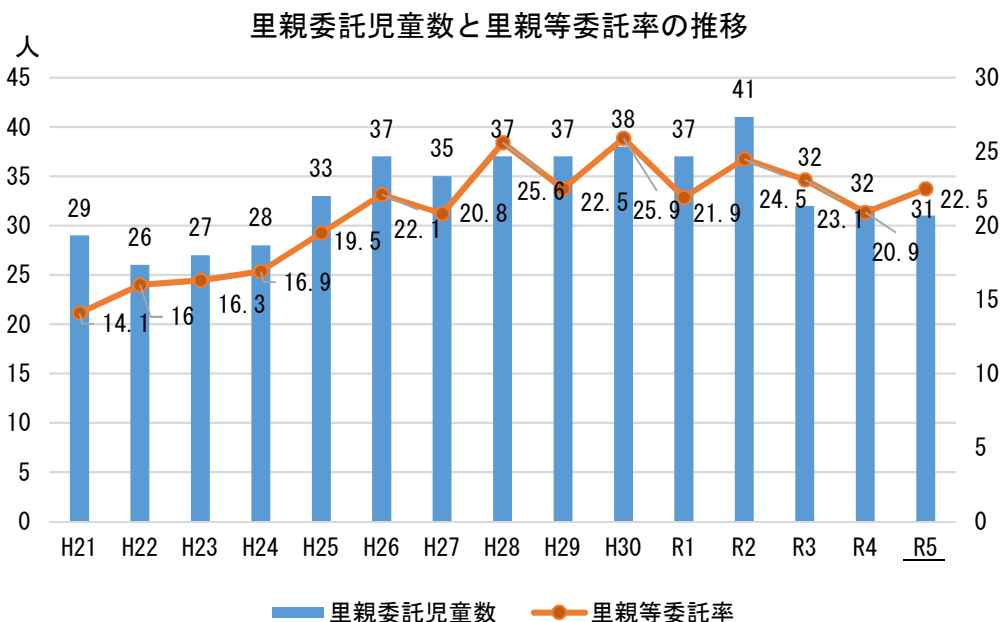
登録里親の高齢化などを理由に登録削除となるケースもあるものの、里親啓発活動等を行っており、登録里親数は増加しています。



香川県子ども家庭課

○ 里親委託児童数と里親等委託率

里親委託児童数、里親等委託率のいずれも10年前に比べると増加していますが、近年は横ばいで推移しています。

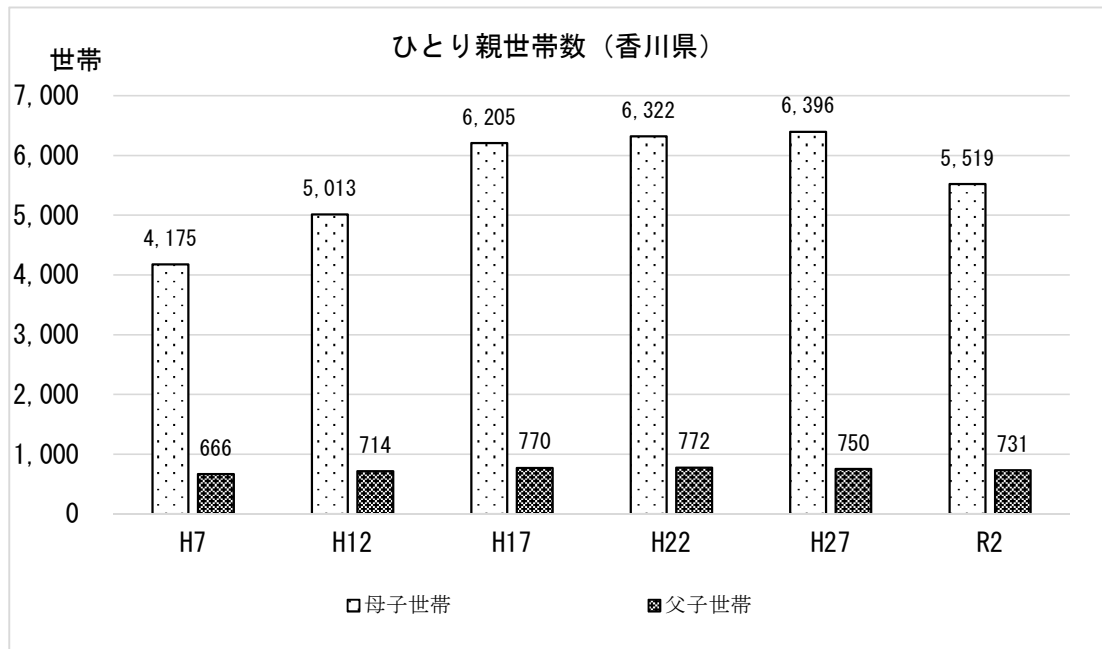


香川県子ども家庭課

※里親等委託率：児童養護施設・乳児院への入所児童数及び里親・ファミリーホームへの委託児童数の合計に占める、里親・ファミリーホームへの委託児童数の割合

○ ひとり親家庭の状況

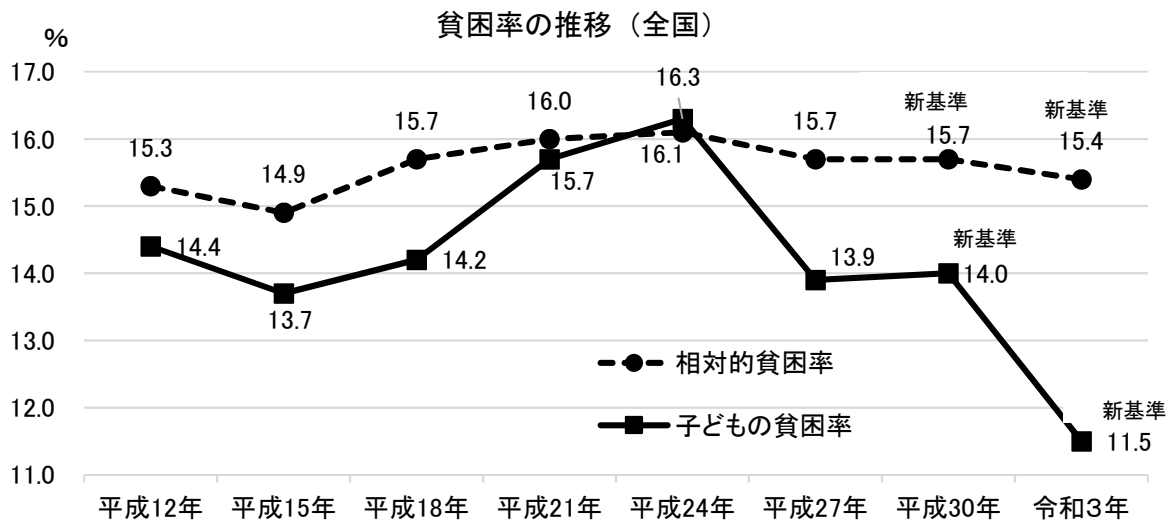
ひとり親家庭のうち、父子世帯は近年横ばい傾向にあるものの、母子世帯については、令和2年は減少しました。



総務省「国勢調査」

○ 子どもの貧困

厚生労働省の「国民生活基礎調査」では、令和3年の日本の子どもの貧困率は 11.5% となっており、およそ 9人 に 1 人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らしているとされています。



厚生労働省「国民生活基礎調査」

子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合

相対的貧困率：等価可処分所得が貧困線に満たない世帯員の割合

※平成30年からの新基準：2015（H27）に改定されたOECDの所得定義の新たな基準（従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金・個人年金等の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの）

2 これまでの少子化対策等

(1) 国におけるこれまでの取組み

平成 6 年 12 月	○「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)の策定(平成 7～11 年度)
平成 11 年 12 月	○「緊急保育対策等 5 か年事業」の策定(平成 7～11 年度) ○「少子化対策推進基本方針」の策定 ○「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)の策定(平成 12～16 年度)
平成 14 年 9 月	○「少子化対策プラスワン」の策定
平成 15 年 7 月	○「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」の成立
平成 16 年 6 月	○「少子化社会対策大綱」の策定
平成 16 年 12 月	○「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画について」(子ども・子育て応援プラン)の策定(平成 17～21 年度)
平成 22 年 1 月	○「子ども・子育てビジョン」(少子化社会対策基本法に基づく大綱)の策定
平成 24 年 8 月	○子ども・子育て関連三法(「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法改正法」、「関係法律整備法」)の成立
平成 26 年 4 月	○「次世代育成支援対策推進法」等の一部を改正する法律による改正
平成 27 年 3 月	○新たな「少子化社会対策大綱」の策定
平成 28 年 4 月	○「子ども・子育て支援法」の改正(仕事・子育て両立支援事業(企業主導型保育事業等)の創設)
平成 29 年 6 月	○「子育て安心プラン」の策定
令和元年 10 月	○「子ども・子育て支援法」の改正(幼児教育・保育の無償化の実施)
令和 2 年 5 月	○新たな「少子化社会対策大綱」の策定
令和 3 年 5 月	○「子ども・子育て支援法及び児童手当法」の一部を改正する法律による改正
令和 4 年 6 月	○「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、「こども基本法」の成立
令和 5 年 4 月	○こども家庭庁発足
令和 5 年 6 月	○「こども未来戦略方針」の策定
令和 5 年 12 月	○「こども大綱」、「こども未来戦略」の策定
令和 6 年 5 月	○「次世代育成支援対策推進法」の一部を改正する法律による改正
令和 6 年 6 月	○「子ども・子育て支援法」等の一部を改正する法律による改正

(2) 県におけるこれまでの取組み

平成 9 年 3 月	○「香川県子育て支援計画」(かがわいきいきエンゼルプラン)の策定(平成 9～12 年度)
平成 13 年 3 月	○「新香川県子育て支援計画」(かがわエンゼルプラン 21)の策定(平成 13～17 年度)
平成 17 年 3 月	○「香川県次世代育成支援行動計画」の策定(平成 17～21 年度)
平成 22 年 3 月	○「香川県次世代育成支援行動計画・後期計画」の策定(平成 22～26 年度)
平成 27 年 3 月	○「香川県健やか子ども支援計画」の策定(平成 27～31 年度)
平成 30 年 3 月	○「香川県健やか子ども支援計画」の見直し
令和 2 年 3 月	○「第 2 期香川県健やか子ども支援計画」の策定(令和 2～6 年度)
令和 5 年 3 月	○「第 2 期香川県健やか子ども支援計画」の見直し
令和 5 年 12 月	○「第 2 期香川県健やか子ども支援計画」の見直し

Ⅱ 計画の基本理念、基本目標、基本的視点

1 基本理念

子どもは社会の希望であり、未来をつくる無限の可能性を秘めている輝かしい存在です。

子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、子どもの成長する姿に感動し、親も親として成長していくという大きな喜びと生きがいをもたらすものであり、また、このことによって、子どもは家族との絆を形成していきます。

子育ての第一義的責任は父母などの保護者にあり、家庭は、人に対する信頼感や倫理観、自立心、社会的マナーなどの基本的な事項を子どもが身につける教育の出発点です。

しかし、近年、急速な少子化の進行や核家族化、地域とのつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育てを家庭だけにとどめず、子どもと子育て家庭を社会全体で支え、次代を担うすべての子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境づくりが、以前にも増して必要となっています。そしてそれは、未来への投資であり、香川の未来をつくることです。

子ども・子育て支援の主体は子どもであり、子どもたちがこれからの新しい時代を担いたくましく生きていくために、心身ともに健やかに育ち、自立する心と生きる力を育むことが大切です。

子育て支援は、保護者の育児を肩代わりするものではありません。親自身が持っている子育てできる力を存分に発揮できるよう支援することにより、親が親として成長し、より良い親子関係が築かれ、乳幼児期にしっかりとした愛着が形成されることにより、子どものより良い育ちの実現につながります。

父母などの保護者が子育ての悩みを一人で抱え込まないように、不安や孤立感などを和らげることを通じて、自己肯定感を持ちながら子どもとしっかりと向き合える環境を整えることで、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援することが必要です。

そのためには、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、企業、行政その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、少子化と子ども・子育て支援を自らの問題と捉え、それぞれの役割を自覚し、行動することが大切です。

家庭は父母などの保護者が協力して子どもと向き合い、愛情を注いで子どもを育てること、保育所、幼稚園、認定こども園等は一人ひとりの子どもを理解し、子どもの育ちを見守り生涯にわたる基礎を培うこと、学校は確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、生きる力を培うこと、地域はそれぞれ関係者と連携してあたたかな目で子どもと子育て家庭を応援し育むこと、企業や職場は子育て家庭で父母などの保護者が協力して家事や育児を行えるよう雇用環境の整備や職場の雰囲気づくりに努めること、行政は総合的・計画的に具体的な施策を推進することなど、それぞれの役割を果たすとともに、連携して「次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができる環境」を整えることが必要です。

2 基本目標

夢と仲間を持って、次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができるかがわづくり

3 基本的視点

基本理念の下、基本目標を達成するため、本計画の推進に当たっては次の3つの視点で具体的な施策の展開を図っていきます。

- 1 子どもに視点を置いて、子どもの健やかな成長と幸せにつながるよう取り組みます。

支援の対象は、すべての子どもです。すべての子どもが心身ともに健やかに成長するとともに、どうすることが子どもの成長と幸せにつながるかという視点のもとに支援を行います。

- 2 父母などの保護者が子育てに対して責任を持ち、子育てする力を発揮できる子育て支援に取り組みます。

父母などの保護者が子育ての第一義的な責任を有していることを前提に子育て支援を行うとともに、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもとしっかりと向き合って、喜びを感じながら子育てできるような支援に取り組みます。

- 3 次代を担う子どもと子育て家庭を社会全体で支援するよう取り組みます。

次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりは未来への投資であり、社会全体で子どもと子育てを支えるという視点のもとに支援を行います。社会の構成員が、少子化の現実と子ども・子育てへの支援を自らの問題と捉え、関係者と連携してそれぞれの役割を果たすことで、子育てする保護者の不安や悩み、孤立感を和らげ、子どものより良い成長の実現に取り組みます。

Ⅲ 施策体系

大項目	項 目
I 経済的負担の軽減	1 子育てに伴う経済的負担の軽減 2 妊娠期からの支援
II 子育て拠点の充実	1 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築 2 小児・母子医療体制の充実 3 就学前の教育・保育の充実 4 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保方策 5 地域における子ども・子育て支援の充実 6 放課後児童クラブなどの放課後児童対策の推進 7 子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実 8 子ども・子育て支援を担う人材の確保 9 従事者の資質向上 10 児童虐待防止対策の充実 11 社会的養育の充実 12 障害児施策の充実
Ⅲ みんなで子育て	1 社会全体で子どもを育む機運の醸成 2 仕事と家庭生活の両立支援 3 結婚を希望する男女の応援 4 妊娠・出産の希望をかなえる支援 5 ひとり親家庭等の自立支援の推進 6 子どもの貧困対策の推進 7 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進 8 子どもや子育て家庭にやさしく安全なまちづくり 9 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進 10 家庭や地域との連携による教育力の向上 11 子どもの安全を確保するための活動の推進 12 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 13 ネット・ゲーム依存対策の推進

第3 各 論

- I 経済的負担の軽減
- II 子育て拠点の充実
- III みんなで子育て

I 経済的負担の軽減

《課 題》

- 本県の出生数は、平成元（1989）年以降1万人を割って推移し、令和5（2023）年は5,365人となっています。また、合計特殊出生率は1.40と、人口を維持する水準とされる2.07を大きく割り込んでおり、少子化の進行に歯止めがかからない状況にあります。
- 出生率の低下の原因として、子育てのための経済的負担が大きいことを、また、育児をしながら働き続けるために必要だと思う条件・制度として、児童手当など経済的支援の充実や保育料などの負担の軽減を挙げる声が多くなっています。
- 子育てや教育に伴う経済的な負担が、理想の人数の子どもを持たない理由となっています。
- 不妊や不育症に関する相談が多く寄せられており、悩みを抱える方に対する経済的支援が求められています。

《施策の方向性》

- 幼児教育・保育の無償化や各種助成・手当制度、県独自の奨学金制度などにより、子ども医療費や保育料、教育にかかる費用などの負担軽減に取り組み、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- 困難な環境にある子どもや子育て世帯の経済的負担を軽減するため、医療費の助成などの経済的支援を行います。
- 子どもを望む方が安心して不妊や不育症の治療を受けることができるよう、相談支援体制の整備や治療に対する助成支援などの取組みを進めます。
- すべての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行う市町への支援に取り組みます。

1 子育てに伴う経済的負担の軽減

(1) 子育て費用に対する社会的支援

《経済的負担を軽減する手当制度等の充実》

- 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、児童手当制度の周知と適正な支給を図ります。
- ひとり親家庭等の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、児童扶養手当制度、ひとり親家庭等医療費支給制度や母子福祉資金等貸付制度の周知を図ります。
- 障害児の福祉の増進を図るため、障害児を養育する保護者に支給される特別児童扶養手当制度や、重度の障害により日常生活で常時介護を必要とする障害児に支給される障害児福祉手当制度の周知を図ります。
- 親の就労だけでは十分な収入が得られない場合は、公的な支援も活用して経済基盤が保たれることが重要であるため、ひとり親家庭の養育費の確保の推進、子育て世帯への経済的負担の軽減や医療費の助成などの経済的支援を行います。
- エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯等に対して、高い省エネ性能を有する住宅の取得等に要する費用の一部を助成します。

《子ども医療費などの負担軽減》

- 医療費の自己負担部分を公費で助成する子ども医療費助成事業や未熟児養育医療給付事業等により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。また、子ども医療費の負担軽減のための新たな措置について国に要望していきます。
- 医療費の自己負担部分を公費で助成するひとり親家庭等医療費支給制度や重度心身障害者等医療費支給制度により、ひとり親家庭等の子どもや心身に障害のある子どもの健康の増進を支援し、経済的負担の軽減を図ります。
- 出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業を安心して受けることができるよう、産後ケア事業利用時の交通費に対する助成を行う市町への支援に取り組みます。

《成育医療の充実》

- 小児慢性特定疾病を抱える子どもの健全な育成を図るため、その保護者に対し、治療にかかる医療費の助成を行い、早期治療を促すとともに、経済的負担の軽減を図ります。
- 小児慢性特定疾病に対する医療などの給付について制度の周知を図るとともに、入院治療の必要な未熟児に対する養育医療や身体に障害のある児童に対する成育医療、こども医療など、成育医療に対する市町の公費負担制度についての情報提供に努めます。

＜公的資金貸付制度の活用＞

- 子育て中の勤労者家庭の教育費の負担軽減を図るため、教育資金など勤労者福祉資金融資制度における支援資金の充実に努めます。
- ひとり親家庭等の生活基盤の安定や、子どもの高校、大学等への修学などを支援するため、母子福祉資金等貸付制度の周知を図ります。
- 低所得者世帯などの生活や、子どもの高校、大学等への修学などを支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知を図ります。

（２）保育料や教育費などの負担軽減

＜保育料などの負担軽減＞

- 子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために重要な幼児教育の機会を子どもたちに保障するため、３歳から５歳までの子ども及び０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、保育所、幼稚園、認定こども園等の費用を無償化します。
- 多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減するため、保育所等入所児童のうち、第３子以降の就学前児に対する保育料等を減免します。
- 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、３歳未満の第２子および小学校就学前の第３子以降の児童の病児・病後児保育施設の利用料を無料化します。

＜教育費などの負担軽減＞

- 子どもの教育に係る経済的な負担を軽減するため、国の動向を踏まえながら各種制度の普及や活用に努めます。
- 特別支援学校や小・中学校の特別支援学級などにおいて特別支援教育を受ける児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費の活用の促進に努めます。
- 経済的理由により就学が困難な小・中学校の児童生徒に対して、学用品、学校給食や医療などの費用について、市町が援助し国がその経費の一部を補助する要保護児童生徒援助費補助制度の活用の促進に努めます。
- 県立高校などの普通教室、特別教室の冷暖房に係る経費を公費負担とし、教育費の負担軽減を図ります。
- 多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減するため、第３子以降の給食費の無償化に取り組む市町などの学校の設置者への支援に取り組みます。

＜修学支援の充実＞

- 教育の機会均等に資するとともに、有為な人材の育成を図るため、経済的理由により修学することが困難な高校生や大学生等に対する奨学金制度の充実を図ります。

＜私立学校における教育費等の負担軽減＞

- 私立学校経常費補助や授業料軽減補助などの助成を通じて、私立の幼稚園や中学校、高校に通う幼児・生徒の保護者の負担の軽減などを図ります。

2 妊娠期からの支援

(1) 不妊等に悩む方に対する支援の充実

《不妊治療等に係る助成》

- 不妊治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、保険適用後の体外受精等の不妊治療や手術により精子を採取する男性不妊治療に要する費用の一部を助成する市町への支援に取り組めます。
- 妊娠はするものの流産等を繰り返し、子どもを授かることができない不育症に悩む夫婦を支援するため、不育症治療に要する費用の一部を助成します。
- 将来、子どもを産み育てることを望むがん患者等が将来に希望を持って治療に取り組めるよう支援するため、生殖機能を温存する治療（妊孕性^{にんようせい}温存治療）に要する費用の一部を助成します。

(2) 成育医療の充実

- 小児慢性特定疾病を抱える子どもの健全な育成を図るため、その保護者に対し、治療にかかる医療費の助成を行い、早期治療を促すとともに、経済的負担の軽減を図ります。
- 小児慢性特定疾病に対する医療などの給付について制度の周知を図るとともに、入院治療の必要な未熟児に対する養育医療や身体に障害のある児童に対する育成医療、こども医療など、成育医療に対する市町の公費負担制度についての情報提供に努めます。

(3) 妊婦・子育て家庭への経済的支援

- すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金の周知と適正な支給を図ります。

【数値目標】

	目標項目	計画策定時	目標（令和6年度）
1	子育てにかかる費用の社会的支援が 「十分である」「どちらかといえば十分 である」と答えた者の割合	19.4%（R3）	22.4%

Ⅱ 子育て拠点の充実

《課 題》

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、気軽に相談できる相手が身近にいないなど、保護者が子育てに対する不安や悩み、孤立感を感じており、妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みを軽減するための切れ目ない支援が求められています。
- 晩婚化や出産年齢の高齢化が進行しており、低出生体重児の割合が減少していないことや、不妊や不育症に関する相談が多く寄せられていることなどから、相談体制の強化など、総合的な母子保健医療対策の充実が求められています。
- 人格形成の基礎を培う乳幼児期においては、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育が保護者と連携しながら提供されることが重要です。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業と小学校との連携の推進とともに、保育所、幼稚園、認定こども園等を通じた幼児教育全体の質の向上が必要です。
- 保育所等では、待機児童が発生しており、保育士や放課後児童支援員等の人材不足により受け入れ体制に制約が生じることが主な原因です。市町の実施した子育て家庭へのニーズ調査に基づいた、教育・保育の量の見込みに対する提供体制を確保する必要があります。
- 保育士、幼稚園教諭等の専門性を有する人材を確保することが、困難になっています。
- 質の高い教育・保育や地域における子ども・子育て支援を提供するためには、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、子育て支援員など子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が重要です。
- 児童に健全な遊びや体験活動の場を提供して、子どもたちの健康を増進し、情操を豊かにするため、子どもが安心して集い遊べる場を確保する必要があります。
- 児童相談所における児童虐待対応件数は高い水準で推移しており、依然として深刻な状況であり、児童虐待は社会全体で解決すべき重要な課題です。児童虐待から子どもを守るため、未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・支援、保護者への指導・支援、さらには再発防止の取組み等を推進する必要があります。
- すべての子どもや家庭への支援、里親や児童養護施設等における代替養育など、社会的養育の充実に向けた取組みを推進する必要があります。
- 障害のある子どもが、それぞれの障害や個性に応じて、地域で自分らしく暮らしていくための仕組みづくりや、多様な障害に対応した支援が必要です。
- 人工呼吸器を装着している障害児など、日常生活を営むために医療を要する状態にある子ども、いわゆる「医療的ケア児」やその家族等が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、教育その他の各関連分野の支援が受けられるよう支援体制の構築に取り組むことが必要です。

《施策の方向性》

- 子育て拠点の充実に当たっては、親子の強い絆や信頼感の形成がきちんと担保されるよう留意し、真に実効性のある施策の展開を図ります。
- 妊産婦や乳幼児の健康診査などの市町が行う母子保健事業を支援します。また、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、相談体制を強化し、妊娠期からの切れ目ない支援を行います。
- 小児救急医療体制の整備や小児慢性特定疾病対策などの小児医療を充実し、周産期医療体制を整備します。
- 市町が子育て家庭のニーズを踏まえ、計画的に量・質両面にわたり教育・保育を充実させるよう、市町などの関係機関と連携しながら、地域における教育・保育の提供体制の確保を支援します。
- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行います。
- 障害児・外国につながる幼児等特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、市町や関係機関と連携し、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組みます。
- 利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業など、すべての子育て家庭や子どもを対象にした支援を量・質両面にわたり充実させるほか、子育て支援NPO等との連携・協働を図り、地域における子育て支援のネットワークづくりを推進します。
- すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう放課後児童対策を推進します。
- 子育ての不安や悩み、孤立感の解消のため、子ども・子育てに関する相談・援助体制を充実します。
- 保育士等の人材確保に取り組むとともに、働きやすい職場環境づくりによる就労継続や潜在化している有資格者の再就職を支援します。
- 質の高い教育・保育や地域の実情に応じた子ども・子育て支援を提供できるよう、子育て支援を担う人材の資質の向上を図るための研修等を実施します。
- 児童虐待から子どもを守るため、未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護、保護者への指導等に向けた支援、さらには再発防止の取組み等、総合的な対策を推進します。
- 児童虐待対策の充実に向け、児童相談所の体制強化を進めるとともに、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、地域全体で子どもを守る体制の充実を推進します。また、こうした関係機関の連携の下、ヤングケアラーの子どもやその家庭を相談や必要な福祉サービスにつなげ、支援するための取組みを推進します。
- すべての子どもの命が守られ、健やかに育つことができるよう、地域における子どもや家庭への支援、里親や児童養護施設等における代替養育など、社会的養育の充実に向けた取組みを推進します。
- 本県における障害者福祉の基本計画である「かがわ障害者プラン」に基づき、障害のある子どもがその持てる個性や能力を最大限に発揮しながら充実した人生を送ることができるよう、支援体制づくりを推進します。
- 医療的ケア児やその家族等が、その心身の状況に応じた適切な支援が受けられるよう保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関の連携の一層の促進を図るため、協議の場を設置するとともに、その支援体制の構築を推進します。

1 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築

(1) 妊娠期からの切れ目ない相談体制の強化

- 妊産婦や乳幼児の実情を把握し、妊娠から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉機関との連絡調整を行うなど、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を通じて、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を行うこども家庭センターの運営について市町を支援します。
- 妊娠から出産、子育てと、安心して子どもを生み、育てることができるよう、専用相談窓口「妊娠出産サポート」や各機関の相談窓口についての周知を図ります。
- 安全で快適な環境の中、家族や周囲の人の理解と協力のもと女性が安心して妊娠・出産することが、母親になる実感とわが子への愛着、その後の子育てを楽しむことにつながるため、市町や医療機関が行う出産前準備教育やさまざまな相談の機会を通し、満足できる妊娠・出産について普及啓発を図ります。
- 妊娠・出産、子育てに関する知識不足や経験不足が、妊娠・出産に対する不安や育てにくさにつながっていることもあることから、余裕と自信を持って子育て等に臨めるよう、相談窓口やリーフレット、ホームページなどを通して正しい情報の提供に努めます。
- 妊産婦健康診査や医療機関による産後ケア、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業などにおいて一貫した支援が行われるよう、市町や医療機関、保健所等の連携支援体制を強化し、妊娠・出産・子育てにおける切れ目ない支援に努めます。

(2) 母子保健に関する知識の普及啓発等

- 市町等が行う妊産婦やその配偶者などに対する母親・両親学級や育児教室、各種相談指導を通じて、母子保健に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、母子保健施策についての情報提供に努めます。
- 子どもに十分な愛情を持って接することが、子どもの健全な心身の成長や人間形成につながるなど、母子等の愛着形成の重要性について情報提供に努めます。

《生涯を通じた女性の健康支援体制の推進》

- 思春期から更年期までのライフステージに応じ、女性が的確に自己管理を行うことができるよう、女性の健康支援に関する専門的知識を有する医師、保健師、助産師等による健康相談や健康教育の充実に努めます。

《不妊等に悩む方に対する支援の充実》

- 不妊や不育症で悩む夫婦等に対し、不妊・不育症相談センターにおいて専門的知識を有する医師、看護師等による相談指導を行うとともに、不妊治療等に関するパンフレットの配布など、適切な情報の提供や、仕事と不妊治療の両立支援のための啓発に努めます。
- 不妊相談等に従事する医師、保健師、助産師等に対し、不妊等に関する専門的知識・技術等に関する研修の充実に努めます。

- 流産・死産等で子どもとの死別を経験された方が、悲嘆（グリーフ）を抱えて孤立することを防ぐとともに、適切な支援につながるができるよう、相談先の周知や、相談を受ける支援者のカウンセリング技術の向上を図ります。

（３）妊産婦、乳幼児の健康診査や保健指導などの市町母子保健事業との連携

- 市町が行う母子保健事業について、次のとおり支援します。
 - ・ 母体や胎児の健康確保を図るための早期の妊娠届出の推進
 - ・ 妊婦健康診査等による母子の健康管理の充実
 - ・ こども家庭センターの運営や妊産婦健康診査等を通じたハイリスク妊産婦等の把握および支援のための保健指導の充実
 - ・ 新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業等の訪問活動などの促進
 - ・ １歳６か月児健康診査、３歳児健康診査などの乳幼児健康診査の受診率の向上
 - ・ 疾病やその疑いの早期発見や早期対応、子育てに不安のある保護者への支援の充実
 - ・ 母子保健推進員や母子愛育会等の関係機関との連携・協力の強化
- 妊娠中の喫煙（受動喫煙を含む。）や飲酒は妊産婦や胎児に大きな影響を与えることから、啓発に努めるとともに、妊婦やその家族を対象とした保健相談や保健指導の強化に努めます。
- 母子等の愛着形成を促進する効果があり、新生児・乳児の発育のために必要な栄養素や免疫物質が多く含まれている母乳栄養の推進を図ります。
- 未熟児や障害児、長期療養を必要とする慢性疾病児等の療育支援のため、医療機関と地域保健関係機関との連携を強化し、療育支援体制の充実を図ります。
- 妊娠中や子育て期の不安や心の悩みに対し早期に支援を行えるよう、妊娠中から産後における心の健康の重要性について、市町が行う両親学級や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査などあらゆる機会において、妊産婦とその家族に対して周知を図るとともに、不安や悩みをいつでも相談できる体制を充実します。
- 法定の１歳６か月児や３歳児健康診査以降の発達状況を診る機会として、市町が５歳児健診や巡回相談を効果的に実施できるよう、関係者への専門研修や情報共有の場の提供などを行います。
- 産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、市町や医療機関と協力し、健康診査や家庭訪問等を通して、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備します。
- 母親や乳幼児への適切な保健指導を行うため、保健・福祉・医療分野における母子保健関係者に対して、資質向上のための専門研修を行います。
- 市町と県保健所における母子保健事業の連携を強化するとともに、県保健所の広域的、専門的、技術的機能の強化に努めます。

(4) 子どもの健やかな成長を支える地域の支援体制づくり

- こども家庭センターにおいて、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供でき、育児不安や虐待の予防ができるよう市町を支援します。

2 小児・母子医療体制の充実

(1) 小児医療の充実

《小児救急医療体制の整備》

- 夜間における小児救急医療体制を確保するとともに、夜間の急な病気などについて看護師等がアドバイスを行う小児救急電話相談を実施し、患者の不安解消と救急医療機関の負担軽減に努めます。また、重篤な小児救急患者に対する医療を確保するため、小児救命救急センターの運営に対する支援など、小児救急医療体制の整備充実に努めます。

《医療支援体制の強化》

- さまざまな子どもの心の問題や被虐待児の心のケア、発達障害等に対応するため、地域の医療機関や保健所、市町、教育機関等と連携した医療支援体制の強化を図ります。
- 慢性疾病を抱える子どもの自立支援を促進するとともに、その家族への相談支援体制を整備します。

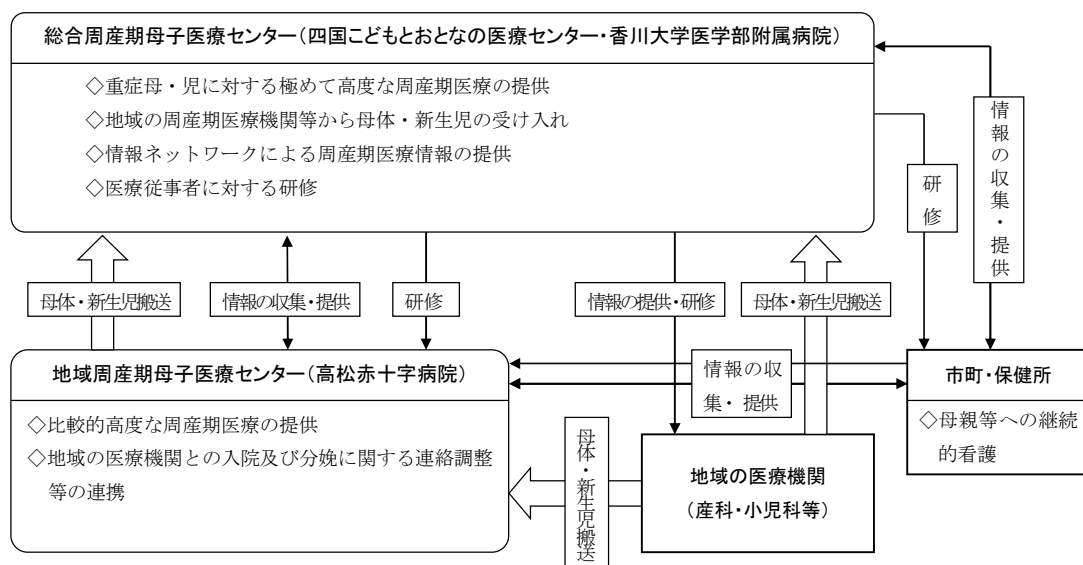
(2) 新生児マススクリーニングの充実

- 先天性代謝異常等検査を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、早期に治療が行えるよう医療機関等との連携を図ります。また、スクリーニングにおける発見漏れや過剰診断を防止するため、精度管理の維持向上に努めます。

(3) 総合的な周産期医療体制の整備

- 「香川県保健医療計画」により総合的な周産期医療体制の整備に努め、妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進します。
- 総合周産期母子医療センターにおいて、地域の医療機関の医師、助産師、看護師等に対し、周産期医療に必要な専門的・基礎的知識、技術等を習得させるための研修を行います。
- リスク要因を持っている妊産婦等に対する身体的・精神的支援が重要であることから、周産期医療機関等と連携して、保健師等の訪問指導による未熟児等への早期支援や母親へのサポートなどを行う市町を支援するなど、継続的な看護体制の充実を図ります。

【 周産期医療体制イメージ図 】



3 就学前の教育・保育の充実

(1) 教育・保育の役割、提供の必要性等に関する基本的考え方

＜基本的考え方＞

- 人格形成の基礎を培う乳幼児期における、すべての子どもの健やかな育ちを保障するため、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育が、保護者と連携しながら提供されることが重要です。

＜推進方策＞

- 子ども・子育て支援新制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設または事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることに鑑み、就学前の教育・保育の実施主体である市町が、子育て家庭のニーズを踏まえ、計画的に量・質両面にわたり教育・保育を充実できるよう、市町計画等に基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、関係機関と連携しながら地域における教育・保育の提供体制の確保を支援します。

(2) 就学前教育の充実

- 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、自己を十分に発揮する活動を通じた健全な心身の発達、集団生活を通じた生きる力の基礎や基本的な生活習慣の形成、社会性、道徳性や思考力など豊かな人間性の育成、健康、安全で情緒の安定した生活ができる教育・保育環境の充実が図られるよう、保護者や地域と連携した就学前教育の充実に努めます。
- 「香川県就学前教育振興指針」の趣旨を踏まえ、各市町の実情に応じた具体的な取組みを進めます。
- かがわ幼児教育支援センターが中心となり、就学前教育関係部局の連携を図るための体制を強化し、保育士、幼稚園教諭等に対する研修の充実や幼児教育スーパーバイザー派遣による専門性と資質の向上、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図るための取組みを推進するとともに、職員の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮や保育所、幼稚園、認定こども園等に対する適切な指導監督、評価等の実施を通じて、質の高い教育・保育の充実を図ります。
- 教育・保育の質の向上や利用者の選択の利便に資するため、自己評価や福祉サービス第三者評価の実施を促進します。また、保育所、幼稚園、認定こども園等において苦情解決のための仕組みを設けて、利用者の権利を保護し、利用者への適切な教育・保育の確保を図るとともに、自主改善に努めるよう指導します。
- 保育所、幼稚園、認定こども園等を利用する子どもの良質な環境と安全・安心を確保するため、施設の改修・増改築等、施設整備を促進します。

(3) 認定こども園に関する基本的考え方

《基本的考え方》

- 認定こども園は、保育所および幼稚園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況およびその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。子ども・子育て支援新制度において、幼保連携型認定こども園については、学校および児童福祉施設の両方の性格を持つ単一の施設となり、給付と財源が一元化されています。また、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園の3類型については、それぞれの特徴を生かした多様性のある認定こども園として子ども・子育て支援新制度においても継続し、同様に給付と財源が一元化されています。
- 少子化が進行する地域では、点在する保育所、幼稚園での集団保育の維持が困難となりつつあります。集団保育を維持するとともに、質の高い教育・保育を実施するためにこれら地域の実情を踏まえながら、保育所、幼稚園から認定こども園への移行や認可申請手続きの相談に対し、必要な支援を行います。

《認定こども園の設置計画数》

- 市町計画における数値を踏まえ、以下のとおりとします。

	令和6年度	令和11年度
県全域	114か所設置	120か所設置

《保育所、幼稚園から認定こども園への移行に必要な支援》

- 施設から認定こども園への移行の認可・認定の申請があった場合は、市町計画で定めた認定こども園に係る基本的考え方や当該施設の意向を尊重し支援します。
- 保育所はもとより幼稚園における保育ニーズの高まりを踏まえ、幼稚園から認定こども園への移行を支援します。
- 施設に対する認可・認定や指導監督、財政措置等については、施設の形態（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）に応じて権限等を行使する者が異なっている場合もあることから、関係部局間の適切な連携により、十分な情報提供等を行うことで、施設の負担軽減を図ります。

(4) 保育士、幼稚園教諭、保育教諭の合同研修に対する支援

- 関係機関と連携し、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の合同研修や、保育士が幼稚園教諭の研修へ参加するなどの相互の受け入れを図り、研修の一元化を進めます。

(5) 地域における教育・保育施設と地域型保育事業を行う者の相互連携の推進

- 原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、質の高い教育・保育が実施できるよう、指導監督を行う市町に対して助言するとともに、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、市町の関与のもとで、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との相互の連携の促進を図ります。

（６）保育所、幼稚園、認定こども園と小学校との連携の推進

- 保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続を図るため、教職員がお互いの教育内容についての理解を深め、連携を図った指導内容や指導方法を習得するための研修や交流を実施するとともに、幼児と小学生との交流や、幼児が小学校施設を活用する機会を設けるなど、さまざまな連携の取組事例の周知啓発により、相互理解を進めて連携を強化し、発達や学びの連続性を踏まえた教育の推進に努めます。

（７）教育・保育情報の公表

- 教育・保育施設の設置者、地域型保育事業の事業者は、市町の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとする際などに、当該施設・事業において提供する教育・保育に係る情報を知事に報告し、知事は、その報告を受けた後、報告の内容を公表することとされています。
- 保護者が当該施設・事業を選択しやすくなるよう、教育・保育情報として施設等から報告された以下の内容を公表します。
 - ・施設等の法人に関する事項（法人の名称、所在地、代表者の氏名など）
 - ・施設等に関する事項（施設の種類、名称、所在地、管理者の氏名など）
 - ・従業者に関する事項（職種別の従業者数、勤務形態、経験年数など）
 - ・教育・保育等の内容に関する事項（開所時間、利用定員、設備など）
 - ・利用料等に関する事項
 - ・その他知事が必要と認める事項
- 子どもの個性や保護者の勤務条件などに合わせて、子どもが適切かつ円滑に教育・保育を受けられる機会を確保できるよう、インターネットなどを活用して、施設ごとの教育・保育情報についての情報提供に努めます。

（８）保育機能施設の指導監督および研修の充実

- 子どもの安全と適正な処遇の確保を図るため、保育機能施設の指導監督に努めます。また、その状況については、インターネットなどを活用して情報提供に努めます。
- 認可外保育施設について、子どもの安全確保等の観点から、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか確認するため、指導監督を徹底します。
- 保育機能施設における児童福祉の向上を図るため、施設設置者や保育従事者に対する研修の充実に努めます。

4 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保方策

(1) 区域の設定

- 市町が定める教育・保育提供区域を勘案し、隣接市町間等における広域利用等の実態を踏まえ、教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、その実施時期を定める単位となる区域（以下、「県設定区域」という。）を以下のとおり定めます。

県設定区域は、教育・保育施設の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となります。

区 分	県設定区域
1号認定（※1） （3～5歳、幼児期の教育のみ）	全県1区域
2号認定（※2） （3～5歳、保育の必要あり）	市町ごと17区域
3号認定（※3） （0～2歳、保育の必要あり）	

（※1）子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども

（※2）法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども

（※3）法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども

(2) 教育・保育の量の見込みと、提供体制の確保の内容・実施時期

《各年度における教育・保育の量の見込み（需要）》

- 各年度における県設定区域ごとの教育・保育の量の見込みについては、市町計画における数値を県設定区域ごとに集計したものを基本として、県設定区域ごとの広域利用を勘案して、次に掲げる区分ごとに、それぞれ次に掲げる量の見込み（必要利用定員総数）を定めます。

ア 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども

（＝満3～5歳、幼児期の教育のみ）

- ◎ 特定教育・保育施設（幼稚園および認定こども園に限る。）に係る必要利用定員総数（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。）

イ 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども

（＝満3～5歳、保育の必要性あり）

- ◎ 特定教育・保育施設（保育所および認定こども園に限る。）に係る必要利用定員総数（保育機能施設等を利用する小学校就学前子どものうち、保育を必要とする者を含む。）
- ◎ 特定子ども・子育て支援施設等（特定教育・保育施設、幼稚園、保育機能施設を除く。）に係る必要利用定員総数

ウ 法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども

(＝0～2 歳、保育の必要性あり)

- ◎ 年齢区分ごとの特定教育・保育施設（保育所および認定こども園に限る。）および特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数の合計数（保育機能施設等を利用する小学校就学前子どものうち、保育を必要とする者を含む。）

※特定教育・保育施設：市町から「施設型給付」の対象となると確認された保育所、幼稚園、認定こども園

※特定地域型保育事業：市町において認可し、「地域型保育給付」の対象となると確認された家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、いずれも2歳児までの少人数を保育する事業

※特定子ども・子育て支援施設等：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業以外の施設・事業において、市町から、幼児教育・保育の無償化に伴う給付である「施設等利用給付」の対象となると確認された新制度未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等

《実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容・実施時期（供給）》

- 県設定区域ごとおよび次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設および特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期を定めます。

ア 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども

(＝満 3～5 歳、幼児期の教育のみ)

- ◎ 特定教育・保育施設および幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）

イ 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども

(＝満 3～5 歳、保育の必要性あり)

- ◎ 特定教育・保育施設（地方自治体が財政支援等を行う保育機能施設を含む。）
- ◎ 特定子ども・子育て支援施設等（特定教育・保育施設、幼稚園、保育機能施設を除く。）

ウ 法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども

(＝0～2 歳、保育の必要性あり)

- ◎ 年齢区分ごとに係る特定教育・保育施設および特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。地方自治体が財政支援等を行う保育機能施設を含む。）

《県内全域の需要と供給一覧》

○ 県内全域の各年度における教育・保育の量の見込み（需要）、提供体制の確保の内容およびその実施時期（供給）については、市町計画の数値に基づき、以下のとおりとします。

【香川県内全域】

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		4,180	1,845	13,171	1,857	3,906	4,434	4,012	1,780	12,640	1,843	3,982	4,271
②確保の内容	特定教育・保育施設	10,107		14,528	2,340	3,977	4,610	9,853		14,400	2,341	3,989	4,576
	特定地域型保育事業			1	183	210	216			1	183	210	216
	確認を受けない幼稚園												
	保育機能施設			166	32	79	86			166	32	79	86
	特定子ども・子育て支援施設等	1,410		42	126	143	152	1,353		42	126	143	152
	計	11,517		14,737	2,681	4,409	5,064	11,206		14,609	2,682	4,421	5,030
確保状況(②－①)		5,492		1,566	824	503	630	5,414		1,969	839	439	759

		令和9年度						令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		3,830	1,717	12,145	1,827	3,917	4,352	3,700	1,659	11,717	1,817	3,840	4,262
②確保の内容	特定教育・保育施設	9,527		14,470	2,333	3,992	4,589	9,507		14,405	2,323	3,979	4,575
	特定地域型保育事業			1	177	204	209			1	177	204	209
	確認を受けない幼稚園												
	保育機能施設			164	32	79	86			164	32	79	86
	特定子ども・子育て支援施設等	1,340		42	126	143	152	1,340		42	126	143	152
	計	10,867		14,677	2,668	4,418	5,036	10,847		14,612	2,658	4,405	5,022
確保状況(②－①)		5,320		2,532	841	501	684	5,488		2,895	841	565	760

		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		3,648	1,625	11,553	1,804	3,778	4,182
②確保の内容	特定教育・保育施設	9,501		14,370	2,314	3,964	4,543
	特定地域型保育事業			1	177	204	209
	確認を受けない幼稚園						
	保育機能施設			164	32	79	86
	特定子ども・子育て支援施設等	1,340		42	126	143	152
	計	10,841		14,577	2,649	4,390	4,990
確保状況(②－①)		5,568		3,024	845	612	808

※区分について

- ・保護者が共働きであっても幼稚園の利用希望はあることから、2号認定については、「学校教育希望が強いもの」を分けて量を見込んでいます。
- ・3号認定については、0歳と1・2歳で職員配置基準や児童1人当たりの面積要件などが異なることから、それぞれ分けて量を見込んでいます。
- ・2号認定のうち、「学校教育希望が強いもの」を利用調整のうえ、幼稚園で受け入れ、預かり保育をあわせて利用する「特定子ども・子育て支援施設等」で、量の確保を行う場合もあります。

- ※量の見込み・・・・・・・・・・1号認定（3～5歳、幼児期の教育のみ）、2号認定（3～5歳、保育の必要あり）、3号認定（0～2歳、保育の必要あり）の必要利用定員総数（需要）
- ※確保の内容・・・・・・・・・・教育・保育施設等の利用定員総数（供給）
- ※特定教育・保育施設・・・・・・・・市町から「施設型給付」（公費）の対象となると確認された保育所、幼稚園、認定こども園
- ※特定地域型保育事業・・・・・・・・家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、いずれも2歳児までの少人数を保育する事業
- ※確認を受けない幼稚園・・・・・・・・子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園
- ※保育機能施設・・・・・・・・地方自治体が財政支援等を行っている認可外保育施設
- ※特定子ども・子育て支援施設等・・市町から「施設等利用給付」（公費）の対象となると確認された施設および事業

（３）県の認可・認定に係る需給調整の考え方

《基本的考え方》

- 県は、認可・認定の申請をした保育所・認定こども園に適格性があり、かつ認可基準を満たす場合は、認可・認定します。

ただし、県設定区域における認定区分ごとの特定教育・保育施設および特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）の利用定員の総数が、県計画で定める必要利用定員総数（当該年度および翌年度に係るものをいう。）に既に達しているか、または当該施設の設置によってこれを超えることになるか、と認めるときは、原則、需給調整を行います。

需要（量の見込み） > 供給（利用定員の総数※）⇒ 原則認可・認定

（適格性・認可基準を満たす場合）

需要（量の見込み） < 供給（利用定員の総数※）⇒ 認可・認定を行わないことができる

（需給調整）

（※次ページ「特定教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合に係る需給調整」により、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の定員を含む。）

《本計画に含まれない教育・保育施設の認可・認定の申請に関する需給調整》

- 上記「基本的考え方」にかかわらず、本計画に基づき教育・保育施設または地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設または地域型保育事業所の認可・認定が行われる前に、本計画に含まれない教育・保育施設から認可・認定の申請があったときは、県は、次に掲げるときに該当するときは、地域の実情や教育・保育施設の意向を踏まえ個別に判断し、需給調整を行う場合があります。

この場合において、認定区分ごとの保護者の人数が、当該認定区分の量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、県は、地域の実情に応じて、当該認可申請があった教育・保育施設の認可を行うものとします。

ア 認可・認定の申請に係る教育・保育施設が所在する県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設（市町計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設を含む。）の1号認定の利用定員の総数が、県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る1号認定の必要利用定員総数に既に達しているか、または当該教育・保育施設の設置によってこれを

超えることになると認めるとき。

イ 認可・認定の申請に係る教育・保育施設が所在する県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設（市町計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設を含む。）の 2 号認定の利用定員の総数が、県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る 2 号認定の必要利用定員総数に既に達しているか、または当該教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認めるとき。

ウ 認可・認定の申請に係る教育・保育施設が所在する県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設および特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除き、市町計画に基づき基盤整備を行っている教育・保育施設および地域型保育事業所を含む。）の 3 号認定の利用定員の総数が、県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設および特定地域型保育事業所に係る 3 号認定の必要利用定員総数に既に達しているか、または当該教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認めるとき。

《保育所、幼稚園が認定こども園に移行する場合における需給調整》

○ 子ども・子育て支援新制度では、保育所、幼稚園から認定こども園への移行の認可・認定の申請があった場合は、当該施設が所在する県設定区域における認定区分ごとの特定教育・保育施設および特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）の利用定員の総数（供給）が、県計画で定める必要利用定員総数（当該年度に係るものをいう。）（需要）に「県計画で定める数」を加えた数に既に達しているか、または当該施設の設置によってこれを超えることになると認めるときを除き、認可・認定をするものとされています。

しかしながら、認定こども園は、保護者の就労の有無にかかわらず施設の利用ができ、地域の子育て支援を担う施設であることから、市町計画で定めた認定こども園に係る基本的考え方や当該施設の意向を尊重し、個別に判断します。

ア 需要が供給を上回っている県設定区域について

○ 「県計画で定める数」を設定する必要はなく、設定しないこととします。

イ 供給が需要を上回っている県設定区域について

○ 既に、市町計画に移行が含まれている認定こども園については、認可・認定します。

○ 市町計画に移行が含まれていない場合は、支給認定区分ごとの「供給－需要」の差に、支給認定区分の利用定員を持つ施設の数で「需要」を除いた数を加えた数を「県計画で定める数」とし、地域の状況を踏まえて区域ごとに判断します。

《特定教育・保育施設に該当しない幼稚園が存在する場合に係る需給調整》

○ 前記「基本的考え方」にかかわらず、教育・保育施設の認可・認定の申請があったときは、当該申請に係る教育・保育施設が所在する県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設の 1 号認定の利用定員の総数および特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の総数の合計が、県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る 1 号認定の必要利用定員総数に既に達しているか、または当該申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認める場合は、地域の実情や当該施設の意向を踏まえた上で、需給調整を行う場合があります。

(4) 提供体制の確保方策

《保育所等利用待機児童の解消》

- 地域の保育ニーズに応じた保育所等の利用定員の見直しや計画的な施設整備を促進するなど保育の拡充に努めるとともに、保育所等利用待機児童発生の主な理由は保育士不足であることから、保育士の資格を持ちながら就業していないいわゆる潜在保育士に対し、保育所等の求人情報を提供・斡旋する保育士人材バンク等による就職支援を行うとともに、就職準備金や未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付などの復職支援を行います。
- 保育学生に対し保育士修学資金の貸付けなどを行い、保育士資格者の増加を図ります。
- 配膳や清掃などを行う保育士支援員を配置し、働きやすい職場環境を整備する民間保育施設を市町と連携して支援するなど、保育士の業務を軽減し離職防止を図ります。

《保育所、幼稚園、認定こども園等の施設整備》

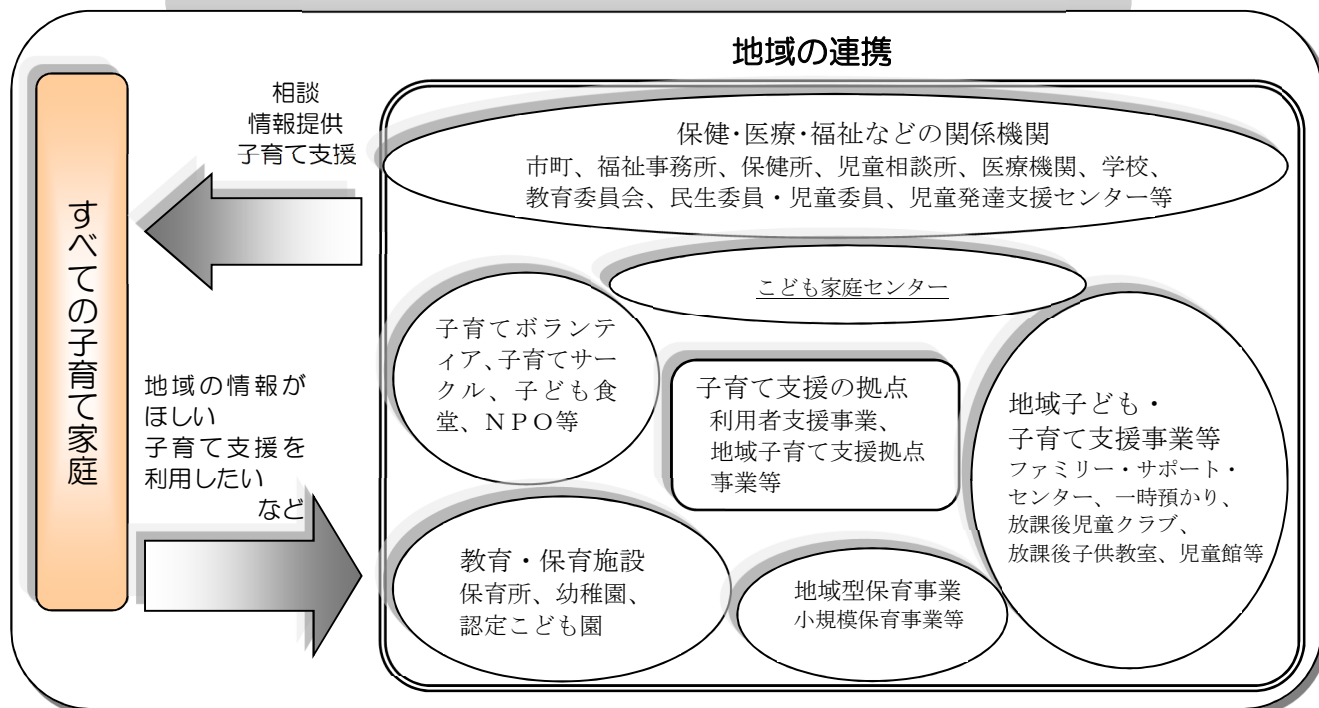
- 地域の実情に応じて、保育所、幼稚園、認定こども園等の施設の改修・増改築等、施設整備を促進します。

5 地域における子ども・子育て支援の充実

(1) 各市町と連携した地域子ども・子育て支援の推進

- 子育てなどを取り巻く状況は地域によってそれぞれ異なることから、各市町が、地域ごとのニーズに応じて、創意工夫を凝らした事業を計画的に実施できるよう、各市町の取組みを支援します。
- 地域で子育て支援を行うさまざまな団体と連携を図るとともに、地域で子育てをサポートする地域子育て支援拠点事業などの身近な場所で子育て支援を実施する市町の取組みを促進します。
- 保護者等に対し、こども家庭センター、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童館、市町保健センターなどの身近な施設や児童相談所（子ども女性相談センター・西部子ども相談センター）、福祉事務所、保健所などにおいて、妊娠、出産、育児、教育などの子育てに関する情報提供に努めます。
- 子育て家庭等が気軽に訪れることができる「かがわ子育てステーション」を県内に広め、子育てが孤立しない香川を目指します。

かがわの子育て支援のネットワークづくり



(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

《基本的考え方》

- 人格形成の基礎を培う乳幼児期における、すべての子どもの健やかな育ちを保障するため、子どもの発達段階に応じた質の高い子育て支援が、保護者と連携しながら提供されることが重要です。
- 子育てに対する不安や悩み、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、親自身が持っている子育てできる力を存分に発揮でき、子育てについての役割を果たせるよう、保護者と連携しながら親としての成長を支援していくことが必要とされています。

《推進方策》

- 子ども・子育て支援新制度は、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭・子どもを対象としていることに鑑み、地域子ども・子育て支援事業の実施主体である市町が、子育て家庭のニーズを踏まえ、計画的に量・質両面にわたり子育て支援を充実させるよう、関係機関と連携しながら必要な支援を行います。
- こども家庭センターと連携し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。また、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うとともに、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びを支援します。
- 地域の人材を生かした取組みを進めるほか、安全・安心な活動場所等、子どもの健全な発達のための良質な環境を整えます。

＜地域子ども・子育て支援事業の提供体制＞

○ 地域子ども・子育て支援事業の提供体制については以下のとおりです。

ア 利用者支援事業

子育て家庭がニーズに合わせて、保育所・幼稚園・認定こども園等の施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう、子育て家庭に身近な場所において情報の提供や相談・援助などを行う利用者支援事業を促進します。

【基本型】

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施箇所数	<u>1 5</u>	<u>3 1</u>	<u>3 2</u>	<u>3 2</u>	<u>3 2</u>	<u>3 2</u>

【特定型】

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施箇所数	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>

【地域子育て相談機関】

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施箇所数	<u>5</u>	<u>1 3</u>	<u>1 3</u>	<u>1 3</u>	<u>1 3</u>	<u>1 3</u>

【こども家庭センター型（R5 年度までは母子保健型）】

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施箇所数	<u>2 1</u>	<u>2 2</u>	<u>2 3</u>	<u>2 3</u>	<u>2 3</u>	<u>2 3</u>

イ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を促進します。

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施箇所数	<u>1 0 2</u>	<u>1 0 3</u>	<u>1 0 3</u>	<u>1 0 3</u>	<u>1 0 3</u>	<u>1 0 3</u>

なお、この事業のほかに、認定こども園においても地域子育て支援拠点事業に類する事業（認定こども園法に基づく子育て支援事業）を実施しています。令和 6 年 4 月 1 日現在の認定こども園数は 1 1 4 園 となっており、令和 1 1 年度には 1 2 0 園 になる見込みです。

ウ 妊産婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持および増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施するものであり、全市町が実施しています。妊婦健康診査の受診率の向上、未受診者の把握とその対応に努めます。

産婦健康診査は、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後 2 週間、産後 1 か月など出産後間もない時期の産婦に対し、①健康状態・育児環境の把握、②体重・血圧測定、③尿検査、④エジンバラ産後うつ病質問票による面接を実施するものであり、全市町が実施しています。産婦健康診査の受診率の向上、産婦の心身の状態に応じ、産後ケア事業、精神科等との連携に努めます。

工 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行うものであり、現在、全市町が実施しています。家庭の潜在的ニーズを正確に把握し、適切な対応に努めます。

※令和4年度から出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援として実施していた事業が、令和7年度から法制化されるものです。

オ 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業であり、現在、全市町が実施しています。実施体制の整備・委託先の確保などの広域支援や妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク体制の構築・連携に努めます。

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
県内の実施箇所数	17	19	21	22	23

※令和元年の母子保健法の改正により、令和3年度から市区町村の努力義務となった事業です。

カ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う乳児家庭全戸訪問事業については、現在、全市町が実施しています。訪問従事者の質の向上に努めます。

キ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満の未就園児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するため、保護者との面談及び保護者に対する子育てに関する情報の提供、助言や援助を行う事業です。市町の実施状況に応じて支援を行います。

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み (延べ人数)	63	1,102	1,152	1,452	1,428
	確保方策 (延べ人数)	92	1,275	1,278	1,567	1,557
1歳児	量の見込み (延べ人数)	53	811	802	1,066	1,056
	確保方策 (延べ人数)	44	808	812	1,161	1,163
2歳児	量の見込み (延べ人数)	48	516	519	725	727
	確保方策 (延べ人数)	51	576	577	1,299	1,301

※令和7年度から開始される事業です。

ク 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う養育支援訪問事業については、現在、全市町が実施しており、当該家庭の適切な養育の実施の確保に努めています。

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化に向け、要保護児童対策地域協議会の調整機関職員やネットワーク構成員である関係機関の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを促進します。

ケ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

保護者の疾病、出産、冠婚葬祭などの緊急時や恒常的な残業などで、児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で児童を一時的に預かる短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）や夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）については、14 市町からの委託を受けて、現在、8か所の児童養護施設等で実施しています。未実施の市町については、各市町の状況に応じて支援を行います。

コ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する子育て世帯訪問支援事業については、現在 7 市町で実施しています。未実施の市町については、各市町の状況に応じて支援を行います。

サ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う児童育成支援拠点事業については、現在 1 市で実施しています。未実施の市町については、各市町の状況に応じて支援を行います。

シ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する親子関係形成支援事業については、現在、実施している市町はありませんが、実施に向けて 3 市が準備を進めています。未実施の市町については、各市町の状況に応じて支援を行います。

ス ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

地域において、子育て支援を受けたい人と支援したい人が登録し、会員同士が地域において相互に援助する活動を支援するファミリー・サポート・センター事業については、未実施の市町の状況に応じて支援を行います。

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施市町数	10	11	11	11	11	11

セ 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病、出産、介護、冠婚葬祭などの理由、保護者の育児疲れ解消や地域社会活動、余暇活動の参加のために、一時的に保育が必要となる子どもに対応するため、一時預かり事業を促進します。

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施市町数	<u>1 5</u>	<u>1 5</u>	<u>1 5</u>	<u>1 5</u>	<u>1 5</u>	<u>1 5</u>
実施箇所数	<u>2 1 1</u>	<u>2 1 7</u>	<u>2 1 7</u>	<u>2 1 4</u>	<u>2 1 5</u>	<u>2 1 6</u>

ソ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日や時間に、保育所、認定こども園等において保育を実施する延長保育事業の確保に努めます。

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施市町数	<u>1 5</u>	<u>1 5</u>	<u>1 5</u>	<u>1 5</u>	<u>1 5</u>	<u>1 5</u>
実施箇所数	<u>1 8 4</u>	<u>1 8 7</u>	<u>1 8 7</u>	<u>1 8 7</u>	<u>1 8 7</u>	<u>1 8 7</u>

タ 病児・病後児保育事業

病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関・保育所等に付設された専用スペース等において、保育士及び看護師等が一時的に保育と看護を行う病児・病後児保育事業を促進します。

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施箇所数	<u>2 3</u>	<u>2 5</u>	<u>2 5</u>	<u>2 5</u>	<u>2 5</u>	<u>2 5</u>

チ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

昼間、労働等により保護者が家庭にいない小学生の健全育成を図るため、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、開設時間の延長や障害児の受け入れ、学校の長期休業中の開設を促進するなど、放課後児童クラブの充実を図ります。

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施市町数	<u>1 5</u>	<u>1 5</u>	<u>1 5</u>	<u>1 5</u>	<u>1 5</u>	<u>1 5</u>
実施箇所数 (支援の単位数)	<u>3 3 0</u>	<u>3 3 3</u>	<u>3 3 8</u>	<u>3 4 4</u>	<u>3 4 8</u>	<u>3 4 9</u>

ツ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等において実費徴収ができることとされている副食費の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等を助成する事業です。

市町の実施状況に応じて支援を行います。

テ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の

能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。
市町の実施状況に応じて支援を行います。

(3) 児童館における地域子育て支援機能の充実と整備促進

《児童館の整備促進と活動の充実》

- 児童に健全な遊びや体験活動の場を提供して、子どもたちの健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子ども会等の地域組織などの活動のほか、放課後児童の健全育成の場となる児童館の整備を地域の実情に応じて促進します。
- 児童館活動の充実のため、子どもの視点に立った魅力あふれる事業や継続性、発展性のあるプログラムを展開するとともに、休日開館など、地域の実情に即した運営体制の整備を促進します。
- 子ども会などの地域組織、学校、関係機関などとの連携を図りながら、地域住民に交流活動の場を提供するなど、地域における児童健全育成の拠点施設である児童館の機能の充実を図ります。
- 育児教室の開催や相談事業の実施、子育て支援情報の提供、子育てサークルに対する支援など、児童館における子育て支援機能の充実を図ります。

《さぬきこどもの国（大型児童館）の運営等の充実》

- 児童の健全育成の中核的役割を果たすさぬきこどもの国については、老朽化した施設・設備や屋外遊具等のリニューアルを行うとともに、トイレの洋式化など利用者の利便性の向上と環境整備を図りながら、施設の持つ機能や人材を活用して、子どもに健全な遊びや創造的活動の場を提供します。
- さぬきこどもの国（大型児童館）において、児童館職員に対する研修や広報誌の発行、移動児童館巡回事業の充実や調査研究事業の実施など、県内児童館・児童センターに対する支援機能を強化するとともに、子育てセミナーの開催や相談事業の実施、子育てに関する情報提供を行うなど、子育て支援機能の充実を図ります。

(4) その他の子育て支援の充実

《保育所、幼稚園、認定こども園等における地域子育て支援の充実》

- 保育所や認定こども園等の園庭を地域の人々に開放するなど、保育所や認定こども園等の機能を活用して、広く地域の子育て家庭への支援を促進します。
- 地域の人々とのさまざまな交流活動、保護者や地域の子育て家庭に対する育児講座や育児相談、食に関する相談・支援の実施など、地域に開かれた保育所、認定こども園等としての特色ある保育活動を促進します。
- 地域における幼児期の教育のセンターとして、幼稚園、認定こども園の施設や機能を活用した、幼児期の教育に関する相談事業や情報提供、地域の実態や保護者の要請に応じた預かり保育の実施、公民館や図書館、児童館等子育て関係機関との連携等により、地域での子育て支援を促進します。

6 放課後児童クラブなどの放課後児童対策の推進

(1) 放課後児童クラブの推進

- 昼間、労働等により保護者が家庭にいない小学生の健全育成を図るため、児童館、学校の余裕教室、既存の公共施設などの身近な施設を積極的に活用し、放課後児童クラブの事業実施を促進します。また、放課後児童クラブを実施するための施設の整備を促進します。
- 放課後児童クラブの設置・活動状況について、インターネットなどによる情報提供を行うとともに、指導者に対する研修により指導者の資質の向上を図るなど、活動内容の充実に努めます。
- 開設時間の延長や障害児の受け入れ、学校の長期休業中の開設を促進するなど、放課後児童クラブの充実に図ります。

(2) 放課後子供教室の推進

- 心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むために、学校の余裕教室や公民館などを活用し、すべての子どもを対象とした、放課後や週末における安全・安心な子どもの居場所としての放課後子供教室の設置を推進します。
- 放課後子供教室を実施する中で、子どもたちにさまざまな体験活動や地域の人との交流活動に取り組み、地域で子どもたちを育てられるよう努めます。
- 放課後子供教室のコーディネーターや指導員に対する研修を実施することにより、安全面の配慮や特別な支援を必要とする子どもの理解と接し方など、コーディネーターや指導員の資質向上を図ります。
- 放課後子供教室に関する活動状況等をインターネットや研修会等を通じて広報するとともに、事業報告書を作成するなど情報提供に努めます。

7 子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実

(1) 相談・援助活動の充実、周知・広報

《相談機関における相談・援助活動の充実》

- 子育てや家庭に関する相談機関（こども家庭センター、妊娠出産サポート、児童相談所、児童家庭支援センター、地域子育て支援拠点、福祉事務所の家庭児童相談室、保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、指定相談支援事業所（障害者）、教育センター、警察など）で実施する専門的な相談・援助活動の充実を図るとともに、インターネット等を活用して、各機関の相談窓口について周知を図ります。
- 民生委員・児童委員、主任児童委員、母子愛育班員、母子保健推進員などが保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童館、福祉事務所、保健所などと連携して行う子育てや家庭に関する相談・援助活動の充実を図るとともに、相談・援助活動について県民への周知に努めます。
- 子どもや子育て家庭が抱えるさまざまな悩みや不安について気軽に相談できる「子どもと家庭の電話相談」、「子ども電話相談」、「子育て電話相談」、「24 時間いじめ電話相談」、「妊娠出産サポート」、「少年相談専用電話」、「女性相談」など、各相談機関が実施している電話相談事業等の充実に努めます。

《地域における相談・援助活動の充実》

- 子育て家庭に身近な場所において、それぞれのニーズに合わせて、保育所、幼稚園、認定こども園などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう、情報の提供や相談・援助の充実に努めます。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、児童館、公民館などの身近な施設や子育て支援 NPO が持つ機能や人材を活用して、子育てについての悩みや不安に対する相談の実施や育児教室の開催、子育てを行う者に対する交流の場の提供など、子育て家庭に対する相談・援助活動を促進します。
- 児童養護施設などの児童福祉施設が地域に開かれた施設となるよう、地域の人々との交流活動や施設の人材などを活用した子育て家庭に対する相談・援助活動を促進します。

《学校における相談・援助活動の充実》

- 児童生徒が抱える心の不安や悩みにきめ細かく対応し、児童生徒一人ひとりの心身の健全な成長と発達を図るため、教職員に対する研修を実施するとともに、専門的な立場から指導・助言するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、児童生徒や保護者に対するカウンセリングを行います。

《ひきこもり対策の推進》

- 精神保健福祉センター内に設置した「ひきこもり地域支援センター」における相談や居場所の提供、ひきこもりサポーターの養成・派遣、民生委員・児童委員等に対する研修、県民への正しい知識の普及啓発など、市町や関係機関と連携して、ひきこもり対策を推進します。

（２）相談機関のネットワークづくり

- 複雑・多様化する子どもや子育て家庭を取り巻く問題に適切に対応していくため、児童相談所、福祉事務所、保健所、民生委員・児童委員や主任児童委員、教育関係機関、警察など、相談機関のネットワークを整備し、子どもや子育てに対する相談・援助活動の充実を図ります。
- 複合的、複雑な困難を有する子ども・若者支援のため、香川県子ども・若者支援地域協議会を構成する教育、福祉、保健、雇用等の各分野の支援機関が連携して、総合的な支援を行います。
- 香川県相談業務支援ネットワークにおいて関係機関、関係団体との連携を強化し、子どもや子育て等に対する相談・援助活動の充実を図ります。

8 子ども・子育て支援を担う人材の確保

(1) 保育士、幼稚園教諭等の人材確保

- 保育士等が正確な知識と豊かな経験を積み重ね継続して育成されるよう、保育士等の所得向上や産休代替職員確保のための補助など処遇改善とともに、離職防止を図るため、働きやすく、やりがいや誇りを持って業務に従事できる職場環境の実現を図り、就労継続に努めます。幼稚園教諭等については、多様な保育内容に対する補助などを通じて、働きやすい職場環境の実現を図ります。
- 保育士の資格を持ちながら就業していない、いわゆる潜在保育士の状況を把握し、潜在保育士の再就職等を支援する保育士人材バンクなどを活用して、復職を支援し、人材確保を促進します。復職支援については、保育所見学や保育士再就職支援セミナーを実施するとともに、保育士人材バンクのコーディネーターが復職後の悩みに対応するなど、きめ細かい支援に努めます。
- 市町および保育士養成施設等と連携しながら、保育学生や潜在保育士などの人材確保に努めます。
- 経済的理由により修学することが困難な保育学生に対し、修学資金貸付制度により修学を支援し、人材確保を促進します。
- 保育所、認定こども園、地域型保育事業等に従事する者の確保に資するよう、子育て支援員研修の実施体制の充実を図ります。
- 保育に係る周辺業務に、多様な人材を活用することで、保育体制の強化を図ります。

(2) 放課後児童クラブなど、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保

- 放課後児童支援員研修等を実施し、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保に努めます。

(3) 保健、医療、福祉分野の人材の確保

- 看護学生に対する修学資金貸付制度を継続し、卒業生の県内定着を促進するとともに、ナースセンター事業の充実を図り潜在看護職員の把握や再就業の促進を図るなど、引き続き看護職員の確保に努めます。

9 従事者の資質向上

(1) 保育士、幼稚園教諭、保育教諭、その他教育・保育、子育て支援事業に従事する者の資質向上

《保育士、幼稚園教諭、保育教諭の資質の向上》

- 保育所、幼稚園、認定こども園等が保護者の多様なニーズに的確に対応し、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえた質の高い教育・保育を提供するためには、従事者の量の確保だけでなく、その専門性や経験がきわめて重要で、質の高い従事者が育成される必要があります。このため、かがわ幼児教育支援センターや専門家、関係団体等が連携・協力して、保育士、幼稚園教諭、保育教諭を対象とした体系的な研修を計画的に実施し、保育所、幼稚園、認定こども園におけるOJTを支援するなど研修体制の充実に努めるほか、指導監査や指導保育士等による指導・助言などを通じて、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の資質の向上を図ります。

《放課後児童支援員の資質の向上》

- 放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得するための研修を行います。
- 特別な支援を必要とする子どもに対する放課後児童支援員の対応能力をより一層向上させるため、専門家による支援を行います。

(2) 保育教諭の促進についての対象者への周知

- 保育教諭については、認定こども園法附則第5条において、施行の日から起算して15年間は、保育士資格または幼稚園教諭の普通免許状のいずれかを有する場合は保育教諭となることができることとされていることから、保育士資格または幼稚園教諭の普通免許状の片方のみを有する者へ併有の機会が確保されるよう、インターネットなどを活用して、併有に関する特例措置の情報提供に努めます。

(3) 保健、医療、福祉分野に従事する者の資質向上

《保健、医療、福祉分野の人材の養成・確保》

- 子育て支援に携わる保健師、助産師、看護師、栄養士など保健、医療、福祉分野の人材の養成と資質の向上を図ります。
- 少子化社会に対応した総合的な母子保健事業を推進するため、専門研修の開催などにより、母子保健関係者の資質の向上に努めます。
- 子どもや家庭に関する相談機関の職員の相談・援助技術の向上のための研修会を開催するなど、職員の資質の向上に努めます。

10 児童虐待防止対策の充実

(1) 子どもの最善の利益の優先

- 体罰によらない子育てを推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動に努めます。また、子どもの最善の利益の優先を図るため、子ども自身や関係機関による児童福祉審議会への申立てができることについて、周知を行うなど、児童福祉審議会の活用の促進に努めます。

(2) 児童虐待の未然防止・早期発見

《妊娠中から産後におけるこころの健康の重要性の周知》

- 妊娠中や子育て期の不安や悩み、孤立感が児童虐待のリスクとなることから、妊娠中から産後におけるこころの健康の重要性について、市町が行う両親学級や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査などあらゆる機会において、妊産婦とその家族に対して周知を図るとともに、不安や悩みをいつでも相談できる体制を充実します。

《不安や悩みを抱えている親への早期対応》

- 市町や医療機関等との連携・情報共有により、健康診査や家庭訪問等を通して、妊娠・出産・子育てに伴う不安や悩みを抱えている保護者や、未熟児、多胎児、障害児を持つ保護者等への早期対応を図ります。また、養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を把握し、養育支援訪問事業などの専門的な子育て支援につなげます。

《相談機関における相談・援助活動の充実》

- 民生委員・児童委員、主任児童委員、母子愛育班員、母子保健推進員などの相談・援助活動のほか、子育てや家庭に関する専門的な相談機関での相談・支援、気軽に相談できる電話相談事業、メール相談等の充実に努めます。

《児童虐待防止の広報啓発》

- チラシ・ポスターの配布や講演会を行うなど、児童虐待防止やDV（ドメスティック・バイオレンス）が子どもに及ぼす影響等について広く県民に広報啓発を行います。併せて、早期発見・早期対応の観点から、全国児童相談所共通ダイヤル「189（いちはやく）」やDVに関する相談先についての周知を行い、相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めます。

《関係機関との連携強化》

- 児童相談所と市町その他の関係機関との適切な役割分担、連携を図るため、児童相談所は、市町をはじめ、学校、警察、医療機関、児童福祉施設、保健所その他の関係機関との連携の強化を推進します。
- 市町の相談体制の充実に促進するため、児童相談所を中心として、児童虐待に関する各種情報の提供、技術的助言、連絡調整、職員研修の実施など、市町への支援に努めます。また、市町の要保護児童対策地域協議会において、児童相談所が技術的助言を行うなど、協議会の機能強化や効果的運営を支援します。

- 介入的な関わりを要するなど対応が困難なケースには児童相談所が主体的に関与することを前提として、ケースに関する市町との積極的な情報共有、支援方針の協議などの協働に努めます。
- 児童虐待を受けた子どもや保護者に対する医療的ケアの重要性を踏まえ、地域の医療機関との協力、連携体制の充実を図るとともに、児童相談所が援助方針の検討を行うに当たっては、必要に応じて医師等の助言も活用します。
- 児童虐待を受けた子どもと家族の自立のため、市町の要保護児童対策地域協議会において、市町、学校などの関係機関が情報共有を図るとともに、長期的な支援に努めます。

（３）児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 児童相談所におけるケースの組織的な管理・対応、適切なアセスメント等を可能とするための職員の適切な配置、法的・医学的・教育的な専門性を要する対応を行うための体制強化、保護者への指導・支援を行うための専門性の確保等を図ります。
- 児童相談所において、市町や警察などの関係機関と連携し、児童虐待を受けた子どもの安全確認や安全確保のため、迅速な対応を行います。また、必要があるときには、立入調査や裁判所の許可を得て臨検・搜索を行います。
- 一時保護を必要とする子どものニーズや特性に応じた個別的なケアを行えるよう、児童相談所の一時保護所のほか、児童養護施設や里親等への委託一時保護を活用するなど、多様な受け皿の確保を図ります。
- 委託一時保護が行われた子どもへの個別的なケアを行う一時保護専用施設を設置する社会福祉法人を支援します。

（４）虐待の再発防止・自立支援

- 児童虐待の再発防止のため、児童相談所等において、児童虐待を行った保護者等に対する家族再統合プログラムを実施します。
- 児童虐待を受けた子どもと家族の自立のため、市町の要保護児童対策地域協議会において、市町、学校などの関係者が情報共有を図るとともに、長期的な支援に努めます。

（５）児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

- 児童虐待による死亡事例など、児童虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例が生じた場合は、当該事例について検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講じ、死亡事例等の再発防止のための措置を講じるとともに、市町が行う検証を支援します。

（６）ヤングケアラー支援体制の強化

- 市町、学校、地域の福祉関係者など関係機関との連携を強化し、ヤングケアラーの子どもやその家族を相談や必要な福祉サービスにつなげるなどの取組みを推進するため、関係機関職員等の資質向上研修を行うとともに、相談窓口の周知など、子どもを相談に導くための情報提供に努めます。

11 社会的養育の充実

(1) 家庭と同様の環境における養育の推進

＜家庭養育の推進＞

- 社会的養育は、できる限り家庭的な環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係のもとで行われる必要があります。そのため、家庭以外の場所における代替養育を検討する場合は、原則として、家庭的・個別的なケアを行える里親委託等（里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム））を優先して検討します。
- 里親委託を推進するため、里親制度の普及啓発により新規里親の開拓を行うとともに、里親に対する研修会や相談支援の実施、里親相互の連絡や情報交換の場の提供、里親の休息のために一時的に委託児童を児童養護施設や乳児院で預かるレスパイト・ケアの実施など、里親に対する支援の充実に努めます。
- 児童虐待等の行為により、心身に有害な影響を受け、保護者からの養育を受けることが困難な子どもたちについては、専門里親を活用することにより、家庭的な環境のもとで養育を行うとともに、家庭復帰を前提として問題性の改善や治療を図り、自立を支援します。
- 家庭養育の推進のため、養育者の住まいで一定人数の子どもたちを養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を促進します。

里親の種類

養育里親	何らかの事情により、保護者のいない子ども、または保護者に監護させることが不適当な子ども(以下「要保護児童」という。)を、養育していただく里親です。養育の経験と専門的知識を生かし、児童虐待を受けた子どもや非行、発達障害など特別なニーズを有する子どもを養育していただく専門里親も含まれます。 所定の研修を修了していることが認定要件になります。
親族里親	保護者が、死亡、行方不明または拘禁等により、子どもを養育できなくなったときに、子どもの扶養義務者およびその配偶者である親族で、適当と認められた方に養育していただく里親です。
養子縁組里親	要保護児童について、養子縁組によって養親となることを希望される方に、その方との養子縁組が成立するまで養育していただく里親です。

＜家庭的養育の充実＞

- 児童養護施設等（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設）における養育について、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態としていくため、施設の小規模かつ地域分散化を推進するとともに、高機能化および多機能化、機能転換に向けた取組みを支援します。また、これらの取組みを進めるに当たっては、市町と連携し、地域の理解と協力が得られるよう努めます。

(2) 児童養護施設等の施設におけるケアの充実、人材の確保・育成

- 児童養護施設等におけるケアの充実を図るため、子どもへの個別面接等を行う個別対応職員、保護者等への支援を行う家庭支援専門相談員、里親委託の推進と里親支援の充実を図る里親支援専門相談員、虐待を受けた子ども等に心理療法を行う職員、医療的ケアを行う看護師、自立支援計画の作成・進行管理や職員の指導を行う基幹的職員（スーパーバイザー）の配置を推進します。
- 児童養護施設等に入所している子どものうち、家庭への一時帰省が困難な子どもに対し、週末や休暇期間中などに、短期間、家庭生活を体験してもらう施設入所児童家庭生活体験事業を推進します。
- 児童自立支援施設については、発達障害児・被虐待児童への個別指導、親子関係改善への支援、退所後のアフターケアなどの機能向上を図ります。
- 代替養育の質を確保するため、その担い手となる職員の確保とその専門性の向上のための研修を実施します。

(3) 自立支援の充実

- 代替養育を受けていた子どもが地域生活を送るために必要な支援が得られるよう、相談体制の整備に努めます。
- 児童養護施設等を退所し、就職する子ども等の社会的自立を促進するため、必要に応じ、居住費や生活費に関する支援を行います。

(4) 家族支援、地域支援の充実

- 親子関係再構築、家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の児童虐待の再発防止などの家族支援のため、施設職員の研修等による家族支援体制を強化し、児童家庭支援センターの積極的活用を図るとともに、児童相談所、市町など関係機関との連携を推進します。
- 母子生活支援施設については、児童相談所や婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所等と連携し、母親と子どもとの関係性に着目した支援を推進します。

(5) 子どもの最善の利益の優先に向けた取組み

- 児童養護施設等において、子どものプライバシーに配慮した生活環境の整備に努めます。
- 児童養護施設等において、第三者機関による苦情解決制度など、意見や苦情を密室化させない制度の普及・充実に努めます。
- 児童養護施設等におけるサービスの質の向上や利用者が福祉サービスの内容を十分把握できるようにするため、福祉サービス第三者評価の実施を促進します。
- 児童養護施設等に入所する子どもへの虐待の禁止について、施設職員等への周知を徹底するとともに、入所児童等や関係機関への周知等その予防に取り組みます。
- 児童養護施設等に入所する子どもの虐待に関する通告や子どもからの届出があった場合の措置等に関して、被措置児童等虐待対応ガイドラインに沿って適切に対応します。

- 児童養護施設等に入所する子どもの生活の様々な場面において、子どもの権利を保障するため、子どもの意見表明の機会の確保に向けた取組みの推進に努めます。

12 障害児施策の充実

(1) 地域の療育的支援体制の整備・充実

- 障害のある子どもが十分な教育や療育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備の充実を図るとともに、能力や可能性を最大限に伸ばし、積極的に社会に参加できるよう、一人ひとりの障害特性等に応じた教育や療育を行います。
- 地域において通園できる療育の場として、放課後等デイサービスや児童発達支援の普及を図るとともに、これら障害児通所施設の確保に努めます。
- 児童発達支援センターの設置を促進し、医療機関や保育所等と連携を図りながら保育所等訪問支援や専門的支援を行うことにより、発達に不安のある子どもへの早期対応や専門的な訓練等が必要な学齢期の児童に対する適切な対応に努めます。
- 在宅の障害のある子どもの地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等を受けることができるよう、社会福祉法人等に委託して、訪問や来所による各種の相談・指導を行います。
- 障害のある子どもたちを地域で支えるボランティアやNPOの活動を支援します。
- 在宅の重症心身障害児が日常生活での基本的な動作に関する支援等を受けることができるよう、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援および放課後等デイサービスの充実に努めます。
- 育成医療の給付および補装具、日常生活用具の給付事業を行い、障害のある子どもの福祉向上を図ります。
- 発達障害について、保護者をはじめ関係機関や地域住民の理解を深めるために、講演会の開催やパンフレット配布、世界自閉症啓発デーの取組み等、普及啓発に努めます。
- 障害のある子どもが地域の人々や子どもと様々な機会を通じてともに活動し、ふれあう機会を積極的に設けることにより、障害のある子どもに対する理解や権利についての普及啓発に努めます。
- 障害のある子どもの健全な発達を支援するため、保育所、認定こども園等における障害児等の保育を促進します。

(2) 発達障害児への支援

- 市町が行う法定の1歳6か月児や3歳児健康診査や、5歳児健診などを通じ、発達に不安のある子どもの早期発見、早期対応に努めるとともに、市町等において継続的な相談や支援が行えるよう体制の整備を促進します。
- 情緒不安定や自閉傾向のある子どもを対象に、心身の健全な発育や運動機能の発達を促すための親子の運動教室（かるがも教室）を開催します。
- 自閉症、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）等の発達障害について、すべての教員の理解を進めるとともに、特別支援教育コーディネーターに対する専門的な研修の充実を図るなど、教員の資質向上に努めます。

- 発達障害の支援体制の中核的・専門的機関である発達障害者支援センターにおいて、発達障害児に対する相談支援、発達支援、就労支援を行うとともに、地域支援マネジャーおよび地域支援体制マネジメントチームと協力し、関係機関に対するコンサルテーションや困難事例への対応についてのバックアップなどの支援を行い、地域における支援体制の強化を図ります。
- 地域において発達障害児支援を行う人材を育成するための研修会を実施します。また、個別支援計画の作成の促進や、関係機関の連携等による一貫した支援を行うための適切な助言を行うことにより、支援体制の充実に努めます。
- ペアレントメンターの養成・派遣により、発達障害児等の保護者に対する身近な相談支援体制の充実に努めます。

（３）特別支援教育の推進

- 障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、インクルーシブ教育システムの理念のもと、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行います。
- 乳幼児期から社会参加に至るまで、一貫性のある切れ目ない指導や支援を行うために、早期から家庭や医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携体制の整備を図るとともに、指導についての情報や合理的配慮の状況等が学校間や関係機関・関係者間で確実に引き継がれるよう、情報提供や情報共有の体制整備を図ります。さらに、特別支援学校においては、地域の特別支援教育の拠点として、小・中学校などへの教育相談や研修の実施など、センター的機能の一層の充実に努めます。
- 幼児児童生徒の障害の重度・重複化や教育の内容、方法の変化に対応した施設、設備の整備など、教育環境の整備、充実に努めます。
- 私立幼稚園における障害のある子どもの就園の機会の拡大を図ります。

（４）医療的ケア児への支援

- 医療技術の進歩を背景として、日常的に、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアが必要な障害児等が適切な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、支援体制の構築に努めます。
- 医療的ケア児等やその家族等が地域で安心して暮らし続けられるよう、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験を持つ医療的ケア児等コーディネーターの養成を行います。
- 医療的ケア児等やその家族等が、ライフステージを通じて適切な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等を担う人材の確保と資質の向上に努めます。

【数値目標・計画値】

	目標・計画項目	計画策定時	目標・計画 (令和6年度)
2	乳幼児健康診査の受診率 (1歳6か月児)	95.6% (H29)	97.0%
3	乳幼児健康診査の受診率 (3歳児)	94.0% (H29)	97.0%
4	全出生数中の低出生体重児の割合	8.6% (H29)	減少傾向
5	10代の人工妊娠中絶実施率(15歳以上20歳未満の女子人口千対)	5.2% (H29)	現状値 2.7% (R3) からの減少
6	保育所等利用待機児童数	R6年度当初 3人 R6年度途中 人	R11年度当初 0人 R11年度途中 0人
7	利用者支援事業実施箇所数(基本型・ 特定型・こども家庭センター型)	<u>36 か所 (R6.4)</u>	<u>55 か所 (R11)</u>
8	地域子育て支援拠点事業実施箇所数	<u>102 か所 (R6.4)</u>	<u>103 か所 (R11)</u>
9	放課後児童クラブ実施箇所数 (支援の単位数)	<u>330 か所 (R6.5)</u>	<u>349 か所 (R11)</u>
10	保育士人材バンクを通じて復職した保 育士数(累計)	<u>608 人 (H25.8~R6.7)</u>	<u>290 人 (R7~R11)</u>
11	家族再統合プログラム実施件数 (累計)	74 件 (H30)	756 件 (R2~R6) ※目標値に関わらず、プロ グラム実施の必要性がある 場合には、追加実施する
12	養育里親登録数	57 世帯 (H31.4)	87 世帯
13	里親等委託率	25.9% (H30)	35.2%
14	医療的ケア児等に対する関連分野の支 援を調整するコーディネーターの配置 人数	0 人 (H30)	17 人

※7～9については、計画値を記載。

Ⅲ みんなで子育て

《課 題》

- 社会全体で子育てを応援する機運を高めながら、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに取り組む必要があります。
- 若者が社会的、経済的に自立できるよう、望ましい勤労観の育成などの支援を進めていくことが重要です。
- 県内企業の育児休業制度の女性の利用率は9割を超えているものの、男性の利用率は1割を下回っており、出産・育児を理由に離職を余儀なくされる女性は依然として多い状況です。
- 就労の継続を希望しているにもかかわらず、仕事と子育ての両立が困難であるという理由で、出産を機に退職する女性が少なからずいます。また、子育て期である30代、40代の男性の長時間労働は高い水準であり、父親の子育ての意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は依然として少ない状況です。
- 晩婚化・晩産化の進行や未婚率の上昇が出生数の減少に影響を与えていることから、結婚を希望する男女の出会いの機会の提供や、結婚を応援する機運を高める取組みを行う必要があります。
- 結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるようにするためには、その前提となる知識・情報を適切な時期に得ることが重要です。
- ひとり親家庭等では、子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担うこととなり、厳しい経済状況下で、子どもの養育、収入、仕事、住居等の面でさまざまな困難に直面し、心身ともに大きな負担となっています。
- 貧困により、子どもが適切な養育や教育、医療を受けられないことや多様な体験の機会を得られないことがないよう、子どもの現在の貧困を解消するとともに、将来の貧困を防ぎ、権利利益を害され、孤立することのない社会を実現する必要があります。
- 妊婦や子ども連れが安心して遊べる場の整備など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりとともに、子どもが心身に深い傷を残す性犯罪等の被害や交通事故に遭わないように、安全で安心できるまちづくりが必要です。また、子どもの非行を防止するとともに、インターネット等による有害情報から子どもを守る必要があります。
- すべての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限伸ばして自分の夢に挑戦することができるよう、教育環境の充実を図る必要があります。
- 技術革新やグローバル化が進展する一方、人口減少や地域のつながりの希薄化など社会が急激に変化する中で、子どもたちが抱える問題も多様化しています。
- ゲームやインターネットの過剰な利用は、自分の欲求をコントロールできなくなる依存症につながることや、睡眠障害、ひきこもりといった二次的な問題まで引き起こすことなどが指摘されており、ネット・ゲーム依存対策は、家庭や学校を含む社会全体で対応していく必要があります。

《施策の方向性》

- 官民一体となって社会全体で子どもと子育て家庭を支援していく取組みを進め、誰もが助けを得ながら、夢と仲間を持って子育てができる社会の実現を図ります。
- 若者が本県に魅力を見出し、進学などで転出して戻ってくるよう、また、県内出身者だけでなく、県外からの若者の移住者の増加、定住促進につながるよう魅力ある環境づくりに取り組みます。
- 子どもが自立した個人として成長し、社会的、経済的にも自立できるよう、望ましい勤労観や職業観の育成、安定就労への支援を推進します。
- 男性の家事・育児参画の促進や、女性の就労支援・活躍支援に取り組むとともに、県内経済団体とも連携し、結婚・子育てを応援する機運の醸成を図ります。
- 育児休業制度の普及定着など、働きながら子育てしやすい雇用環境の整備を促進するとともに、労働者が、健康で、かつ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図れるよう、従来の働き方を見直す「働き方改革」を推進します。
- 未婚化・晩産化の流れを変えるため、結婚を希望する男女の出会いの機会の創出や結婚をサポートする取組みを行うとともに、市町や企業、団体等と連携して結婚や家庭生活について前向きに考えることができる情報を提供し、結婚を希望する男女を応援する機運づくりや、これから結婚を迎える若い世代が早くから結婚・妊娠・出産・子育てを含んだ人生設計を考えることができるように取り組みます。
- 貧困の状況にある方の妊娠から出産まで及びその子どもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、ひとり親家庭や子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に取り組みます。
- 親子の心と体の健康の推進を図るとともに、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策を推進します。
- 公共的施設や道路交通環境などの生活環境において、広く子育てバリアフリーを推進するとともに、子どもが安心して集い遊べる場、自然とふれあえる場などの環境整備を進めます。
- 確かな学力を育成し、一人ひとりの能力や個性、創造性を伸ばす教育を推進するとともに、豊かな人間性や社会性、健康でたくましく生きるための資質を培う教育を進めます。
- 社会や時代の要請に対応し、教育内容等の充実に努めるとともに、地域の要望や期待を適切に反映した特色ある学校づくりを進めるなど、家庭や地域と連携し、子どもたちの教育や親の学びの応援に取り組みます。
- 犯罪被害や交通事故から子どもを守るため、安全で安心なまちづくりを地域と連携して推進します。
- 子どもの非行防止を推進するため、専門的な相談体制を強化し、学校、家庭、地域、関係機関とのネットワークを充実させるとともに、子どもたちが有害情報に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進します。
- 子どもの心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存について、依存状態に陥ることを未然に防ぐための正しい知識の普及啓発や相談支援、医療提供体制の充実など、総合的な対策を推進します。

1 社会全体で子どもを育む機運の醸成

(1) 地域における子育て支援のネットワークづくり

- 行政、関係団体、NPO等による地域における子育て支援のネットワークづくりを進め、地域全体、社会全体で子育て支援に取り組めるよう推進します。
- 親が安心して子どもを生み育て、子どもが将来に夢を持って健やかに育つ環境を築くため、地域や学校・企業等が協調しながら、親子をあたたく見守り支える機運を社会全体で高めていきます。

(2) 子育て支援に関する情報の提供

- 子育て支援のための各種制度や団体等の取組みなど、子育て家庭が必要とする子どもや子育てに関する情報について、インターネット等を活用した広報を行うとともに、冊子や広報誌など多様な広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努めます。

(3) 社会全体での子育て支援やみんなで子どもを育む意識の啓発

《官民一体となった子育て支援の推進》

- 社会全体で子育て家庭を応援するため、行政、家庭、学校、地域、企業、NPO、関係団体が参加した、かがわ子育て支援県民会議による「かがわ育児の日」の取組みの普及を図ります。



毎月19日は、「かがわ育児の日」

かがわ子育て支援県民会議との協働による
社会全体で子どもを育む意識啓発の取組み

- 県内の企業や小売店舗、団体等により子育て支援の取組みを働きかけるとともに、子育て支援に積極的に取り組んでいる団体等の顕彰に努めます。
- 「かがわ育児の日」を中心に子育て家庭向けに商品の割引・特典などのサービスを提供し、地域の子育て支援に貢献する企業・店舗・施設の取組み「みんなトクだね応援団」や多子世帯向けの「さんさんパスポート」について、サービス内容の充実を図るなど、取組みを推進します。
- 少子化や次世代育成支援について考えるイベントなどを、NPO等関係団体と共催することにより、次世代育成支援に対する県民一人ひとりの理解や意識を高め、地域全体で子育てを支援する機運の醸成に努めます。
- 「児童福祉月間」、「家族の日」、「家族の週間」、「家庭教育啓発月間」、「家族の日」や「みんなで子どもを育てる日」など、さまざまな機会を通じて、家庭の果たす役割の大切さや子育て・家庭教育の重要性などについて啓発活動を推進します。
- 香川の子ども・若者がそれぞれの能力や個性をきらめかせ、自分の人生と社会の未来を切り拓くことができるよう家庭、学校、地域住民、企業、民間団体、その他の関係機関と連携・協力を

図りながら、県民が一体となって子ども・若者の健全育成に取り組むよう啓発活動を推進します。

- 児童憲章や児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、すべての子どもが差別や権利侵害を受けることがないように子どもの最善の利益の優先に努めるとともに、人格を持った一人の人間として尊重されるよう、さまざまな機会と媒体を活用した啓発活動を推進します。

《「みんなで子どもを育てる県民運動」の推進》

- 「みんなで子どもを育てる県民運動」をより一層促進するため、各種キャンペーン事業の実施や県民運動推進大会の開催、「みんなで子どもを育てる日」の推進などにより、県民運動の普及啓発を図ります。
- 「みんなで子どもを育てる県民運動」を地域ぐるみの自主的・自発的な運動として定着させるため、市町民会議と校区会議の連携を図るとともに、校区会議の活性化に向け支援を行います。
- 県民運動推進の指導者養成のため県民運動推進員の研修を行い、校区における推進リーダーの養成を図ります。

(4) ささえあい安心して子育てできる体制の構築

- 母子愛育会や子育て支援NPO、子育てサークルなどの地域にある組織・団体を活用して、子育てについて親同士で対話し、また、子育ての不安について子育て経験者と一緒に考える機会を設け、妊娠婦や子育て中の親を孤立させない地域づくりをめざします。

《子育てサークルの活動支援》

- 子育てサークルへの育児情報の提供、活動状況の把握、活動についての周知、子育てボランティアとの連携等によりその活動を支援することで、地域全体で子育て支援が行われるよう努めます。

《児童健全育成関係団体などの育成》

- 母子愛育会、子ども会、PTAなど児童・青少年の健全育成関係団体の育成を図ります。

《市町の地域コミュニティ推進の支援》

- 市町、地域住民や団体等が実施する地域コミュニティの育成や活動の活性化を図る事業を支援します。

《民生委員・児童委員、主任児童委員活動の充実》

- 民生委員・児童委員や主任児童委員に対する研修の実施などにより、子どもや家庭に関する相談・援助活動の充実を図ります。

《子育てを支援するボランティア活動の促進》

- 子育てボランティア活動に関する情報・資料の収集・提供や、ボランティアの人材育成のための研修などを通じ、ボランティアが地域の中で継続的に活動しやすい環境づくりを促進します。
- 活力・意欲のあるシニア層に対して、子育て支援活動に必要な知識・技能を学ぶための研修などを通じ、活動へのボランティア参加を働きかけ、子育て支援の担い手の多様化を図ります。

(5) 地方で働きたいと思える魅力的な働く場の創出・就職支援

《県内就職の促進》

- 「香川県就職・移住支援センター（ワークサポートかがわ）」や東京・大阪事務所等において、きめ細かなマッチング支援や県内企業の情報発信等を行い、若者の UJI ターン就職等を促進します。

《若者に魅力のある働く場の創出》

- 若者にとって魅力的で、将来の成長が見込まれる情報通信関連産業の育成・誘致に取り組み、若者の働く場を創出するとともに、「Setouchi-i-Base」を拠点として、イノベーションを促す活動・交流の場の提供、仕事づくりにつながるビジネスマッチング支援等を行い、デジタル人材を育成します。

《若者の職業的自立の支援》

- 若年者が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択や高い職業意識の育成が図られるよう、企業現場の見学会や実習・研修的な就業体験であるインターンシップへの支援に取り組みます。
- 若年者が自立し、安定した職業生活や家庭生活を営むことができるよう、ニート・フリーター等に対する個別相談の実施や、セミナー開催、就労体験等による就業意欲の醸成を図るとともに、若年者と企業とのミスマッチを解消するため、職業訓練から職業選択、就職に至る一貫した支援を行い、若年者が自ら職業意識や職業能力を身につけ、望ましい職業人となれる環境づくりに取り組みます。
- 職業経験が十分でない若年者を対象とした就労支援施策について周知し、正規就労をめざす若年者の安定就労を促進します。

2 仕事と家庭生活の両立支援

(1) 多様な働き方の実現と働き方の見直し

- 働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できるよう、「働き方改革」の推進に向けた普及啓発に努め、県民の意識の向上に努めます。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が従業員数 100 人を超える企業には義務付けられている中、策定が努力義務とされている従業員数 100 人以下の中小企業に対して、計画の策定を働きかけることにより、労働者が働きやすい雇用環境の整備を行う事業主の取組みを促進します。
- 子育て期には、仕事と子育てを両立できるよう、育児休業、短時間勤務や子どもの看護休暇制度などの利用の促進に努めるとともに、子育て行動計画策定企業認証マークの取得を推進します。また、働き方改革や男女共に安心していきいきと働き続けることができる環境づくりに取り組む企業の表彰など、積極的な取組みを行う企業を奨励することにより、働きやすい職場環境づくりに向けた機運を醸成します。
- 働くすべての人が、仕事と生活のバランスがとれた多様な働き方を選択でき、家庭生活や地域に一層関わるができるよう、広報啓発や学習機会の提供などに努めます。
- 農林水産業は、生活と生産の場が一緒になりがちで労働時間等が曖昧になりやすい傾向があるため、家族経営協定の推進により、就業条件や家事・育児を含めた役割分担を整備するとともに、法人化等、企業的な経営管理が可能な経営体の育成を推進します。

(2) 育児休業を取得しやすい環境の整備

- 当事者や経営者・管理職を含めた職場の意識改革を促すとともに、男性の家事・育児参画を促すための研修等を実施するほか、男性の育児休業の取得促進に取り組む企業を支援することで、男性が育児休業を取得し、育児に参加できる環境の整備に努めます。
- 育児休業制度の定着を図るため、制度の趣旨や内容についてホームページ等による広報啓発を行い、育児休業制度の周知啓発に努めます。
- 子育て家庭が子どもとふれあう時間を十分確保できるよう、育児中の時間外労働の制限や深夜業の免除などについて、周知啓発を図ります。
- 育児休業を取得した労働者が円滑に職場復帰できるよう取り組む事業所に対する支援制度について、周知啓発に努めます。
- 育児休業の取得を促進するため、育児休業給付金等の経済的な支援制度について、周知啓発に努めます。

(3) 働きながら子育てをしやすい環境の整備

《雇用環境の整備》

- 労働基準法や男女雇用機会均等法による妊娠中や出産後の母性保護規定等の周知を図り、母性保護や母性健康管理の適切な実施等に努めます。
- それぞれの事情に応じて、男女ともに働きながら、子育てが可能となるよう、育児休業等取得しやすい雇用環境の整備を促進します。
- 自らの意思により、妊娠、出産、子育て期を経ても働き続けることを望む女性が、その個性と能力を十分に発揮し、活躍することができるよう、職業能力の開発や雇用環境の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

《事業主の取組みの促進》

- 仕事と育児・介護を両立するための制度の一層の定着促進を図るとともに、労働時間の短縮等の就業条件の整備と労働福祉の充実など、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境を整備する企業を支援します。
- 優れた一般事業主行動計画を策定し、働きながら子育てしやすい職場環境づくりに取り組む県内の中小企業（常時雇用者数 100 人以下）を「子育て行動計画策定企業」として認証します。また、働き方改革や男女共に安心していきいきと働き続けることができる環境づくりに取り組んでいる企業等の自主宣言である「かがわ働き方改革推進宣言」や「かがわ女性キラサポ宣言」を県ホームページで広報するなど、その取組みを支援します。



子育て行動計画策定企業
認証マーク



かがわ働き方改革推進宣言



かがわ女性キラサポ宣言

《子育てのために退職した者の再就職支援等》

- 出産や育児などを理由に退職した者の再就職の機会を確保するため、事業主に対する再雇用制度の普及啓発に努めるとともに、再就職希望者への支援制度の周知を図ります。
- 再就職を希望する退職者等のニーズを踏まえた職業訓練の充実・強化を図り、職業能力の開発を支援します。
- 育児中の求職者が安心して求職活動ができるよう、保育所の受入体制の充実を図るとともに、求職中も一時預かり事業など地域子ども・子育て支援事業の利用ができることについて、周知に努めます。

- 子育て中の女性の正規雇用での就職を支援するため、子育てを応援する企業等からの女性向け求人の開拓や相談対応など、女性求職者と県内企業とのマッチング支援を強化します。

3 結婚を希望する男女の応援

(1) 結婚を希望する男女の出会いの機会の創出

- 結婚を希望する男女の出会い・結婚をサポートする拠点である「かがわ縁結び支援センター（EN-MUSU かがわ）」において、1対1の個別マッチングによるお見合い事業や登録企業・団体等が実施する婚活イベントの支援等に取り組みます。
- 「縁結びおせっかいさん」が、縁結びマッチングでのお引合せへの立ち会いやカップルへの交際フォロー等を効果的に行うことができるよう、研修会や交流会を開催し、おせっかいさんのスキルアップに取り組みます。
- 結婚を希望する男女やその家族等を支援するため、身だしなみ、コミュニケーション等についてのセミナーや個別相談会等を開催します。
- かがわ縁結び支援センターの取組みやイベント等の情報を、センターのホームページやフェイスブック等の SNS を活用して発信するほか、県・市町広報誌へ掲載するなど、幅広い広報活動を実施します。

(2) 市町や企業・団体等と連携した結婚を応援する機運づくり

- 企業・団体等と連携し、独身男女が結婚や家庭生活について前向きに考えることができる情報提供等を行うことにより、結婚を希望する男女を応援する機運づくりに努めます。
- 市町や企業・団体等で構成するかがわ子育て支援県民会議等と連携し、それぞれの立場でできる結婚支援に取り組むなど、結婚を希望する男女を応援する機運づくりに努めます。
- 県が認定した、顧客に結婚支援等に関する適切な情報提供を行う店舗等と連携し、結婚を希望する男女やその家族等に対して効果的に結婚支援情報を提供することで、結婚を応援する機運づくりに努めます。

4 妊娠・出産の希望をかなえる支援

(1) 子育てマインドの形成

- 将来親となる中学生・高校生などの若い世代を対象に、保育所、幼稚園、認定こども園等への訪問や乳幼児健康診査などの機会を活用した乳幼児とのふれあい体験学習などを通して、乳幼児への理解と関心を高めるとともに、乳幼児と適切に関わることができる態度を育てます。そして、男女がともに子育てを行う意義や子育ての喜びなど、子育てマインドの形成に努めます。

(2) 妊娠・出産、子育てに関する正しい知識の普及啓発

- 若い世代に対して、希望する妊娠・出産を実現できるよう、男女の体や妊娠・出産の仕組み、妊娠・出産における健康的な生活や母子等の愛着形成の重要性など、妊娠・出産、子育てに関する医学的・科学的に正しい知識の普及啓発を図るとともに、情報提供に努めます。
- 中学生や高校生、大学生などの結婚や妊娠をイメージする前の若い世代が、結婚、妊娠・出産、子育てを含んだ人生設計を考え、将来のライフデザインを希望どおり描けるよう、男女の体や妊娠・出産の仕組み、妊娠・出産における健康的な生活や母子等の愛着形成の重要性など、結婚、妊娠・出産、子育てに関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、望まない妊娠について考える機会を提供します。

(3) 男女が協力して家庭を築くことの意識の醸成

- 男女が互いに協力し、家庭を築くことの重要性を認識し、家族関係をよりよくしようとする家庭科教育の充実を図るなど、学校教育全体を通じて男女平等を推進する教育の充実を図るとともに、学校生活の中で男女がともに協力しながら活動する機会の提供に努めます。
- 男女がともに家庭生活や地域に一層関わるができるよう、広報・啓発や学習機会の提供などに努めます。
- 父親の家事、子育て、地域社会活動や地域教育活動などへの積極的な取組みを促進するため、家庭や地域、企業などに対する啓発活動を推進します。

(4) 父親の子育て意識の醸成

- 母親の子育ての不安を予防し解消するうえで必要な、父親の子育てに対する知識を深めるため、父親の子育てについての学習機会となる両親学級等への父親の参加を促進するよう努めます。

5 ひとり親家庭等の自立支援の推進

(1) 就業・自立支援の充実

- ひとり親家庭の親の就業を促進するため、母子家庭等就業・自立支援センターを活用し、就業相談や講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供に努めます。また、就業支援の実施に当たっては、ハローワークと十分に連携し、効果的な実施に努めます。
- ひとり親家庭の親の自立支援を図るため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等事業の周知を図り、積極的な能力開発の取組みを支援します。
- ひとり親家庭の親の自立を促進するため、母子・父子自立支援員による就労相談・生活支援活動の充実を図るとともに、研修会を通して母子・父子自立支援員の資質の向上に努めます。

(2) 子育て・生活支援の充実

- ひとり親家庭等の子育てや生活への福祉事務所、母子・父子福祉団体などによる相談・支援体制の充実を図るとともに、孤立を防ぐため、ひとり親家庭等相互の交流が円滑に行われるように努めます。
- ひとり親家庭の親が、技能習得のための通学、就職活動、学校等の公的行事への参加、病気等により一時的に生活援助や保育が必要な場合、または生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣して日常生活のサポートを行います。
- 住宅に困窮しているひとり親家庭等が、公営住宅へ優先的に入居できるよう配慮します。
- 非同居親との面会交流は、子どもの健やかな育ちを確保するうえで有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであることなどから、子どもの意思を尊重したうえで、父母間の合意がある場合には、継続的な面会交流を支援できるよう環境を整備します。また、養育費の取決め方法や法制度に関する情報提供、相談等を行い、養育費の確保に向けた支援にも努めます。
- ひとり親家庭等の子どもの学習を支援するとともに、子ども等から気軽に進学相談を受けることができる環境の整備に努めます。

6 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

(1) 教育の支援

- 家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう、幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上、地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築、高等学校等における修学継続のための支援、大学等進学に対する教育機会の提供、特に配慮を要する子どもへの支援、教育費負担の軽減、地域における学習支援など教育の支援を行います。

(2) 生活の安定に資するための支援

- 子どもたちが学習に集中し、教育が身につくためには、毎日の生活を、経済面だけでなく、身体的・精神的にも安定して送れることが重要であることから、親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援、子どもやその家族の生活支援、住居の確保、保健医療サービスの利用に関する支援、子どもの就労支援、住宅に関する支援、児童養護施設退所者等に関する支援、支援体制の強化など、生活の安定に資するための支援を行います。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 安定した生活を送るためには、基本的な家計収入という点で、親の就労状況が安定していることが重要であることから、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援を行います。

(4) 民間の団体の活動の支援

- 子ども食堂は、主に NPO 法人や任意団体などの民間団体が運営しており、貧困の状況にある子どもやその家族への支援のみならず、地域における子どもの居場所であり、地域のつながりをつくり、支援を回る場としても重要な役割を担っていることから、そういった団体が安定した運営を行えるよう、子ども食堂と関係機関の連携強化を図ることにより、活動の支援を行います。

(5) 行政、相談・支援機関、地域の役割と連携の推進

- 子どもの貧困対策を総合的に推進し、より効果的な支援を行うため、行政、相談・支援機関及び地域がそれぞれの役割を担いながら、相互理解と連携意識を深め、協力して支援を実施できる支援体制の構築に努めます。

7 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進

(1) 親子の健康の増進と体力づくりの推進

- 乳幼児期からの望ましい生活習慣や食習慣を身につけるため、子どもと親に対する健康教育や健康づくりに関する情報提供などに努め、健康意識の普及啓発を図ります。
また、「健やか香川21ヘルスプラン（第3次）」に基づき、各ライフステージに応じ、家族そろって健康の増進や体力づくりに取り組む活動の促進に努めます。
- 母子保健に関する知識の普及を図るため、地域の母子愛育会が実施する家庭訪問等の愛育班活動など、地域に密着した活動を支援します。
- 情緒不安定や自閉傾向のある子どもに対し、親子でふれあいながら運動を通して心身の健全な発育や運動機能の発達を促すとともに、集団行動への順応性を養うための親子の運動教室（かるがも教室）を開催します。
- 親子が気軽に参加できるスポーツやレクリエーション活動の機会と場を提供することにより、運動や遊びの重要性に対する理解を深め、健康・体力づくりの推進に努めます。
- 学校教育の中で、子どもの体力の向上を図るとともに、心や体の健康に関する正しい知識や実践的な能力を身につけさせるなど、健康教育の充実を図ります。

(2) 食育の推進

《生涯を通じた心身の健康を支える食育》

- 生涯にわたって健全な心身と豊かな人間性を育むために、望ましい生活習慣を身に付けるとともに、食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健康管理と健康に配慮した食生活を自ら行うことができるように、家庭や地域、学校、関係団体等と連携して、子どもの発育・発達段階に応じた食育など、子どもから成人、高齢者に至るまで、生涯にわたるライフステージに応じた切れ目のない食育を推進します。
- 近年増加しているアレルギー疾患や生活習慣病、肥満などの子どもに対し、症状に合わせた適切な保健指導を行うとともに、予防を含めた健康づくりに役立つ食生活の普及定着や実践をめざして、親と子がともに食について考えることのできる機会の提供に努めます。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、学校において栄養バランスのとれた食事を提供するだけでなく、子どもの発達段階に応じた食育を推進し、子どもの心身の発育・発達や健康の保持増進に努めるとともに、生涯にわたって健康で生き生きした生活を送るための自己の健康管理能力を育てます。
- 食生活改善推進員や地域の自主活動グループなどの地域における子どもの食に関わる人々や関係機関・団体が連携して、食育の実践活動を推進するとともに、学校・家庭・地域が協力して、朝食の欠食や孤食などの食習慣の乱れ、小児期からの肥満、思春期やせ症などの健康問題の改善に努めます。

- 食育指導に関わる啓発資料などを作成し、関係機関に配布するとともに、食育に関わる情報収集を行い、広く効果的な情報提供に努めます。

＜地産地消を通じた食育の推進＞

- 生産・流通・消費、教育、健康等の食に関する関係者が連携して、地産地消に関する情報発信やイベント開催などを積極的に展開します。
- 学校給食や農業体験などを通じて、食に関する適切な判断力を養うとともに、農林水産業や伝統的な食文化、環境と調和した食料の生産・消費等への理解を促進します。

（３）子どもの疾病の予防と早期発見、早期治療の推進

- 先天性代謝異常等検査を実施し、早期に治療が行えるよう、医療機関等との連携を図ります。また、小児慢性特定疾病医療支援を推進します。
- 市町が行う１歳６か月児・３歳児健康診査やそれ以降の健診等により、身体的・精神的な疾病の早期発見・早期治療を推進します。
- 乳幼児がかかりやすい病気や起こしやすい事故について、心肺蘇生などの応急手当や、家庭における看護の知識や技術の普及を図るとともに、乳幼児期の窒息、溺水、転落、転倒などの不慮の事故を防止するため、保護者に対する啓発活動を市町と連携して行います。
- 子どもの疾病予防のため、医療機関や市町などと連携して予防接種の必要な情報を提供し接種率の向上を図るとともに、予防接種に関する正しい知識の普及啓発に努めます。
- 学校における健康診断の結果や教職員による子どもの日常の健康観察などにより、児童生徒の健康状態を把握し、疾病の予防や早期発見に努めます。
- 小児生活習慣病を予防するため、子どもの健康状態を把握し、子どもと保護者等に対して糖尿病などの生活習慣病の予防と早期発見・治療に関する意識向上を図るとともに、家庭や学校、市町等と連携して望ましい生活習慣の確立に向けた取組みを実施します。
- 学校医、保健所、保護者などと連携した学校保健の取組みを推進するため、学校保健委員会の活動の促進に努めます。

（４）親子の心の健康の推進

- 身体と生活が大きく変化する妊娠中から出産前後の時期は、母親の心のケアが大変重要です。この時期の心の健康の重要性について、市町が行う両親学級や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査などあらゆる機会において、妊産婦とその家族に対して周知を図るとともに、子育ての不安や悩みに対して早期に支援を行い、保護者がゆったりとした気持ちで子育てができるよう、いつでも相談できる体制を充実します。
- 子どもの心のより良い育ちのため、十分な愛情を持って接し、乳幼児期にしっかりとした母子一体感を育み、母子等の愛着を形成することの重要性について、情報提供に努めます。

- 子どもの心の不安や悩み、発達障害、心の病などに対して、医療、保健、福祉、教育などの各分野が連携して取り組むとともに、子どもの心の健康づくりに努めます。

(5) 歯科保健対策の推進

- 家庭や地域における「8020（ハチマル・ニイマル）運動」の普及啓発などにより、子どもや大人の歯と口の健康づくりに努めます。また、市町が取り組む1歳6か月児および3歳児に対する歯科健康診査時に、むし歯予防や口腔の健全な発育・発達に関する保健指導の充実を図ります。
- むし歯予防対策として、適切な生活習慣および食生活、発達の程度に応じたブラッシング方法等の知識の普及啓発に努めるとともに、幼児・児童等に対し、むし歯予防の効果があるフッ化物の応用（フッ化物洗口、フッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯磨剤等）の推進を図ります。

(6) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進

《関係者のネットワークづくり》

- 思春期やせ症（神経性食欲不振症）など思春期における健康の課題は、将来大人になった時の心身の健康に直結するとともに、次の世代に生まれてくる子どもの健康にも影響を及ぼすものであり、早い時期から保健対策を推進する必要があります。この時期における子どもの性や心の問題に対応するため、学校、家庭、市町、保健所、医療機関などが連携を図りながら、相談活動や保健指導に努めるとともに、情報や意見交換を行います。

《思春期保健対策の推進》

- 思春期の子どもやその保護者に対して、思春期特有の心身に関する不安や悩みなどについて、保健師等が専門的立場から出前講座等を実施するとともに、保健、教育等の関係者を対象とした研修の充実を図ります。
- 思春期の心の健康問題（イライラ、不安、落ち込み、やる気が出ないなど）について普及啓発に努めるとともに、思春期やせ症などの深刻な問題についても、市町、保健所、精神保健福祉センター等が連携して相談支援に努めます。
- 学校において、児童生徒が妊娠・出産等についての知識や家族計画の意義、避妊やエイズ・性感染症予防に関する正しい知識についての理解を深められるよう、学校教育全体を通じ発達の段階を考慮した適切な指導方法について、教職員に対する研修の充実を図ります。
- 学校において、さまざまな健康問題に対応するため、医師などの専門家を学校や研修会に派遣するほか、保健所等と連携を図るなど、健康相談に対する支援体制の充実を図ります。
- 思春期の子どもの心に影響を与える有害情報について、規制などの必要な対策を推進することで、子どもたちの健全な育成を促進します。

8 子どもや子育て家庭にやさしく安全なまちづくり

(1) 公共的施設等における子育てバリアフリーの推進

- 妊婦、子どもおよび子ども連れをはじめ、誰もが安心して、積極的に社会参加を促進するため、「香川県福祉のまちづくり条例」に基づいた公共的施設や公共交通機関などのバリアフリー化を推進します。また、妊産婦などの移動に配慮した社会づくりを推進するため、「かがわ思いやり駐車場制度」の普及と適切な駐車場利用の促進を図ります。
- 妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりづらい方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」の普及啓発に努めます。
- 親子連れの外出をサポートするための取組みとして、駅、劇場、美術館、博物館、デパートや店舗など、公共性の高い施設への授乳室や子ども用トイレなどの整備を促進します。
- 都市公園、河川空間、海岸保全施設において、妊婦、子どもおよび子ども連れが安心して楽しみ、自然とふれあえるよう、公園における段差の解消等や、親水性のある河川空間、海岸保全施設の整備を推進します。

《子育てバリアフリーの意識啓発等の推進》

- 市町と連携を図りながら、障害のある子どもの理解を深めるための意識啓発を行います。
- 乳幼児を持つ親などを対象とした講座や研修会、イベントなどを開催する場合には、必要に応じて臨時の託児室の設置を促進するなど、子ども連れでも参加しやすい環境づくりに努めます。

(2) バリアフリー化など安全で安心な道路交通環境の整備

- 子どもや子育て家庭が安心して外出できるよう、生活道路の交通安全対策を進めるとともに、バイパス道路の整備などにより、生活道路から大型車両などの通過交通を排除します。
- 子どもや子育て家庭が安心して外出できる道路空間を確保するため、自転車やベビーカーなどが通りやすい、幅が広く、段差のない、安全な自転車歩行者道の整備を推進するとともに、電線類の地中化、道路照明灯の設置など、ゆとりある道路環境の整備を図ります。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、公共交通機関における車両等のバリアフリー化を促進します。
- 関係機関が連携し、生活道路等における歩行者等の安全・安心な通行空間を確保するための「ゾーン30プラス」の整備やバリアフリー対応型信号機の整備等を推進するほか、子どもの視点に立った通学路の交通安全点検を行うなど、緊急性や設置の効果等を勘案しながら、より効果的な交通安全施設の整備、交通規制の実施に努めます。

(3) 子どもが安心して集い遊べる場の確保

＜公園などの身近な遊び場の整備促進＞

- 子育て家庭のゆとりある快適な生活環境の創造や、子どもや家族がともに利用できる遊び場を確保するため、身近な街区公園、近隣公園、緑地など安全・安心で、緑のある都市公園の整備を図ります。

○ 遊具が設置されている県有の運動公園や都市公園等については、適宜、老朽化した屋外遊具の更新等を図り、子どもや子育て家庭が安全・安心に利用できる遊び場を提供します。

- 子どもの遊びや活動の場として、公民館などの社会教育施設やスポーツ施設などの身近な施設の活用を促進し、子どもの健全育成を推進します。

＜水や緑のあるうるおいある空間の整備＞

- 身近な緑の保全や都市部における緑化の推進を図るとともに、学校などの公共施設の緑化に努め、子どもの成長に望ましい、うるおいのある環境の整備を推進します。
- 子どもや子育て家庭が豊かな自然とふれあうことができるよう、自然公園の適正管理や、園地、休憩所、遊歩道などの利用施設の整備を図ります。
- 子どもが森林の中で遊び、自然観察など、森林や生態系に関するさまざまな体験学習ができる場として、県有の自然公園等の施設・整備や屋外遊具等の整備充実を図ります。
- 河川、海岸、ため池、水路などが有する水や緑豊かな空間を活用して、多自然川づくりや親水性のある河原づくり、親水護岸、遊歩道、広場等の整備や砂浜の復元などを行い、うるおいとやすらぎのある水辺空間の創出に努めます。

＜自然環境の保全＞

- 子どもの成長や子育てにとって大切な本県の豊かな自然環境の保全に努めるとともに、生物の多様性を確保するため、希少野生生物の保護管理を実施します。

9 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進

(1) 心豊かでたくましい児童生徒の育成

- これからの変化の激しい社会に生きる子どもたちに、「知識・技能」に加え、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」を育むとともに、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養を通じて確かな学力を育成します。
- 教育活動を通して、体験的な学習や問題解決的な学習などの充実を図り、ボランティア活動や自然体験活動など多様な体験活動を積極的に取り入れ、児童生徒に豊かな人間性や社会性を育む教育を推進します。
- 学校が児童生徒にとって楽しく学び生き生きと活動できる場であるために、教職員が日頃から児童生徒との信頼関係を築き、正義感や思いやりの心が育まれるよう、個に応じた積極的な生徒指導を推進します。
- 社会科や公民科での学習をはじめ、学校教育活動全体を通して、基本的人権の尊重についての理解を深めるよう努めます。

《いじめ、不登校の防止や相談体制の充実》

- 問題行動等の未然防止や早期発見、早期対応のため、教育センターなど学校外における相談体制の充実を図ります。学校内では、児童生徒が悩みを抱え込まず、気軽に相談できるような環境づくりに努め、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や連携を推進します。
- 「中1ギャップ」に対応するため、教員のカウンセリング能力の向上や校内組織の見直しなどを行い、児童生徒の状況に応じた指導の充実に努めます。
- 不登校の児童生徒に対するきめ細かな支援を行うため、学校、家庭、関係機関の連携を進めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの一層の活用や、学生ボランティアの学校や教育支援センターなどへの派遣に努めます。
- 香川県いじめ防止基本方針に基づき、いじめを学校における問題として捉えるだけでなく、教育や福祉等の関係機関をはじめとして、児童生徒を取り巻くすべての関係者がいじめ問題の解決に向けて取り組みます。

(2) 一人ひとりの能力や個性、創造性を伸ばす教育の推進

- 児童生徒に基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けさせ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、バランスのとれた確かな学力を育成することにより、主体的に判断する生きる力を育みます。
- 児童生徒一人ひとりの望ましい勤労観や職業観を育て、職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、夢や希望をもって将来の生き方を設計し、適切に進路を選択できるよう、発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育を推進します。

- 県立高校が活力に満ち、時代の変化や社会の要請に即した多様な教育を展開することにより、生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばす教育を推進します。
- 児童生徒の個性や能力、地域の実態などに応じた教育を進めるため、学校指導・運営体制の充実に努めます。

（３）社会の変化に対応した教育

- 国際化の進展に対応するため、広い視野を持ち、異文化を理解、尊重する態度や異なる文化を持った人々とともに生きていく資質や能力を育成するため、外国人との交流を深めるなど、国際理解教育を推進するとともに、外国語による実践的なコミュニケーション能力を身に付けるため、外国語指導助手（ALT）の活用や海外語学研修等への支援に取り組みます。また、外国人児童生徒が安心して日本で学校生活を送れるよう、受け入れ体制の整備に努めます。
- 情報や情報手段を主体的に選択し、活用する情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ります。また、情報モラルに関する指導を充実させます。
- 人間と環境のかかわりについての理解を深め、環境保全や資源の有効活用など環境に配慮した生活や行動ができる豊かな人間性を育むため、自然体験や社会体験、リサイクル活動、緑化活動など、幅広い環境教育を推進します。
- 科学技術の急速な進展と産業構造の変化の中、理科教育や科学教育を充実させるため、大学との連携による公開講座等の取組みを進めるとともに、研究者招へい講座などを実施し、将来有為な科学技術系人材の育成に努めます。
- 児童生徒の福祉に対する理解を深めるとともに、自発的な社会参加を促進するため、社会福祉施設における入所者との交流や介護などの体験活動、地域での福祉ボランティア活動、高齢者、障害者、乳幼児との交流活動の機会などの充実を図ります。
- 国際化、情報化など、社会の変化に対応するための私立学校における取組みを支援します。

（４）信頼される学校づくり

- 各分野において優れた知識や技術を有する社会人を講師として招へいしたり、学校の教育活動に地域の人々の積極的な参加・協力を求めるなど、社会に開かれた教育課程の実現に努めます。
- 各学校においては、教育方針や特色ある取組み、児童の状況などを家庭や地域社会に説明し、理解を求め協力を得ることが重要であることから、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用して、地域とともにある学校づくりを推進します。
- 指導が不適切な教員の認定を行い、教育センター等において問題の内容や程度など個々の教員の実態に応じた研修を実施し、指導力等の向上を図ります。
- 子どもの人権に十分配慮し、一人ひとりの個性を大切にした教育に努めるとともに、子ども同士がお互いのよさを大切に、認め合う学校づくりを一層推進します。

- 私立学校における特色ある学校づくりを支援します。

(5) 教育環境の整備

- 子ども一人ひとりの個性を尊重し、子どもが主体的に学べる魅力ある学校づくりを進めるため、教育内容や教育方法の多様化に対応し、学習や生活活動の場としてふさわしいゆとりとうるおいのある施設づくりを行うなど、教育環境の整備充実を図ります。
- 教育センターにおける教員のライフステージに応じた研修や教育相談、学校や教員の教育活動を支援するカリキュラムセンター事業などの充実に努めます。
- 私立学校における教育内容・方法の多様化に対応した教育環境の整備を支援します。

10 家庭や地域との連携による教育力の向上

(1) 広報啓発活動の推進

- 明るく楽しい家庭づくりを推進するため、毎月第3日曜日の「家庭の日」の普及啓発に努めるとともに、ポスターなどの啓発作品の募集やカレンダーの作成・配布、家庭教育に関するイベントの開催などを通じて、家族のきずなの大切さや家庭の果たす役割の重要性に対する意識の高揚に努めます。
- 家庭教育の重要性や家庭教育を社会全体で支援する必要性について、県民の理解を深めるため、子どもたちの夏休み期間であり、家族や地域住民とふれあう機会が多くなる7月・8月の「家庭教育啓発月間」を中心に、家庭教育に関する広報啓発活動に努めます。
- 乳幼児や児童生徒を持つ保護者を対象に、家庭教育の諸課題について必要な情報を提供し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する啓発・学習資料などを作成配布することにより、家庭教育に関する広報啓発に努めます。
- 従業員の家庭教育を応援する取組みを行う企業等と協定を締結し、家庭の教育力の向上に努めます。

(2) 多様な学習機会や交流の場の提供と相談体制の充実

- 心身の健康をはぐくみ、基本的な生活習慣等を身につけるうえで重要な役割を担う家庭の教育力の充実に図るため、保護者などに対する多様な学習機会を提供します。
- 子育て中の保護者同士が情報を交換する場を提供することにより、子育てについての気づきを促すとともに、親同士のネットワークづくりを推進します。
- 将来子どもを非行に走らせず、豊かな心と思いやりの心を持たせるために、少年補導担当者が、保育所、幼稚園、認定こども園に赴き、保護者等に対してチャイルドケア教室を開催し、家庭教育の重要性について啓発に努めます。
- 子育て・家庭教育の不安や悩みを抱えた親などを支援するため、電話相談や面接相談の実施など、相談体制の充実に努めます。

(3) 指導者の養成

- 子どもの地域での体験活動や交流活動を支援できる人材を養成します。

(4) 学校、家庭、地域の連携

- 地域と学校がパートナーとして連携・協働する「地域学校協働活動」を推進するための組織的・継続的な仕組みづくりに努めます。

(5) 多様な体験・交流活動機会の提供

- 子どもがさまざまな人々との交流や生活体験、社会体験を積み重ねることによって、社会性や地域の一員としての自覚を身につけるよう、校区会議などによる地域における多様な活動機会の提供を促進します。

- 老人クラブによる地域の見守り活動などを通じ、高齢者とのふれあい等を促進することにより、高齢者への理解を深めます。
- 障害者社会参加推進センターの取組みや、障害児本人、家族等への情報提供などを通じて、障害児の社会参加や交流活動を促進します。
- 内閣府事業に協力し、青年の海外派遣や諸外国の青年の受入れを行うなど、国際交流活動の機会を提供し、活動を支援します。
- 豊かな自然の中での集団生活や野外活動などのさまざまな体験活動を通じて、子どもの豊かな心を育むとともに、創造性や忍耐力、社会性などを養います。
- 本県の豊かで美しい自然や、快適な生活環境を将来にわたって守り育てていくためには、県民一人ひとりが主体的に環境保全に取り組む必要があるため、家庭や地域など幅広い場において環境教育や環境学習の機会の充実を図ります。
- 次世代のみどりづくりを担う子どもたちが、みどりを守り育てる活動を実践している「緑の少年団」の活性化を図るため、活動に必要な支援を行います。
- 子ども会をはじめ、少年団体の活動などによる年齢の異なる子ども同士の交流など、子ども同士の相互理解やふれあいを促進する機会の提供に努めます。
- 豊かな自然環境、作物のもつ生命力など農業・農村の持つ多面的機能に触れる農業および農村体験学習を実施し、若い世代や子どもたちへ伝えたいくらしの知恵や伝統文化の伝承に努めるとともに、食と農林水産業を結ぶ教育を促進します。
- 学校の余裕教室、公民館や児童館などを活用して、すべての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、放課後や週末におけるスポーツ活動・文化活動などのさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を支援します。
- 高度情報化の進展に対応できるよう、情報通信技術に触れる場や、情報通信技術を学ぶ機会の提供に努めます。

(6) 子ども読書活動の推進

- 家庭での読書習慣が定着するよう、4月23日の「子ども読書の日」にちなみ、毎月23日を含む週（日曜日から土曜日）を「^{にさん}23が^{ろくまる}60家庭読書週間」と位置づけ、子どもがいる家庭において、家族で一緒にその一週間に合計60分以上を目標に読書活動に取り組む運動を展開します。
- 保育所、幼稚園、認定こども園等における読み聞かせや学校での一斉読書活動などの取組みの一層の普及を図るとともに、地域のボランティアによる読み聞かせやおはなし会などの活動を促進します。
- 4月23日から5月12日までの「こどもの読書週間」を中心に、市町、学校およびボランティア団体等と連携した全県的な読書啓発イベントを開催し、県民の間に広く子どもの読書活動の意義や重要性についての理解と関心を深めるよう努めます。

(7) 文化芸術環境の整備と文化芸術活動の促進

- 子どもが優れた芸術を鑑賞することができるよう、国内外の優れた舞台芸術公演や美術展覧会を開催するとともに、県内で行われる文化芸術活動への支援を行うなど、文化芸術の鑑賞機会の充実に努めます。
- 県の文化施設において子ども向けの創作活動事業や参加体験型事業を実施し、文化にふれあう機会の充実に努めます。
- 幼児や小・中学生、高校生の文化芸術活動を奨励するとともに、専門的な指導を直接受ける機会を提供し、生涯にわたって文化芸術に親しむ心を育成します。
- 県内各地に伝わる特色ある伝統芸能や民俗行事を継承し、地域の連帯感や豊かな郷土愛を涵養するため、後継者の育成を図ります。
- 地域の文化財を積極的に活用し、子どもたちが郷土の歴史や文化を知り、地域に誇りが持てるよう、歴史学習や体験活動を推進します。

(8) 社会教育施設などの整備と社会教育活動の充実

- 公民館や図書館などの社会教育施設の整備を促進し、体験活動や学習機会の充実に努めます。

11 子どもの安全を確保するための活動の推進

(1) 安全・安心まちづくりの推進

- 子どもが性犯罪や誘拐、声かけ事案等の被害に遭わないようにするため、関係機関・団体と連携し、地域の犯罪情勢に応じた防犯カメラ等の設置を促進するとともに、防犯灯、防犯ベル等の犯罪防止に配慮した構造設備等を有する道路、公園、駐車場、駐輪場の普及や住宅、店舗等の防犯性の向上を図り、犯罪被害に遭いにくい安全で安心なまちづくりを推進します。
- 学校周辺や通学路において見守り活動等を行う地域住民や学校関係者、防犯ボランティアに対して、地域の安全情報や活動に必要なパトロール資機材の提供等を行うとともに、協働してパトロールを実施するなど、支援や連携を強化します。
- 子どもが被害者となる犯罪の防止のため、各種広報誌・メールマガジンやホームページ等を活用し、声かけ事案の発生状況等の安全情報を積極的に提供するなど、地域住民の自主防犯活動を促進するとともに、学校等との連携を強化し、子どもに対する防犯指導を推進します。

(2) 被害に遭った子どもの保護の推進

《少年相談体制の整備》

- 少年サポートセンターを中核とした被害児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言等を強化するとともに、児童相談所等関係機関の相談窓口との連携強化を図ります。さらに、香川県学校・警察相互連絡制度の充実を図り、学校との連携によるきめ細かな支援に努めます。
- 臨床心理士、精神科医等のカウンセリングアドバイザーによるカウンセリングを実施するなど、カウンセリングの充実を図ります。

《親子カウンセリングアドバイザー制度の充実》

- 臨床心理士、精神科医等によるカウンセリングアドバイザーの助言により、少年補導担当者の技能の向上を図ります。

《被害者対策の推進》

- 犯罪を受けた少年に対しては、犯罪被害者支援部門と密接な連携を図り、被害少年の早期立ち直り支援を実施します。
- 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言など、学校、警察などの関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

(3) 子どもの交通安全対策の推進

- 県民総ぐるみの「あなたのマナーがみんなを守る 交通マナーアップ県民運動」を推進し、交通マナーの向上を図るとともに、交通安全教育指導者や交通安全組織の育成強化、交通安全対策に関する調査研究を推進します。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、学校において、「交通安全教育指針」に基づく、視聴覚に訴える教育手法等を取り入れ、「思いやり」・「譲り合い」精神の醸成に重点をおいた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、歩行者や自転車利用者として基本的な交通ルールや交通マナーの向

上に努めるとともに、関係機関・団体はもとより家庭や地域とも連携を図りながら、心身の発達段階に応じて子どもと保護者に、道路における危険予測、危険回避の能力を高めることを目的とした交通安全教育を推進します。

- 関係機関・団体と連携した参加・体験型交通教室の積極的な推進により、チャイルドシートの使用効果および正しい使用方法について啓発を推進するとともに、指導者の育成を目的とした幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図り、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりに努めます。また、チャイルドシートの着用を含め、シートベルトの着用徹底に向け、関係機関・団体と連携した広報啓発に取り組みます。
- 「香川県自転車の安全利用に関する条例」に基づき、自転車乗車時の安全を確保するため、乗車用ヘルメットの普及啓発に向けた広報啓発に取り組みます。

（４）子どもの事故防止対策の推進

- 保育所、幼稚園、認定こども園、学校において、施設内、通園通学路の安全点検や子どもに対する安全教育を実施するとともに、事故防止について、家庭や地域に対する普及啓発に努め、子どもが安全な生活を送ることができる力を育成します。
- 民生委員・児童委員、主任児童委員や地域の団体等の協力のもと、地域での子どもの見守りを行うなど、子どもの事故防止活動に努めます。
- 地域における児童健全育成関係団体の指導者などを対象に、子どもの事故防止に関する知識の普及や救急救命法などに関する学習機会の提供に努めます。

12 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(1) 子どもの非行防止と社会環境の浄化

- 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」や「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、「香川県青少年保護育成条例」の効果的な運用を図るため、立入調査・指導などを推進するとともに青少年の健全育成に有害となる興行や広告物、図書等の販売、営業等を規制し、青少年を取り巻く環境の浄化に努めます。
- 年間を通じて非行防止に関する広報啓発活動を行うほか、特に子どもが非行に走りやすい夏休み期間を中心に「夏の青少年非行・被害防止県民運動」を展開し、青少年の非行防止に対する県民の理解と関心を高めます。
- 非行の原因を究明し、非行の防止の実効を期するため、カウンセリングアドバイザーによる親子カウンセリングの実施、カウンセリング結果に基づく継続指導の実施に努めます。
- 地域における非行防止活動の中核機関である少年育成センターや、学校、警察等関係機関・団体との連携を密にして、非行防止活動および環境浄化活動の推進に努めます。
- 毎月25日の「県下一斉の街頭補導強化日」の実施等により、警察、学校等の関係機関、少年警察ボランティアとの協働による街頭補導活動を強化するとともに、少年警察ボランティア等への支援を充実させ、地域ぐるみの非行防止・環境浄化を推進します。
- 警察本部、教育委員会、知事部局等で構成する「児童生徒健全育成等連絡協議会」や「香川県学校・警察相互連絡制度」の活用により、学校と警察の連携を一層強化し、児童生徒の健全育成活動を推進します。
- 各学校単位に構築されている学校、警察、保護司、民生委員・児童委員や主任児童委員等からなるネットワークの連携により、児童生徒の健全育成を支援します。
- 中学生自らが非行防止のメッセージを発信する「かがわマナーアップリーダーズ活動」を支援するとともに、警察本部、教育委員会、知事部局が連携し、学校等での薬物乱用防止教室や非行防止教室の開催、暴走族その他の非行集団への加入防止および離脱促進などの児童生徒の健全育成活動を推進します。
- 香川県交通安全県民会議「暴走族対策部会」を中心に、関係機関・団体と連携し、暴走行為をさせない環境づくりと暴走族を許さない世論づくりの促進を図ります。
- 「香川県暴走族等の追放に関する条例」の効果的な運用を図るとともに、悪質な違反に対する交通取締りの強化により、暴走族等のいないまちづくりを推進し、県民生活の安全と平穏の確保および少年の健全な育成を図ります。

《インターネットにおける有害情報対策》

- 児童生徒が安心・安全にインターネットを利用できるよう、警察本部、教育委員会、知事部局が連携し、情報モラルに関する指導や啓発活動に取り組みます。

- 青少年がインターネットを通じて犯罪に巻き込まれないよう、インターネットの安全利用や「香川県青少年保護育成条例」に基づくフィルタリングの設定などの啓発を行います。
- 携帯電話やインターネットによる子どもの有害情報対策に関する保護者啓発を効果的に推進するため、県PTA連絡協議会との緊密な連携のもと、保護者対象の学習会等への講師派遣、保護者の自主的な啓発活動のための指導者養成および保護者の啓発活動に努めます。
- 携帯電話やインターネットによるいじめや有害情報から子どもを守るため、学校で携帯安全教室等を実施するとともに、地域、学校および家庭における情報モラル教育を推進します。
- インターネットトラブルに関する電話相談事業の充実に努めます。
- 飲酒、喫煙の問題は、法律で禁止されている20歳未満の者のみならず、成人にとっても心身の健康に与える影響が大きいいため、その危険性に関する正しい知識の普及や情報の提供に努めます。また、子どもへの喫煙防止教育の充実に努めます。
- 大麻、危険ドラッグなどの薬物禍から子どもを守るため、麻薬・覚醒剤・シンナー禍対策推進員による地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動を強化するとともに、学校薬剤師会や警察などと連携して薬物の危険性についての正しい知識の普及啓発に努めます。

(2) 地域の健全育成づくりの推進

- 青少年がのびのびと心豊かに育つ環境を整えるため、「青少年は、地域社会から育む」という視点に立ち、学校、警察、少年育成センターなどの関係諸機関、地域住民、民間ボランティアなどによる地域ネットワークの形成を推進します。
- 少年警察ボランティア等の活動の活性化を図り、地域における少年の社会参加活動、居場所づくりの活動を支援していきます。

《児童健全育成のための指導者の養成・確保》

- 地域における子育て支援活動を推進する人材として、保健師、助産師、看護師などの資格を持ちながら就業していない者の状況を把握し、その活用を促進します。
- 地域における子ども・若者の健全育成指導者や青少年団体指導者に対する研修を充実するなど、指導者の養成・確保に努めます。

13 ネット・ゲーム依存対策の推進

(1) 未然防止のための正しい知識の普及啓発

- 子どもの心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存については、市町、学校、保護者などと協力し、社会全体で対策に取り組む必要があり、依存状態に陥ることを未然に防ぐための正しい知識の普及啓発を図ります。
- 講演会や出前講座を開催するとともに、家庭でのルールづくりなどの啓発活動に取り組み、社会全体でのネット・ゲーム依存に対する危機意識の向上を図ります。
- 児童生徒や保護者に対して、ネット・ゲーム依存に対する正しい知識の周知や予防対策に関する啓発などを行います。
- 乳幼児期の子どもを持つ保護者に対して、スマートフォン等の適正利用を含むネット・ゲーム依存に関する広報啓発などを行い、ネット・ゲームの適正な利用について理解と関心を高めます。

(2) 相談支援体制の整備

- ネット・ゲーム依存に関する相談に適切に対応するため、教員等を対象に、ネット・ゲーム依存に関する正しい知識を周知し、子どもたちを支援する体制の充実を図ります。
- 精神保健福祉センターや各保健所などにおいて、相談支援を行うとともに、医療、保健、福祉等の関係者を対象とした研修会を開催し、早期発見・早期治療のための相談体制の整備を図ります。

(3) 適切な医療提供体制の充実

- ネット・ゲーム依存を治療できる医療提供体制の整備を促進するとともに、適切な医療を提供できる人材の養成を図ります。

【数値目標】

	目標項目	計画策定時	目標（令和6年度）
15	子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業数（累計）	231 社（H30）	117 社 （R2～R6）
16	かがわ縁結び支援センターの縁結びマッチングにおけるカップル数（累計）	693 組（H29～H30）	1,730 組（R2～R6）
17	むし歯のない3歳児の割合	80.5%（H29）	90.0%
18	かがわこどもの駅認定施設数	474 か所（H30）	510 か所
19	都市公園面積	1,616ha（H30）	1,628ha
20	「学校に行くのは楽しいと思う。」に肯定的に回答する児童生徒の割合	小学校5年生 80.3% 中学校2年生 76.5% （R2）	小学校5年生 82.5% 中学校2年生 81.1%
21	親子読み聞かせ教室に参加した保護者の割合	67.0%（H30）	75.0%

第4 県内市町ごとの教育・保育の量の見込みと確保方策

《県内全域の需要と供給一覧》

- 県内全域の各年度における教育・保育の量の見込み（需要）、提供体制の確保の内容およびその実施時期（供給）については、市町計画の数値に基づき、以下のとおりとします。

※区分について

- ・保護者が共働きであっても幼稚園の利用希望はあることから、2号認定については、「学校教育希望が強いもの」を分けて量を見込んでいます。
- ・3号認定については、0歳と1・2歳で職員配置基準や児童1人当たりの面積要件などが異なることから、それぞれ分けて量を見込んでいます。
- ・2号認定のうち、「学校教育希望が強いもの」を利用調整のうえ、幼稚園で受け入れ、預かり保育をあわせて利用する「特定子ども・子育て支援施設等」で、量の確保を行う場合もあります。

※量の見込み・・・・・・・・・・1号認定（3～5歳、幼児期の教育のみ）、2号認定（3～5歳、保育の必要あり）、3号認定（0～2歳、保育の必要あり）の必要利用定員総数（需要）

※確保の内容・・・・・・・・・・教育・保育施設等の利用定員総数（供給）

※特定教育・保育施設・・・・・・・・市町から「施設型給付」（公費）の対象となると確認された保育所、幼稚園、認定こども園

※特定地域型保育事業・・・・・・・・家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、いずれも2歳児までの少人数を保育する事業

※確認を受けない幼稚園・・・・・・・・子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園

※保育機能施設・・・・・・・・地方自治体が財政支援等を行っている認可外保育施設

※特定子ども・子育て支援施設等・・・・市町から「施設等利用給付」（公費）の対象となると確認された施設および事業

1 高松市

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		2,216	844	6,179	575	1,810	2,125	2,142	819	5,977	585	1,896	1,997
②確保の内容	特定教育・保育施設	5,788		6,456	1,059	1,741	1,962	5,698		6,456	1,059	1,741	1,962
	特定地域型保育事業			0	101	109	119			0	101	109	119
	確認を受けない幼稚園	1,100						1,100					
	保育機能施設			162	29	67	71			162	29	67	71
	特定子ども・子育て支援施設等	0		40	51	61	60	0		40	51	61	60
	計	6,888		6,658	1,240	1,978	2,212	6,798		6,658	1,240	1,978	2,212
確保状況(②-①)		3,828		479	665	168	87	3,837		681	655	82	215

		令和9年度						令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		2,036	780	5,681	596	1,859	2,092	1,976	760	5,518	609	1,826	2,053
②確保の内容	特定教育・保育施設	5,698		6,456	1,059	1,741	1,962	5,698		6,456	1,059	1,741	1,962
	特定地域型保育事業			0	101	109	119			0	101	109	119
	確認を受けない幼稚園	1,100						1,100					
	保育機能施設			162	29	67	71			162	29	67	71
	特定子ども・子育て支援施設等	0		40	51	61	60	0		40	51	61	60
	計	6,798		6,658	1,240	1,978	2,212	6,798		6,658	1,240	1,978	2,212
確保状況(②-①)		3,982		977	644	119	120	4,062		1,140	631	152	159

		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		1,955	751	5,450	622	1,800	2,020
②確保の内容	特定教育・保育施設	5,698		6,456	1,059	1,741	1,962
	特定地域型保育事業			0	101	109	119
	確認を受けない幼稚園	1,100					
	保育機能施設			162	29	67	71
	特定子ども・子育て支援施設等	0		40	51	61	60
	計	6,798		6,658	1,240	1,978	2,212
確保状況(②-①)		4,092		1,208	618	178	192

2 丸亀市

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		606		1,878	317	511	610	597		1,847	314	503	600
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,365		2,077	313	578	638	1,223		2,077	322	582	632
	特定地域型保育事業				18	18	21				18	18	21
	確認を受けない幼稚園	240						240					
	保育機能施設												
	特定子ども・子育て支援施設等												
	計	1,605		2,077	331	596	659	1,463		2,077	340	600	653
確保状況(②-①)		999		199	14	85	49	866		230	26	97	53

		令和9年度						令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		576		1,783	314	512	611	552		1,712	311	505	602
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,223		2,077	322	582	632	1,223		2,077	322	582	632
	特定地域型保育事業				18	18	21				18	18	21
	確認を受けない幼稚園	240						240					
	保育機能施設												
	特定子ども・子育て支援施設等												
	計	1,463		2,077	340	600	653	1,463		2,077	340	600	653
確保状況(②-①)		887		294	26	88	42	911		365	29	95	51

		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		543		1,685	307	500	597
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,223		2,077	322	582	632
	特定地域型保育事業				18	18	21
	確認を受けない幼稚園	240					
	保育機能施設						
	特定子ども・子育て支援施設等						
	計	1,463		2,077	340	600	653
確保状況(②-①)		920		392	33	100	56

3 坂出市

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		149	86	632	179	225	194	136	80	581	177	206	218
②確保の内容	特定教育・保育施設	390		797	148	194	221	390		797	148	194	221
	特定地域型保育事業			0	4	4	2			0	4	4	2
	確認を受けない幼稚園	78						78					
	保育機能施設			2	0	0	0			2	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	82		0	54	54	54	82		0	54	54	54
	計	550		799	206	252	277	550		799	206	252	277
確保状況(②-①)		315		167	27	27	83	334		218	29	46	59

		令和9年度						令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		135	79	576	172	202	181	125	72	532	171	199	178
②確保の内容	特定教育・保育施設	390		797	148	194	221	390		797	148	194	221
	特定地域型保育事業			0	4	4	2			0	4	4	2
	確認を受けない幼稚園	78						78					
	保育機能施設			2	0	0	0			2	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	82		0	54	54	54	82		0	54	54	54
	計	550		799	206	252	277	550		799	206	252	277
確保状況(②-①)		336		223	34	50	96	353		267	35	53	99

		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		121	71	516	168	197	174
②確保の内容	特定教育・保育施設	390		797	148	194	221
	特定地域型保育事業			0	4	4	2
	確認を受けない幼稚園	78					
	保育機能施設			2	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	82		0	54	54	54
	計	550		799	206	252	277
確保状況(②-①)		358		283	38	55	103

4 普通寺市

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		150	242	209	77	110	125	128	230	198	76	123	115
②確保の内容	特定教育・保育施設	160		208	73	108	119	138		197	72	121	109
	特定地域型保育事業			1	1	2	6			1	1	2	6
	確認を受けない幼稚園	5						5					
	保育機能施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	227		0	3	0	0	215		0	3	0	0
	計	392		209	77	110	125	358		198	76	123	115
確保状況(②-①)		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和9年度						令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		108	217	187	74	120	128	101	217	187	72	117	125
②確保の内容	特定教育・保育施設	118		186	70	118	122	111		186	68	115	119
	特定地域型保育事業			1	1	2	6			1	1	2	6
	確認を受けない幼稚園	5						5					
	保育機能施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	202		0	3	0	0	202		0	3	0	0
	計	325		187	74	120	128	318		187	72	117	125
確保状況(②-①)		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		101	217	187	71	115	122
②確保の内容	特定教育・保育施設	111		186	67	113	116
	特定地域型保育事業			1	1	2	6
	確認を受けない幼稚園	5					
	保育機能施設			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	202		0	3	0	0
	計	318		187	71	115	122
確保状況(②-①)		0		0	0	0	0

5 観音寺市

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		248	0	820	113	223	264	234	0	774	110	240	243
②確保の内容	特定教育・保育施設	409		952	125	256	314	409		952	125	256	314
	特定地域型保育事業			0	13	20	11			0	13	20	11
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	保育機能施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	100		0	3	3	3	100		0	3	3	3
	計	509		952	141	279	328	509		952	141	279	328
確保状況(②-①)		261		132	28	56	64	275		178	31	39	85

		令和9年度						令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		224	0	742	107	234	260	214	0	707	104	228	254
②確保の内容	特定教育・保育施設	409		952	125	256	314	409		952	125	256	314
	特定地域型保育事業			0	13	20	11			0	13	20	11
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	保育機能施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	100		0	3	3	3	100		0	3	3	3
	計	509		952	141	279	328	509		952	141	279	328
確保状況(②-①)		285		210	34	45	68	295		245	37	51	74

		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		211	0	697	101	222	247
②確保の内容	特定教育・保育施設	409		952	125	256	314
	特定地域型保育事業			0	13	20	11
	確認を受けない幼稚園	0					
	保育機能施設			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	100		0	3	3	3
	計	509		952	141	279	328
確保状況(②-①)		298		255	40	57	81

6 さぬき市

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		120	120	463	104	155	165	118	120	461	102	155	165
②確保の内容	特定教育・保育施設	223		461	104	155	165	221		459	102	155	165
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	17						17					
	保育機能施設			2						2	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	計	240		463	104	155	165	238		461	102	155	165
確保状況(②-①)		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和9年度						令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		116	120	459	100	155	165	114	120	457	98	155	165
②確保の内容	特定教育・保育施設	219		459	100	155	165	217		457	98	155	165
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	17						17					
	保育機能施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	計	236		459	100	155	165	234		457	98	155	165
確保状況(②-①)		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		112	120	455	96	155	165
②確保の内容	特定教育・保育施設	215		455	96	155	165
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	17					
	保育機能施設			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	0		0	0	0	0
	計	232		455	96	155	165
確保状況(②-①)		0		0	0	0	0

7 東かがわ市

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		30	0	327	15	67	79	26	0	302	13	64	69
②確保の内容	特定教育・保育施設	30		327	15	67	79	26		302	13	64	69
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	
	確認を受けない幼稚園	0											
	保育機能施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	計	30		327	15	67	79	26		302	13	64	69
確保状況(②-①)		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和9年度						令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		24	0	274	11	55	63	22	0	249	9	49	51
②確保の内容	特定教育・保育施設	24		274	11	55	63	22		249	9	49	51
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	保育機能施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	計	24		274	11	55	63	22		249	9	49	51
確保状況(②-①)		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0

		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		20	0	225	7	42	41
②確保の内容	特定教育・保育施設	20		225	7	42	41
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0					
	保育機能施設			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	0		0	0	0	0
	計	20		225	7	42	41
確保状況(②-①)		0		0	0	0	0

8 三豊市

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		148	346	570	152	239	239	142	336	529	148	233	247
②確保の内容	特定教育・保育施設	55		662	152	246	280	70		617	152	247	278
	特定地域型保育事業			0	31	27	23			0	31	27	23
	確認を受けない幼稚園												
	保育機能施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	950		2	9	11	9	905		2	9	11	9
	計	1,005		664	192	284	312	975		619	192	285	310
確保状況(②-①)		511		94	40	45	73	497		90	44	52	63

		令和9年度						令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		136	317	517	144	227	239	131	309	489	139	218	231
②確保の内容	特定教育・保育施設	70		617	152	247	278	70		617	152	247	278
	特定地域型保育事業			0	31	27	23			0	31	27	23
	確認を受けない幼稚園							0					
	保育機能施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	905		2	9	11	9	905		2	9	11	9
	計	975		619	192	285	310	975		619	192	285	310
確保状況(②-①)		522		102	48	58	71	535		130	53	67	79

		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		127	294	489	136	213	224
②確保の内容	特定教育・保育施設	70		617	152	247	278
	特定地域型保育事業			0	31	27	23
	確認を受けない幼稚園	0					
	保育機能施設			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	905		2	9	11	9
	計	975		619	192	285	310
確保状況(②-①)		554		130	56	72	86

9 土庄町

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		18	0	166	25	30	42	16	0	146	25	30	37
②確保の内容	特定教育・保育施設	62		274	26	48	50	62		274	26	48	50
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園							0					
	保育機能施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	3		0	2	3	4	3		0	2	3	4
	計	65		274	28	51	54	65		274	28	51	54
確保状況(②-①)		47		108	3	21	12	49		128	3	21	17

		令和9年度						令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		15	0	132	24	30	37	14	0	124	24	29	37
②確保の内容	特定教育・保育施設	62		274	26	48	50	62		274	26	48	50
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	保育機能施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	3		0	2	3	4	3		0	2	3	4
	計	65		274	28	51	54	65		274	28	51	54
確保状況(②-①)		50		142	4	21	17	51		150	4	22	17

		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		13	0	120	23	29	36
②確保の内容	特定教育・保育施設	62		274	26	48	50
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0					
	保育機能施設			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	3		0	2	3	4
	計	65		274	28	51	54
確保状況(②-①)		52		154	5	22	18

10 小豆島町

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		35	10	140	30	50	55	35	10	140	30	50	50
②確保の内容	特定教育・保育施設	555		147	35	54	54	555		147	35	54	54
	特定地域型保育事業			0	6	12	12			0	6	12	12
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	保育機能施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	計	555		147	41	66	66	555		147	41	66	66
確保状況(②-①)		510		7	11	16	11	510		7	11	16	16

		令和9年度						令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		30	10	135	27	50	50	30	10	135	27	47	50
②確保の内容	特定教育・保育施設	555		147	35	54	54	555		147	35	54	54
	特定地域型保育事業			0	6	12	12			0	6	12	12
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	保育機能施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	計	555		147	41	66	66	555		147	41	66	66
確保状況(②-①)		515		12	14	16	16	515		12	14	19	16

		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		27	8	130	25	47	47
②確保の内容	特定教育・保育施設	555		147	35	54	54
	特定地域型保育事業			0	6	12	12
	確認を受けない幼稚園	0					
	保育機能施設			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	0		0	0	0	0
	計	555		147	41	66	66
確保状況(②-①)		520		17	16	19	19

11 三木町

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		64	155	336	37	109	128	59	143	309	35	106	116
②確保の内容	特定教育・保育施設	415		308	54	92	116	415		308	54	92	116
	特定地域型保育事業			0	9	18	22			0	9	18	22
	確認を受けない幼稚園	160						160					
	保育機能施設			0	3	12	15			0	3	12	15
	特定子ども・子育て支援施設等	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	計	575		308	66	122	153	575		308	66	122	153
確保状況(②-①)		356		▲ 28	29	13	25	373		▲ 1	31	16	37

		令和9年度						令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		55	134	289	35	103	113	53	129	279	35	103	110
②確保の内容	特定教育・保育施設	105		442	58	112	128	105		442	58	112	128
	特定地域型保育事業			0	3	12	15			0	3	12	15
	確認を受けない幼稚園	160						160					
	保育機能施設			0	3	12	15			0	3	12	15
	特定子ども・子育て支援施設等	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	計	265		442	64	136	158	265		442	64	136	158
確保状況(②-①)		76		153	29	33	45	83		163	29	33	48

		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		50	122	264	35	101	110
②確保の内容	特定教育・保育施設	105		442	58	112	128
	特定地域型保育事業			0	3	12	15
	確認を受けない幼稚園	160					
	保育機能施設			0	3	12	15
	特定子ども・子育て支援施設等	0		0	0	0	0
	計	265		442	64	136	158
確保状況(②-①)		93		178	29	35	48

12 直島町

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		18	2	33	5	8	10	18	2	30	5	10	10
②確保の内容	特定教育・保育施設	20		33	5	8	10	20		30	5	10	10
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	保育機能施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	40		0	2	5	20	40		0	2	5	20
	計	60		33	7	13	30	60		30	7	15	30
確保状況(②-①)		40		0	2	5	20	40		0	2	5	20

		令和9年度						令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		18	20	30	5	10	10	18	2	30	5	10	10
②確保の内容	特定教育・保育施設	20		30	5	10	10	20		30	5	10	10
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園												
	保育機能施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	40		0	2	5	20	40		0	2	5	20
	計	60		30	7	15	30	60		30	7	15	30
確保状況(②-①)		22		0	2	5	20	40		0	2	5	20

		令和11年度											
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		18	2	30	5	10	10						
②確保の内容	特定教育・保育施設	20		30	5	10	10						
	特定地域型保育事業			0	0	0	0						
	確認を受けない幼稚園	0											
	保育機能施設			0	0	0	0						
	特定子ども・子育て支援施設等	40		0	2	5	20						
	計	60		30	7	15	30						
確保状況(②-①)		40		0	2	5	20						

13 宇多津町

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		170	40	350	60	105	115	170	40	350	60	105	115
②確保の内容	特定教育・保育施設	300		359	52	103	117	300		359	52	103	117
	特定地域型保育事業			0	0	0				0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	保育機能施設			0	0	0				0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	0		0	0	4		0		0	0	4	0
	計	300		359	52	107	117	300		359	52	107	117
確保状況(②-①)		90		9	▲ 8	2	2	90		9	▲ 8	2	2

		令和9年度						令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		170	40	350	60	105	115	170	40	350	60	105	115
②確保の内容	特定教育・保育施設	300		359	52	103	117	300		359	52	103	117
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	保育機能施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	0		0	0	4	0	0		0	0	4	0
	計	300		359	52	107	117	300		359	52	107	117
確保状況(②-①)		90		9	▲ 8	2	2	90		9	▲ 8	2	2

		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		170	40	350	60	105	115
②確保の内容	特定教育・保育施設	300		359	52	103	117
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0					
	保育機能施設			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	0		0	0	4	0
	計	300		359	52	107	117
確保状況(②-①)		90		9	▲ 8	2	2

14 綾川町

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		55	0	429	67	106	103	50	0	390	66	99	125
②確保の内容	特定教育・保育施設	109		515	90	107	254	109		515	90	107	254
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	保育機能施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	8		0	2	2	2	8		0	2	2	2
	計	117		515	92	109	256	117		515	92	109	256
確保状況(②-①)		62		86	25	3	153	67		125	26	10	131

		令和9年度						令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		51	0	398	64	98	117	48	0	368	62	96	115
②確保の内容	特定教育・保育施設	109		515	90	107	254	109		515	90	107	254
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	保育機能施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	8		0	2	2	2	8		0	2	2	2
	計	117		515	92	109	256	117		515	92	109	256
確保状況(②-①)		66		117	28	11	139	69		147	30	13	141

		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		49	0	380	61	93	112
②確保の内容	特定教育・保育施設	109		515	90	107	254
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0					
	保育機能施設			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	8		0	2	2	2
	計	117		515	92	109	256
確保状況(②-①)		68		135	31	16	144

15 琴平町

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		14	0	98	17	24	33	14	0	98	17	24	33
②確保の内容	特定教育・保育施設	60		138	33	43	44	60		138	33	43	44
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	保育機能施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	計	60		138	33	43	44	60		138	33	43	44
確保状況(②-①)		46		40	16	19	11	46		40	16	19	11

		令和9年度						令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		14	0	98	17	24	33	14	0	98	17	24	33
②確保の内容	特定教育・保育施設	60		138	33	43	44	60		138	33	43	44
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	保育機能施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	計	60		138	33	43	44	60		138	33	43	44
確保状況(②-①)		46		40	16	19	11	46		40	16	19	11

		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		14	0	98	17	24	33
②確保の内容	特定教育・保育施設	60		138	33	43	44
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0					
	保育機能施設			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	0		0	0	0	0
	計	60		138	33	43	44
確保状況(②-①)		46		40	16	19	11

16 多度津町

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		109	0	271	46	66	78	97	0	240	44	74	68
②確保の内容	特定教育・保育施設	54		460	23	70	80	45		418	20	65	74
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	保育機能施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	計	54		460	23	70	80	45		418	20	65	74
確保状況(②-①)		▲ 55		189	▲ 23	4	2	▲ 52		178	▲ 24	▲ 9	6

		令和9年度						令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		92	0	228	43	71	77	88	0	218	42	69	74
②確保の内容	特定教育・保育施設	53		397	18	60	68	44		361	16	58	71
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	保育機能施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	計	53		397	18	60	68	44		361	16	58	71
確保状況(②-①)		▲ 39		169	▲ 25	▲ 11	▲ 9	▲ 44		143	▲ 26	▲ 11	▲ 3

		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		87	0	215	40	67	72
②確保の内容	特定教育・保育施設	42		354	14	54	54
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0					
	保育機能施設			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	0		0	0	0	0
	計	42		354	14	54	54
確保状況(②-①)		▲ 45		139	▲ 26	▲ 13	▲ 18

17 まんのう町

		令和7年度						令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		30	0	270	38	68	69	30	0	268	36	64	63
②確保の内容	特定教育・保育施設	112		354	33	107	107	112		354	33	107	107
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	保育機能施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	計	112		354	33	107	107	112		354	33	107	107
確保状況(②-①)		82		84	▲ 5	39	38	82		86	▲ 3	43	44

		令和9年度						令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳		学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		30	0	266	34	62	61	30	0	264	32	60	59
②確保の内容	特定教育・保育施設	112		350	29	107	107	112		348	27	105	105
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	保育機能施設			0	0	0	0			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
	計	112		350	29	107	107	112		348	27	105	105
確保状況(②-①)		82		84	▲ 5	45	46	82		84	▲ 5	45	46

		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		30	0	262	30	58	57
②確保の内容	特定教育・保育施設	112		346	25	103	103
	特定地域型保育事業			0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0					
	保育機能施設			0	0	0	0
	特定子ども・子育て支援施設等	0		0	0	0	0
	計	112		346	25	103	103
確保状況(②-①)		82		84	▲ 5	45	46

第5 計画の推進に向けて

- I 計画推進のための連携・協力
- II 計画の達成状況の点検・評価
- III 子ども等の意見聴取の取組み
- IV こども大綱を踏まえた枠組み

I 計画推進のための連携・協力

この計画に盛り込まれた子ども・子育て支援施策および次世代育成支援施策が総合的かつ効果的に行われるためには、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、企業、関係団体、NPO、行政その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が連携・協力しながら、それぞれの役割を自覚し、行動することが大切です。

1 県の役割

子ども・子育て支援の実施主体である市町の取組みを、関係機関と連携して支援するとともに、庁内関係課が連携して、子ども・子育て支援および次世代育成支援に関する施策を総合的に推進する。

2 市町の役割

住民に最も身近な自治体である市町は就学前の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、子どもの健やかな育ちを保障するため、質を確保しながら、地域の実情に応じた取組みを関係者と連携しながら実施する。

3 家庭に期待する役割

子育ての第一義的責任がある父母などの保護者は、家庭は教育の出発点であることを踏まえ、家族一人ひとりがお互いを尊重しながら支え合い、家事や育児を男女共に分担し、子どもと過ごす時間をできるだけつくり、子どもが自立していくよう愛情を注いで育てる。

また、PTA 活動や保護者会活動をはじめ、男女共に保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域コミュニティの中で子どもを育み、地域の子育て支援に役割を果たしていく。

4 保育所、幼稚園、認定こども園など教育・保育施設に期待される役割

地域と共にあり、子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことを踏まえ、一人ひとりの子どもを理解し、子どもの育ちを見守り、生涯にわたる人格形成の基礎を培う。

5 学校の役割

子どもの個性を尊重して能力を伸ばし、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、生きる力を培う。

6 企業等に期待される役割

子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合え、協力して家事や育児を行えるよう、ワーク・ライフ・バランスが図られる雇用環境の整備や職場の雰囲気づくり、労働者本人の希望に応じ育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりに努める。

7 地域、関係団体、NPO などに期待される役割

子どもの活動や健やかな育ちを支援したり、子どもの見守りに参加するなど、それぞれの関係者と連携して、あたたかな目で子どもと子育て家庭を応援し育む。

II 計画の達成状況の点検・評価

1 計画の達成状況の点検・評価

各年度において、計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績、数値目標・計画値の進捗状況について点検・評価します。

そして、県計画等への子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援施策を地域の

子ども・子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、香川県子ども・子育て支援会議に報告するとともに、広く県民に周知します。

2 計画の見直し

法第 19 条第 1 項の規定による認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、県計画により定めた当該認定区分の量の見込みと大きく乖離する場合には、適切な基盤整備を行うために、社会経済情勢の変化や法改正、市町計画の見直し等の状況を踏まえ、必要な場合には、県計画の見直しを行います。

この場合において、見直し後の計画期間は、当初の計画期間とします。

Ⅲ 子ども等の意見聴取の取組み

こども基本法では、次の6つの基本理念が定められました。

- ① すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- ② すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- ③ 年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- ④ すべてのこどもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- ⑤ 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

この基本理念を踏まえ、同法第 11 条には、「こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」と規定されていることから、本県においても、子どもや若者が自らの意見をもち、それを表明することができ、また、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、継続的に取組みを推進していきます。

1 子ども等の意見を表明する機会の確保

対面またはオンラインでの意見交換、アンケート、施設等に出向く意見聴取などの手法を組み合わせながら、子どもや若者に、公平で多様な意見表明の機会をつくれます。

また、香川県子ども・子育て支援会議の委員等に子どもや若者を登用し、子どもや若者の意見も踏まえて、施策検討や事業を評価します。

さらに、困難な状況にあって声を聴かれにくい子どもや若者が、自由に自らの意見を表明できるよう、支援者と連携するほか、子どもや若者の状況や環境に配慮して、安全・安心に意見を言える場をつくれます。

2 子ども等の意見を踏まえた対応

子どもや若者から聴いた意見については、関係部署等に共有して、施策への反映が可能かどうか検討し、子どもや若者に反映結果を分かりやすくフィードバックします。

Ⅳ こども大綱を踏まえた枠組み

大項目	項 目	ライフステージ共通			子育て当事者への支援に関する施策	大項目	項 目	ライフステージ共通			子育て当事者への支援に関する施策
		こどもの誕生前～幼児期	学童期～思春期	青年期				こどもの誕生前～幼児期	学童期～思春期	青年期	
Ⅰ 経済的負担の軽減	1 子育てに伴う経済的負担の軽減				(1)子育て費用に対する社会的支援 (2)保育料や教育費などの負担軽減	Ⅲ みんなで子育て	1 社会全体で子どもを育む機運の醸成	(1)地域における子育て支援のネットワークづくり			
	2 妊娠期からの支援	(1)不妊等に悩む方に対する支援の充実			(2)成育医療の充実 (3)妊婦・子育て家庭への経済的支援		2 仕事と家庭生活の両立支援			(5)地方で働きたいと思える魅力的な働く場の創出・就職	(1)多様な働き方の実現と働き方の見直し (2)育児休業を取得しやすい環境の整備 (3)働きながら子育てをしやすい環境の整備
Ⅱ 子育て拠点の充実	1 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築	(1)妊娠期からの切れ目ない相談体制の強化 (2)母子保健に関する知識の普及啓発等 (3)妊産婦、乳幼児の健康診査や保健指導などの市町母子保健事業との連携 (4)子どもの健やかな成長を支える地域の支援体制づくり					3 結婚を希望する男女の応援			(1)結婚を希望する男女の出会いの機会の創出 (2)市町や企業・団体等と連携した結婚を応援する機運づくり	
	2 小児・母子医療体制の充実	(1)小児医療の充実					4 妊娠・出産の希望をかなえる支援		(1)子育てマインドの形成 (2)妊娠・出産、子育てに関する正しい知識の普及啓発 (3)男女が協力して家庭を築くことの意識の醸成		(4)父親の子育て意識の醸成
	3 就学前の教育・保育の充実	(1)教育・保育の役割、提供の必要性等に関する基本的考え方 (2)就学前教育の充実 (3)認定こども園に関する基本的考え方 (4)保育士、幼稚園教諭、保育教諭の合同研修に対する支援 (5)地域における教育・保育施設と地域型保育事業を行う者の相互連携の推進 (6)保育所、幼稚園、認定こども園と小学校との連携の推進 (7)教育・保育情報の公表 (8)保育機能施設の指導監督および研修の充実					5 ひとり親家庭等の自立支援の推進				(1)就業・自立支援の充実
	4 子育て家庭のニーズを踏まえた量の見込みと確保方策	(1)区域の設定 (2)教育・保育の量の見込みと、提供体制の確保の内容・実施時期 (3)県の認可・認定に係る需給調整の考え方 (4)提供体制の確保方策					6 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進	(1)教育の支援			
	5 地域における子ども・子育て支援の充実	(1)各市町と連携した地域子ども・子育て支援の推進					7 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進	(2)子育て・生活支援の充実			
		(2)地域子ども・子育て支援事業の推進						(1)教育の支援			
		(3)児童館における地域子育て支援機能の充実と整備促進						(2)生活の安定に資するための支援			(3)保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
		(4)その他の子育て支援の充実						(4))民間の団体の活動の支援			
								(5))行政、相談・支援機関、地域の役割と連携の推進			
	6 放課後児童クラブなどの放課後児童対策の推進		(1)放課後児童クラブの推進 (2)放課後子供教室の推進				8 子どもや子育て家庭にやさしく安全なまちづくり	(1)親子の健康の増進と体力づくりの推進			
	7 子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実	(1)相談・援助活動の充実、周知・広報						(2)食育の推進			
	8 子ども・子育て支援を担う人材の確保	(1)保育士、幼稚園教諭等の人材確保	(2)放課後児童クラブなど、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保					(3)子どもの疾病の予防と早期発見、早期治療の推進			
	9 従事者の資質向上	(1)保育士、幼稚園教諭、保育教諭、その他教育・保育、子育て支援事業に従事	(2)保育教諭の促進についての対象者への周知					(4)親子の心の健康の推進			
	10 児童虐待防止対策の充実	(3)保健、医療、福祉分野の人材確保						(5)歯科保健対策の推進			
							9 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進	(6)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進			
								(1)公共的施設等における子育てバリアフリーの推進			
								(2)バリアフリー化など安全で安心な道路交通環境の整備			
								(3)子どもが安心して集い遊べる場の確保			
								(6)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進			
	11 社会的養育の充実	(1)保育士、幼稚園教諭、保育教諭、その他教育・保育、子育て支援事業に従事	(2)保育教諭の促進についての対象者への周知				10 家庭や地域との連携による教育力の向上	(1)心豊かでたくましい児童生徒の育成 (2)一人ひとりの能力や個性、創造性を伸ばす教育の推進 (3)社会の変化に対応した教育 (4)信頼される学校づくり (5)教育環境の整備			(1)広報啓発活動の推進 (2)多様な学習機会や交流の場の提供と相談体制の充実
								(3)指導者の養成			
								(4)学校、家庭、地域の連携			
								(5)多様な体験・交流活動機会の提供			
								(6)子ども読書活動の推進			
	12 障害児施策の充実	(1)地域の療育的支援体制の整備・充実					11 子どもの安全を確保するための活動の推進	(7)文化芸術環境の整備と文化芸術活動の促進			
								(8)社会教育施設などの整備と社会教育活動の充実			
								(1)安全・安心まちづくりの推進			
								(2)被害に遭った子どもの保護の推進			
								(3)子どもの交通安全対策の推進			
							12 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	(4)子どもの事故防止対策の推進			
								(1)子どもの非行防止と社会環境の浄化			
								(2)地域の健全育成づくりの推進			
							13 ネット・ゲーム依存対策の推進	(1)未然防止のための正しい知識の普及啓発			
								(2)相談支援体制の整備			
								(3)適切な医療提供体制の充実			

第6 資 料

- I 数値目標・計画値一覧
- II 用語の解説
- III 香川県子ども・子育て支援会議委員
- IV 子育て県かがわ少子化対策推進条例

I 数値目標・計画値一覧

I 経済的負担の軽減

番号	目標項目	計画策定時	目標 (令和6年度)
1	子育てにかかる費用の社会的支援が「十分である」「どちらかといえば十分である」と答えた者の割合	19.4%(R3)	22.4%

II 子育て拠点の充実

番号	目標・計画項目	計画策定時	目標・計画 (令和6年度)
2	乳幼児健康診査の受診率(1歳6か月児)	95.6%(H29)	97.0%
3	乳幼児健康診査の受診率(3歳児)	94.0%(H29)	97.0%
4	全出生数中の低出生体重児の割合	8.6%(H29)	減少傾向
5	10代の人工妊娠中絶実施率(15歳以上20歳未満の女子人口千対)	5.2%(H29)	現状値2.7%(R3)からの減少
6	保育所等利用待機児童数	R6年度当初 3人 R6年度途中 人	R11年度当初 0人 R11年度途中 0人
7	利用者支援事業実施箇所数(基本型・特定型・こども家庭センター型)	36か所(R6.4)	55か所(R11)
8	地域子育て支援拠点事業実施箇所数	102か所(R6.4)	103か所(R11)
9	放課後児童クラブ実施箇所数(支援の単位数)	330か所(R6.5)	349か所(R11)
10	保育士人材バンクを通じて復職した保育士数(累計)	608人(H25.8~R6.7)	290人(R7~R11)
11	家族再統合プログラム実施件数(累計)	74件(H30)	756件(R2~R6) ※目標値に関わらず、プログラム実施の必要性がある場合には、追加実施する
12	養育里親登録数	57世帯(H31.4)	87世帯
13	里親等委託率	25.9%(H30)	35.2%
14	医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0人(H30)	17人

Ⅲ みんなで子育て

番号	目標項目	計画策定時	目標 (令和6年度)
15	子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業数(累計)	231 社(H30)	117 社 (R2~R6)
16	かがわ縁結び支援センターの縁結びマッチングにおけるカップル数(累計)	693 組 (H29~30)	1,730 組 (R2~R6)
17	むし歯のない3歳児の割合	80.5%(H29)	90.0%
18	かがわこどもの駅認定施設数	474 か所(H30)	510 か所
19	都市公園面積	1,616ha(H30)	1,628ha
20	「学校に行くのは楽しいと思う。」に肯定的に回答する児童生徒の割合	小学校5年生 80.3%(R2) 中学校2年生 76.5%(R2)	小学校5年生 82.5% 中学校2年生 81.1%
21	親子読み聞かせ教室に参加した保護者の割合	67.0%(H30)	75.0%

※ 7~9については、計画値を記載。

※ 県の他の計画において目標年次が定められている項目については、他の計画とあわせて進行管理を行います。

Ⅱ 用語の解説

あ 行

縁結びおせっかいさん

縁結びイベント参加者へのアドバイスや縁結びマッチングでのお引合せの立会い、そこで誕生したカップルの交際フォロー等を行い、幸せな結婚に向けた縁結びを支援するボランティア。

縁結びマッチング

かがわ縁結び支援センター（EN-MUSUかがわ）が実施する会員登録制による1対1のお見合い事業。異性のプロフィール情報を検索し、「お引合せ」を申し込むシステム。

O J T

On the Job Trainingの略。職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて仕事に必要な知識・技術等を習得させる指導・育成手法。保育所、幼稚園等では、教育・保育の質の向上を図るうえで研修が重要であり、中でも、同僚と話し合い、自らの教育・保育を振り返りながら次の課題を見い出すために、職場内での研修を行うことが大切である。

か 行

外国語指導助手（A L T）

（Assistant Language Teacher）

児童生徒の外国語によるコミュニケーション能力の育成、外国語教育の充実および地域レベルの国際交流の進展を図るため、学校訪問などにより、児童生徒や教員に対する語学指導などを行う者。

かがわ育児の日

毎月19日を「かがわ育児の日」とし、「会社」・「お店」・「地域」とそれぞれの立場でできる子育て支援に参加する日。

かがわ縁結び支援センター（EN-MUSUかがわ）

少子化の大きな要因となっている晩婚化の進行や未婚化の上昇を抑制するため、県が平成28年10月に開設

した結婚を希望する男女の出会い・結婚をサポートする拠点。

かがわ思いやり駐車場制度

公共的施設に設置されている障害者等用駐車場の適正な利用のため、障害のある方や要介護認定を受けた高齢者、妊産婦など移動に配慮が必要な方に、県が「かがわ思いやり駐車場利用証」を交付することにより、利用者を明確にし、駐車場管理者等の協力を得ながら、不適切な駐車を解消し、障害のある方等に配慮した環境づくりを推進するもの。

香川県就学前教育振興指針

本県、各市町及び各就学前教育施設における就学前教育の取組みの指針。

かがわ子育て支援県民会議

みんなの行動で少子化の流れが変えられるよう、関係団体、関係企業、行政機関等を含む全県をあげて連携を図り、次代を担う子どもとその家庭を社会全体で支援する気運を醸成し、子育てをみんなで支えるかがわの実現をめざすことを目的に、平成18年9月14日に設立された。現在、官民66団体で構成されている。

かがわ子育てステーション

子どもやその保護者等が気軽に訪れ、相談支援や地域の子育てに関する情報、子育て家庭の交流の場を提供することができる施設。

かがわこどもの駅

妊婦や子育て家庭が安心して外出できるよう、おむつ替えができる設備（ベビーバット、ベビーシートなど）、授乳の場、こども用トイレ（補助便座、ベビーキープを含む）、妊婦用駐車場（高齢者用、障害者用との共用の場合もある）の4つのうち2つ以上の設備が整っている県内施設を、「かがわこどもの駅」として香川県が認定し、妊婦や子育て家庭にやさしいまちづくりを進めている。

かがわ女性キラサバ宣言

女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組みを推進している本県の企業および団体等が、その取組み内容を宣言するもの。

かがわ人口ビジョン

本県における人口の現状を分析し、目指すべき将来の方向を提示したもの。平成27年10月に策定し、令和2年3月に策定後の人口の動向等を踏まえ改訂。

かがわ働き方改革推進宣言

「働き方改革」に積極的に取り組んでいる企業および団体等が「働き方改革」に関する目標や具体的な取り組み内容を宣言するもの。

学習障害（LD）(Learning Disabilities)

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指すもの。

家族再統合プログラム

児童相談所や関係機関が、虐待を受けて児童福祉施設等で生活している子どもやその家族および在宅で虐待問題を抱えている子どもやその家族が再び仲良く安心して暮らせるよう支援していくための計画。

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）

学識経験者、保護者、地域住民の代表者などが、学校の運営や、運営への必要な支援に関して協議するために、教育委員会が学校ごとに設置する機関。

家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（利用定員5人以下）を対象に行われるきめ細かな保育事業。

企業主導型保育事業

企業が、従業員の多様な働き方に応じて提供する柔軟な保育サービス。従業員のほか、地域の子どもも受け入れることができる。認可外保育施設の一つであるが、事業主拠出金を財源として、運営費・整備費について認可保育施設と同様の助成が受けられる。

居宅訪問型保育事業

障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で行われる保育事業。

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、養成機関で修業する場合に、給付金を支給することで生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするもの。

子育て行動計画策定企業認証マーク

優れた一般事業主行動計画を策定し、働きながら子育てしやすい職場環境づくりを積極的に行っていると認められる、県内に本店のある企業等（常時雇用者数100人以下）に交付する。

子育てサークル

地域子育て支援拠点などで、情報交換や交流、子育て支援活動を目的に定期的に集まる子育て家庭の親等からなるグループ。

子育てバリアフリー

子どもを安心して生み育てることができるよう、子どもや子育て家庭にやさしい環境をつくること。

子育てボランティア

市町の社会福祉協議会などで実施する子育てボランティア養成研修の修了者または子育てに関する知識をもってボランティアとして子育て支援活動を行う者。

こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う市町村の機関。

子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づいて、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく制度。

子ども・子育て支援法

小学校就学前子どもの教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため制定された（平成24年8月22日公布）。都道府県には、実施主体である市

町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することが義務付けられた。

子ども読書の日

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、子どもの読書活動の推進に関する法律第10条により、4月23日は「子ども読書の日」と定められている。

さ 行

さぬきこどもの国（高松市香南町由佐3209）

わくわく児童館（大型児童館）を中心に児童に健全な遊びと創造的活動の場を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、科学とのふれあいを通じて児童の科学に親しむ心を育み、次代の社会を担う児童の健全な資質の向上を図るための県立施設。

産後ケア

母子とその家族が健やかな育児ができるよう、市町村が出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行うもの。病院や助産院等で助産師等による相談・指導が行われる。

事業所内保育事業

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業。

思春期やせ症（神経性食欲不振症）

本人の心の問題を食べないという誤った摂食行動で解消しようとして極端に体がやせてしまい（標準体重の80%以下）、やがてさまざまな障害を引き起こす症状を「やせ症」と呼び、中でも思春期の子どもたちに発症するケースは「思春期やせ症」と呼ばれている。心の病の一つであり、勉強や部活の中で味わった挫折、進路の迷いや人間関係など、本人が抱えている大きなストレスや挫折感からの逃避ややせ願望などが原因で発症する。圧倒的に女子に多く、小学高学年から見られるようになり、中学生で急増している。

次世代育成支援対策推進法

次世代育成支援対策に関し、基本理念および関係者の責務を明らかにしたもので、行動計画策定指針に基づき、国、地方自治体、従業員301人以上の事業主に行動計画の策定が義務付けられた（平成15年7月16日公布）。法律の一部改正により、平成23年4月1日以降は、従業員101人以上に拡大。

施設入所児童家庭生活体験事業

児童養護施設等で生活している子どものうち、さまざまな事情によって週末等の一時帰省ができない子どもを、ファミリー（短期滞在委託家庭）として登録している家庭に週末や休暇期間中などに短期間迎え入れて支援するもの。

児童家庭支援センター

児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着し、休日夜間も含めてきめ細やかな相談支援を行うことを目的とする施設。

児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期間入所させ、または保護者のもとから通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療および生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

児童自立支援施設

子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する施設。平成9年の児童福祉法改正により、「教護院」から名称を変更し、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童も対象に加えた。

児童発達支援

主に未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行うもの。

児童発達支援センター

児童発達支援の中で、施設の有する専門機能を生かし、地域の障害児やその家族との相談、他事業所への援助・助言などを行う地域の中核的な療育支援施設。

児童養護施設

保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

自閉症

「社会性の障害」、「コミュニケーションの障害」、「想像力の障害」の3つの特徴をもつ障害で、通常3歳までには何らかの症状がみられる。脳の機能障害が原因と考えられている。

周産期医療

周産期とは、妊娠満22週から生後1週未満までの期間をいう。この期間は、母子ともに異常を生じやすく、突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療体制が必要であることから、特に周産期医療と表現されている。

小規模グループケア

児童養護施設等において、できるだけ家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を深めながら、よりきめ細かなケアを小規模なグループにより提供すること。

小規模住居型児童養育事業

要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者がその住宅を利用し、家庭的な環境のもとで児童間の相互作用を生かしつつ養育を行う事業。

小規模保育事業

少人数（利用定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かに行われる保育事業。

小児慢性特定疾病

児童または児童以外の満20歳に満たない者が当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、およびその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして定められた762疾病をいう。

都道府県等では、この小児慢性特定疾病にかかっており、当該疾病の程度が一定程度以上である児童等の保護者に対し、申請に基づき、医療に要する費用が支給される小児慢性特定疾病医療費支給事業を行っている。

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の指定講座等を受講し、修了した場合、経費の60%（限度額あり）が支給される。

第3期かがわ健やか子ども基金事業

子育てなどを取り巻く状況やニーズは地域によって異なることから、市町が地域のニーズに応じて計画的に行う、創意工夫を凝らした少子化対策、母子保健及び子育て支援事業の実施に対して支援する本県独自の制度。

新生児マススクリーニング

新生児における心身障害（精神遅滞、脳障害およびその他の身体障害等）の原因となる先天性代謝異常などの疾患やその疑いを早期に発見し、発病する前から治療ができるようにすることを目的とした検査。先天性代謝異常等検査とも呼ばれる。フェニルケトン尿症、先天性副腎過形成症、クレチン症など20種類の疾患が対象となっている。

スクールカウンセラー

学校に派遣された、臨床心理に関して高度な知識・経験を有する心理の専門家。児童生徒の人間関係やいじめ、不登校など学校生活上の悩みや心理的な問題の相談に応じるほか、保護者や教員からの児童生徒への関わり方についての相談に応じる。

スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒が抱える問題に対応するため、教育や社会福祉などの専門知識を用いて、児童生徒が置かれたさまざまな環境へ働き掛けるほか、関係機関と連携して支援を行う専門家。

健やか香川21ヘルスプラン

県民の誰もが共に支えあいながら希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指すため、「健康長寿かがわの実現」を基本目標として策定した、健康増進法第8条第1項の規定に基づく「都道府県健康増進計画」。

成育医療

妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階

において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等。

先天性代謝異常等検査

「新生児マススクリーニング」を参照。

総合周産期母子医療センター

相当規模の母体・胎児集中治療管理室（MFICU）を含む産科病棟および新生児集中治療管理室（NICU）を含む新生児病棟を備え、常時の母体および新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫流産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等の母体または児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる医療施設で県が指定したもの。

た 行

地域型保育事業

保育所が原則20人以上の児童を保育する施設に対し、原則19人以下の3歳未満児を保育する事業。保育所や認定こども園は都道府県等が認可・認定を行うが、地域型保育事業は市町村が認可を行い、保育内容の支援や卒園後の受け皿を担う連携施設（保育所、認定こども園、幼稚園）が設定されている。

地域子ども・子育て支援事業

市町村が、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する次の事業（子ども・子育て支援法第59条）。利用者支援事業、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、妊産婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業。

チャイルドケア教室

少年サポートセンター員が保育所や幼稚園等に出向き、保護者に子どもを非行等に走らせることなく豊かな心と思いやりを持った人間にするために、乳幼児期に何を教え、どう論じていけばよいかという家庭教育のポイントについて補導や相談事例を交えて紹介する教室。

注意欠陥多動性障害（ADHD）

（Attention-Deficit,Hyperactivity-Disorder）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学習等に支障をきたすもの。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、個別の指導計画等の作成支援、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

（Domestic Violence）

配偶者等からの暴力。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力に分類される。

な 行

乳児院

保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設。

乳幼児健康診査

母子保健法第12条および第13条の規定により、市町村が乳幼児に対して行う健康診査。乳幼児期の疾病や異常の早期発見のため、医師の診察や、保健師の相談・指導が行われる。

妊産婦健康診査

母子保健法第13条の規定により、市町村が妊産婦に対して行う健康診査。妊婦や胎児、産婦の健康状態を定期的に確認し、疾病や異常を早期発見するため、医師の診察や、助産師等の相談・指導が行われる。

妊娠出産サポート

妊娠、出産について知りたいことや悩みや不安、「妊娠を素直に喜べない」「なんとなく気分が落ち込む」などの精神的不調、望まない妊娠または計画していない妊娠などについて、メール、電話、面談により産婦人科医師、助産師に個別に相談できる専用相談窓口。

認定こども園

保育所と幼稚園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況およびその変化等によらず保育・教育を一体的に行うとともに、すべての子育て家庭を対象に地域における子育て支援を行う施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型がある。

認定こども園法

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）の通称。認定こども園に関する認定手続き等が定められている。また、認定こども園法の改正（「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号））により、「学校および児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」としての新たな「幼保連携型認定こども園」が創設された。

妊孕性温存治療

がん等原疾患の治療により生殖機能が低下する又は生殖機能を失うおそれがある場合に、未受精卵子や受精卵、卵巣組織、精子を凍結・保存することで、将来に妊娠、出産できるよう生殖機能を温存する治療法。

は 行

ハイリスク妊産婦

基礎疾患や異常妊娠分娩歴がある妊婦、妊娠高血圧症候群などの合併症を発症した妊婦や社会的・経済的に困難を抱えている妊婦など、母児に重大な結果を及ぼすおそれが高い妊産婦。

働き方改革

多様な働き方を可能とするとともに、中間層の厚みを増しつつ、格差の固定化を回避し、成長と分配の好循環を実現させていこうとする取組み。

発達障害者支援センター

発達障害児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害児（者）およびその家族からの相談に応じ、適切な指導または助言を行うとともに、関係施設および関係機関との連携強化等により、地域における総合的な支援体制の整備を行う機関。

ファミリー・サポート・センター

地域の中で、「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助をしたい人」が会員となって、一時的な子育てを助け合う有償ボランティアで、仕事で保育所のお迎えができない時、通院や冠婚葬祭などの用事があり子どもを預かってほしい時、リフレッシュしたい時などに利用できる会員制の組織。

ファミリーホーム

小規模住居型児童養育事業を行う住居。

不育症

妊娠はするが、流産、死産や新生児死亡などを繰り返して結果的に子どもを持っていない場合、不育症と呼ばれる。習慣（あるいは反復）流産はほぼ同意語だが、これらには妊娠22週以降の死産や生後1週間以内の新生児死亡は含まれず、不育症はより広い意味で用いられている。学会でも何回流産を繰り返すと不育症と定義するか未だ決まっていないが、一般的には2回連続した流産・死産があれば不育症と診断し、原因を探索する。また、1人目が正常に分娩しても、2人目、3人目が続けて流産や死産になった際、続発性不育症として検査し、治療を行う場合がある。

フィルタリング

インターネット上の有害情報が含まれるサイトを画面に表示しないように制限する機能。

福祉サービス第三者評価

事業者の提供する福祉サービスの質を、当事者（事業者および利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するもの。個々の事業者が、事業運営における具体的な問題点を把握して、福祉サービスの質の向上を図るとともに、評価結果が、利用者の適切なサービスの選択に資するための情報となることを目的としたもの。

ペアレントメンター

発達障害児（者）の子育て経験のある親であって、その経験を生かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う者。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマーク。

保育教諭

教育・保育を一体的に行う施設である幼保連携型認定こども園における中心的な職員。保育士資格と幼稚園教諭の普通免許状の両方を持つことが原則。

保育士支援員

保育士資格を有していない者で、保育士の業務を軽減し離職防止を図るため、保育士の業務のうち、清掃、昼食の配膳・後片付け、午睡時の布団の上げ下ろしなどを行う者。

保育士人材バンク

保育士資格を有しながら保育施設で働いていないものの、保育施設での就労を希望する潜在保育士等の就職相談、あっせんの総合窓口。保育施設での就労を希望する潜在保育士等にバンクに登録してもらい、求人情報を提供するなど、人材を求めている保育施設との仲介を無料で行う。専任職員が、保育施設の求人、採用情報を収集・把握し、求職者と雇用者双方のニーズをきめ細かく調整することで就職を支援する。

保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うもの。

保育所等利用待機児童数

年度当初（4月1日時点）と年度途中（10月1日時点）において、保育の必要性の認定を受け、認可保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育事業）の利用申込みを行ったが、認可保育施設等を利用できない児童数。

放課後子供教室

放課後等に小学校の余裕教室等を活用して、すべての子ども達の安全安心な活動場所を確保し、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する。

放課後児童クラブ

昼間、労働等により保護者が家庭にいない小学生の健全育成を図るため、授業の終了後等に児童館、学校の余裕教室などを活用して遊びや生活の場を提供するもの。

放課後児童支援員

放課後児童クラブに置かれる職員。保育士等の資格を有し、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

放課後等デイサービス

就学している障害児に対し、授業の終了後または学校の休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うもの。

母子愛育会

若い母親から高齢者まで幅広い会員で構成される住民の自主組織で、母子の支援を中心に、声かけ・見守り訪問や母子保健に関する知識の普及等を行う。

母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭の親等に対して、就業相談や就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就業サービスや生活支援サービスを提供し、ひとり親家庭等の自立を支援する。

母子・父子自立支援員

県および市の福祉事務所に配置され、ひとり親家庭等の抱えているさまざまな問題を把握し、相談に応じるとともに、その解決に必要なかつ適切な助言・情報提供を行う。

母子保健推進員

市町村が行う母子保健推進事業に関し、市町村から委嘱を受け、母子保健に関する知識の普及、健康診査や健康相談等の勧奨、健康診査等の場での身体計測や介助等の支援などを行っている。

ま 行

みんなで子どもを育てる県民運動

地域の大人みんなで積極的に子どもたちにかかわって、子どもたちを健やかに育んでいこうと、「君が好き！あなたが大事！」を合言葉に、小学校区ごとに設けた校区会議が中心となって、あいさつ運動や美化運動、安全パトロール、ふれあい活動など、さまざまな活動を実施している。知事部局、教育委員会、警察本部、青少年育成香川県民会議、（公財）明治百年記念香川県青少年基金が連携、協力して実施している。

みんなトクだね応援団

「かがわ育児の日」（毎月19日）を中心に子育て家庭向けに商品の割引・特典などのサービスを提供し、地域の子育て支援に貢献する企業・店舗・施設の取組み。18歳未満の子どもと家計を共にしている家族が利用できる。

や 行

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

幼児教育スーパーバイザー

幼稚園・保育所・認定こども園を巡回訪問し、就学前教育に関して相談業務や指導・助言を行う幼児教育に関する知識・経験を有する者。

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月1日から、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたち（0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちを含む）の利用料を無償化したもの。

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型に抜本的に変えるために、また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図るという少子化対策の観点などから実施している。

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第25条の2の規定により設置される協議

会。要保護児童や要支援児童およびその保護者、特定妊婦に対して、適切な保護や支援を行うために必要な情報の交換や支援の内容に関する協議を行う。

ら 行

レスパイト・ケア

里親及びファミリーホーム養育者の一時的な休息のため、委託されている子どもを他の里親家庭や乳児院、児童養護施設等に預かってもらう制度。